官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（五二）　四
〔条　約〕
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書（三）　五
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定（四）　三
〔省　令〕
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務八七）　六
○国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四八）　六
〔規　則〕
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一七―一七七）　九三
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―一一四）　九四
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一五七）　九四
○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（同一一―一一―七）　九六
〔法規的告示〕
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件（農林水産・経済産業・環境二）　九九
○低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（経済産業八一）　一〇〇
○ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針の一部を改正する件（国土交通・環境四）　一〇二
〔その他告示〕
○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一〇三
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務二〇八）　一〇四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の日本国とキルギス共和国との間における適用の終了の通告に関する件（同二〇九）　一〇四
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（同二一〇）　一〇五
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（国土交通八〇七、八〇八）　一〇七
○道路に関する件（関東地方整備局一八七、一八八）　一〇七
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二五）　一〇八
法　務
公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告（法務省）　一〇八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低工賃公示二）　一〇九
国家試験
二千二十六年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　一〇九
二千二十六年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一一一
二千二十六年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　一一三
二千二十六年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一一三
二千二十六年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一一四
令和八年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　一一五
令和八年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　一一六
通関士試験公告（財務省）　一一七
医師国家試験の施行（厚生労働省）　一一八
歯科医師国家試験の施行（同）　一一九
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一二〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（法律第五十二号）（法務省）

第１　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正（危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加）

１　次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処するものとする。（第二条関係）

⑴　アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。）で自動車を走行させる行為

⑵　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ　最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度）が六十キロメートル毎時以下である場合　最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ　最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合　最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

⑶　殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

２　アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処するものとする。（第三条関係）

第２　道路交通法の一部改正（酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化）

第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）にあったものは、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。（第百十七条の二関係）

第３　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第４　附則

１　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

２　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書（条約第三号）（外務省）

この議定書は、我が国とインドネシア共和国との間の物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の幅広い分野においてルールを一層整備するものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この議定書の附属書Ａに掲げる目次が協定の目次に代わることを定める。（第一条関係）

２　協定第一章（総則）の改正

⑴　協定第二条１を改め、協定の一般的定義に「議定書」及び「貿易関連知的所有権協定」の定義を追加する。（第二条関係）

⑵　協定第十一条を改め、一般的例外として認められる措置には環境に関する措置が含まれること等を定めるとともに、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置として中枢的な公共基盤の防護のためにとる措置を追加すること等を定める。（第三条関係）

３　協定第二章（物品の貿易）の改正

協定第二十六条⑹を改め、物品の貿易に関する小委員会が、その任務として、協定第二章の規定に関連する問題（統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。）について討議すること等を定める。（第四条関係）

４　協定第七章（自然人の移動）の改正

協定第九十五条を改め、各締約国は、入国及び一時的な滞在等に関し、自国の法令に従い、要件を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努めること等を定める。（第五条関係）

５　協定第七章のＡ（電子商取引）の組込み

協定第七章の次に協定第七章のＡを加えることを定める。同章の規定の概要は、次のとおりである。（第六条関係）

⑴　同章の規定の適用範囲について定める。

⑵　同章における「コンピュータ関連設備」、「個人情報」等を定義している。

⑶　各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持すること等を定める。

⑷　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持すること等を定める。

⑸　締約国は、電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持することを定める。

⑹　いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならないこと等を定める。

⑺　いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を定める。

⑻　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならないこと等を定める。

⑼　電子商取引に関する協力について、中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること等を定める。

６　協定第九章（知的財産）の改正

⑴　協定第百六条３を改め、各締約国が自国の必要な手続に従い加入するよう努める国際協定に、千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を追加する。（第七条関係）

⑵　協定第百十二条を改め、各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人等が、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正する機会を確保することを定める。（第八条関係）

⑶　協定第百十三条を改め、各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間中に当該意匠を公開しないよう請求することができること等を定める。（第九条関係）

⑷　協定第百十四条の次に協定第百十四条のＡを加え、各締約国が自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること等を定める。（第十条関係）

⑸　協定第百十七条を改め、不正競争行為について、他の者の商品又はサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を不正に使用する行為等を禁止すること等を定める。（第十一条関係）

⑹　協定第百十九条を改め、国境措置に関し、不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放の停止の申立ての二回以上の輸送への適用、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品の留置又は当該物品の解放の停止における通知、職権による当該物品の解放の停止、権利者による税関当局への情報提供等について定める。（第十二条関係）

⑺　協定第百二十条を改め、締約国の司法当局は、民事上の司法手続において、損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有すること等を定める。（第十三条関係）

⑻　協定第百二十一条を改め、各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保すること等を定める。（第十四条関係）

7　協定第十章（政府調達）の改正

⑴　協定第百二十四条の前に協定第百二十三条のＡから協定第百二十三条のＣまでを加えることを定める。これらの条の規定の概要は、次のとおりである。（第十五条関係）

イ　各締約国は、政府調達に関する措置の透明性を高めること及び政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施することを行うよう努めること等を定める。

ロ　各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であって自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を速やかに公表することを定める。

ハ　一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与えることを定める。

⑵　協定第百二十四条を改め、各締約国は、政府調達に関する両締約国間の連絡等を円滑にするため、連絡部局を指定すること等を定める。（第十六条関係）

⑶　協定第百二十四条の次に協定第百二十四条のＡを加え、政府調達の制度に関する理解を高めるための両締約国間の協力について定める。（第十七条関係）

⑷　他の条の改正に伴う協定第百二十五条２の規定の技術的な修正について定める。（第十八条関係）

8　協定第十五章（最終規定）の改正

⑴　協定第百五十条を改め、協定の附属書及び注釈のほか、協定の付録も協定の不可分の一部を成すことを定める。（第十九条関係）

⑵　協定第百五十二条３を改め、両締約国政府間の外交上の公文の交換によって行うことができる改正の対象として、統一システムの改正に伴う協定附属書一に関係する改正であって関税率の変更を伴わないものを追加する。（第二十条関係）

9　協定附属書の改正

協定附属書一及び協定附属書八から協定附属書十までを、この議定書の附属書Ｂからこの議定書の附属書Ｅまでに定めるところによりそれぞれ改めることを定める。（第二十一条～第二十四条関係）

10　議定書の附属書及びその付録の位置付け

この議定書の附属書及びその付録がこの議定書の不可分の一部を成すことを定める。（第二十五条関係）

11　効力発生

この議定書の効力発生等について定める。（第二十六条関係）

12　議定書の附属書（附属書関係）

⑴　附属書Ａ（協定の目次の改正）

協定の新たな目次について定める。

⑵　附属書Ｂ（協定附属書一の改正）

イ　協定附属書一第一編（一般的注釈）の改正

協定附属書一第一編に規定する一般的注釈を、ロに記載する日本国の関税に係る約束の修正及びハに記載するインドネシアの関税に係る約束の修正にそれぞれ対応したものとなるよう修正する。

ロ　協定附属書一第二編（日本国の表）の改正

協定附属書一第二編に定める日本国の関税に係る約束に関し、百十四品目について関税の撤廃及び引下げ等を行うことを定める。

ハ　協定附属書一第三編（インドネシアの表）の改正

協定附属書一第三編に定めるインドネシアの関税に係る約束に関し、二十五品目について関税の撤廃、関税の引下げ等を行うことを定める。

⑶　附属書Ｃ（協定附属書八の改正）

イ　協定附属書八第一編（日本国の特定の約束に係る表）の改正

協定附属書八第一編に定めるサービスの貿易に関する日本国の特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

㈠　各分野に共通の制限として、日本国における土地の取得等について定める。

㈡　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）についての約束の範囲を拡大する。

ロ　協定附属書八第二編（インドネシアの特定の約束に係る表）の改正

協定附属書八第二編に定めるサービスの貿易に関するインドネシアの特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

㈠　自己が所有し、又は賃借する不動産（住宅用途及び複合用途の高層建築物に限る。）に関するサービスについて約束を行う。

㈡　倉庫サービスについて約束を行う。

㈢　貨物運送取扱サービスについて約束を行う。

⑷　附属書Ｄ（協定附属書九の改正）

協定附属書九第一編（日本国の表）を改め、サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない日本国の措置として、日本国における土地の取得等について定める。

⑸　附属書Ｅ（協定附属書十の改正）

イ　協定附属書十第一編（日本国の特定の約束）の改正

協定附属書十第一編に定める自然人の移動に関する日本国の特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

㈠　インドネシアの自然人のうち、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者及び日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者について、その一時的な滞在の期間を五年までの期間に改める。

㈡　インドネシアの自然人のうち、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者の入国及び一時的な滞在に係る約束及び条件を改める。

ロ　協定附属書十第二編（インドネシアの特定の約束）の改正

協定附属書十第二編に定める自然人の移動に関するインドネシアの特定の約束を修正する。具体的には、日本国の自然人のうち、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者について、業務活動の範囲を拡大する。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とキルギス共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税、防衛特別法人税及び住民税について、キルギス共和国においては法人の利得に対する租税及び個人に対する所得税について適用する。（第一条及び第二条関係）

２　この協定上、一定の用語は、それぞれこの協定において定義された意義を有し、この協定に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

３　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対しては、源泉地国において、親会社が子会社から受け取る配当の場合には五パーセントを超えない税率により、その他の配当の場合には十パーセントを超えない税率により、それぞれ課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合には課税が免除され、その他の利子の場合には八パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、八パーセントを超えない税率により課税することができる。（第十条～第十二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第十三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第十四条～第十六条関係）

7　一方の締約国の居住者に支払われる退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生等が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第十七条～第十九条関係）

8　この協定の各条に規定がない所得に対しては、所得を取得する者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二十条関係）

9　日本国の居住者が納付するキルギス共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。キルギス共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、キルギス共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二十一条及び第二十二条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二十三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二十四条関係）

12　この協定は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二十五条関係）

13　取引等の主要な目的がこの協定の特典を受けることである場合には、この協定の特典は与えられない。（第二十六条関係）

14　この協定は、各締約国がこの協定の効力発生に必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。また、この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二十八条及び第二十九条関係）

法　律

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十二号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第一条　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「原動機付自転車」の下に「（次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。）」を加える。

第二条第一号を次のように改める。

一　アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為

第二条中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

第二条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度で自動車を運転する行為（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に満たないものに限る。）

イ　最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（原動機付自転車を運転する場合にあっては、同法第三条に規定する普通自動二輪車の最高速度）をいう。以下この号において同じ。）が六十キロメートル毎時以下である場合　最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ　最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合　最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二　薬物影響正常運転困難状態（薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為

第三条第一項中「又は薬物の影響により」を「の影響により」に「そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態」を「アルコール影響正常運転困難状態」に改め、同項に後段として次のように加える。

薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者も、同様とする。

第六条第一項中「第三号」を「第五号」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第二条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十七条の二第一項第一号中「状態（」の下に「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他」を加える。

第百十七条の二の二第一項第三号中「身体に」の下に「血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム未満の範囲内又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム未満の範囲内において」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（免許の拒否等に関する経過措置）

3　この法律の施行前にした行為を理由とする道路交通法第八十四条第一項に規定する免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は同項に規定する自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋

条約

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第三号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書

前文

日本国及びインドネシア共和国（以下「両締約国」という。）は、

二千七年八月二十日にジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）第百五十一条の規定に従って協定の一般的な見直しを行い、協定が、現在の進展に対応するに当たり事業にとって引き続き妥当であることを確保するために、特に、物品の貿易、サービスの貿易、自然人の移動、知的財産及び政府調達の分野において協定を改善する必要があることを認識し、

変化する国際的な事業慣行及び貿易慣行並びに両締約国間の電子商取引の一層の重要性を考慮に入れて協定の近代化を図ることを希望し、

協定第百五十二条の規定に従って協定を改正するための議定書を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定の目次をこの議定書の附属書Aに掲げる新たな目次に改める。

第二条

協定第二条1中(g)を(i)とし、(f)の次に次の(g)及び(h)を加える。

(g)　「議定書」とは、二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書をいう。

(h)　「貿易関連知的所有権協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第三条

協定第十一条1から4までを次のように改める。

1　次章から第五章まで、第七章のA及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈　両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること及び同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2　第五章から第七章のAまでの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（その注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈　両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

3　この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii)　通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置

注釈　中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv)　国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

4　一方の締約国は、1から3までのいずれかの規定に従って、第五章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第四条

協定第二十六条(b)を次のように改める。

(b)　この章の規定に関連する問題（統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。）について討議すること。

注釈　両締約国は、各締約国が統一システムの改正の後に附属書一の表に定める関税の譲許を実質的に変更することなく自国の関税率表の更新を行うこと及び当該更新が第百五十二条に定める改正を構成するものでないことを了解する。

第五条

協定第九十五条３の次に次の４から７までを加える。

４　一方の締約国は、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請であって、第九十二条の規定の対象となる他方の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものの処理を、不当に遅滞することなく行う。

５　締約国の権限のある当局は、入国の許可及び一時的な滞在の許可についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。

６　各締約国は、要請があった場合には、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請を受理した後合理的な期間内に、申請者に対して次の事項を通知する。

(a)　申請の受理

(b)　申請の処理状況

(c)　申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

７　各締約国は、入国及び一時的な滞在又は一時的な滞在に係る期間の更新に関し、自国の法令に従い、要件（必要とされる書類を含む。）を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努める。

第六条

協定第七章の次に次の一章を加える。

第七章のＡ　電子商取引

第九十六条のＡ　適用範囲

１　この章の規定は、電子商取引に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

２　この章の規定は、政府調達については、適用しない。

３　この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該他の章の規定が優先する。

第九十六条のＢ　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピューター・サーバー及び記憶装置をいう。

(b)　「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、対象者には、附属書七第一節２(a)(ii)及び(iii)に定義する「金融サービス提供者」及び「公的機関」を含まず、また、金融機関を含まない。

(i)　一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の第五十八条(f)に定義する「投資財産」

(ii)　第五十八条(h)に定義する「他方の締約国の投資家」

(iii)　いずれかの締約国の第七十七条(q)に定義する「サービス提供者」

(c)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(d)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

第九十六条のＣ　オンラインの消費者の保護

１　両締約国は、消費者が電子商取引を行うに当たり、当該消費者を詐欺的な又は誤認させる行為から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

２　この条の規定の適用上、詐欺的な又は誤認させる行為とは、消費者に実害をもたらす詐欺的な若しくは誤認させる行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的な若しくは誤認させる行為をいい、次の行為を含む。

(a)　重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であって、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの

(b)　消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為

(c)　消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落としを行う行為

３　各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持する。

４　両締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

第九十六条のＤ　個人情報の保護

１　両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びに当該個人情報を保護することの電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認める。

２　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための法令を制定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。

３　各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。

４　各締約国は、自国が電子商取引の利用者に提供する個人情報の保護に関する情報を公表すべきである。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　個人が救済を得ることができる方法

(b)　事業者が法的な要件を満たすことができる方法

５　各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識し、このような異なる制度の間の一貫性を促進する協力の発展を奨励すべきである。当該協力には、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その区域内における当該協力に関する情報を交換するよう努め、及び当該協力又は両締約国間で一貫性を促進する他の適当な取決めを拡大するための方法を探求する。

第九十六条のＥ　国内規制の枠組み

各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。

第九十六条のＦ　国境を越える情報の流通

１　両締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

２　いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。

注釈　この２の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令（二千十九年政令第七十一号）又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。

３　この条のいかなる規定も、２の規定に適合しない措置であって、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものでないことを条件とする。

(b)　自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

４　２の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

第九十六条のG　コンピュータ関連設備の設置

1　両締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の規制上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認識する。

2　いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

注釈　この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令（二千十九年政令第七十一号）又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。

3　この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であって、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものでないことを条件とする。

(b)　自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

4　2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

第九十六条のH　ソース・コード

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。

2　この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、一方の締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスに制限を課するものでないことを条件とする。

(b)　自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

3　この条のいかなる規定も、次のことを妨げるものではない。

(a)　商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該条件を履行すること。

(b)　締約国が、ソフトウェアをこの協定の規定に反しない法令に適合させるために必要とされる当該ソフトウェアのソース・コードの修正を要求すること。

4　2(b)の規定に該当する措置は、第十四章の規定による紛争解決の対象とならない。

第九十六条のI　協力

1　両締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。

(a)　中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。

(b)　両締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する両締約国間の対象を特定した協力のための分野（研究活動及び訓練活動、能力開発、技術援助の供与等）を特定すること。

(c)　電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。

(d)　産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。

(e)　電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。

2　両締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力を行うよう努める。

第七条

協定第六条3(c)の次に次の(d)を加える。

(d)　千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

第八条

協定第十二条7の次に次の8を加える。

8　各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人又は特許権者が、自国の法令に従って特許を十分かつ効果的に取得し、及び行使することを確保するため、審査の決定前及び特許の付与後の合理的な期間、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正することができることを定める。

注釈　この8の規定は、当該特許出願が、自国の国語以外の言語で行われ、かつ、その後自国の国語に翻訳された場合又は当該特許出願が、自国の国語以外の言語で記載された一若しくは二以上の先の出願であって優先権の主張の基礎となるものに基づき自国の国語に翻訳され、かつ、自国の国語で行われた場合について適用する。

第九条

協定第百十三条を次のように改める。

1　同条1に第三段として次のように加える。

各締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、その保護が及んではならないことを定める。

2　同条5の次に次の6及び7を加える。

6　各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7　各締約国は、1及び3の規定に基づいて構成部品（構成部品が複合製品の元の外観を回復するための修理を目的として使用されるか否かを問わない。）に意匠の保護を与えることを確保する。ただし、当該構成部品の意匠が登録されている場合に限る。

第十条

協定第百十四条の次に次の一条を加える。

第百十四条のA　地理的表示

1　各締約国は、自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保する。

2　この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合に、当該商品が締約国の区域又はその区域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

3　両締約国は、地理的表示に関し、貿易関連知的所有権協定第二十三条の規定の適用を妨げることなく、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a)　商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、問題となっている商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(b)　千八百八十三年三月二十日にパリで署名された工業所有権の保護に関するパリ条約（その改正を含む。）第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

４　各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、利害関係を有する者に対し、少なくともぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料及び農産品を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としない同一又は同種の商品に使用されることを自国の区域内において防止するための法的手段を確保する。

注釈１　各締約国は、この４に規定する義務に関し、第百二十条の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

注釈２　この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注釈３　この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

注釈４　この４の規定の適用上、「同種の商品」とは、締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品に関連して、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品をいう。

５　両締約国は、地理的表示の相互承認に関する協定を締結するよう努める。

６　両締約国は、自国の地理的表示の保護に関する情報（対象となる制度、手続及び商品に関する情報を含む。）を交換することができる。

第十一条

協定第百十七条を次のように改める。

１　同条３(d)の次に次の(e)を加える。

(e)　不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を使用する行為

２　同条４(c)中「同一若しくは」を削る。

第十二条

協定第百十九条を次のように改める。

第百十九条　国境措置に係る権利行使

１　各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、行政上又は司法上の権限のある当局に対し、当該不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう申立てを提出することができる手続を採用する。各締約国は、当該申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

注釈　締約国は、権利者が自己の有効な商標権又は著作権を自国の税関当局に登録することができる記録制度を定めることにより、この１、３及び４に定める義務を履行することができる。

２　締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の税関当局が、権利者に対し、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、物品に関する記述、物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について通知する権限を有することを定める。

３　各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、自国の税関当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。

４　各締約国は、権利者が、自国の税関当局に対し、この条に定める国境措置の実施に資することのある情報を合理的な期間内に提供することができることを確保する。

５　各締約国は、１及び３に定める手続の開始の後合理的な期間内に、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを自国の行政上又は司法上の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持する。

６　各締約国は、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品であると認定した物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

注釈　この６の規定の適用上、「権限のある当局」には、司法当局を含めることができる。

７　各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第十三条

協定第百二十条を次のように改める。

１　同条中２を３とする。

２　同条中１を削り、同条に次の１及び２を加える。

１　各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

２　締約国の司法当局は、１に規定する損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価（侵害の対象となった物品又はサービスの価値であって市場価格によって評価されるものを含めることができる。）を考慮する権限を有する。

第十四条

協定第百二十一条を同条１とし、同条に次の２を加える。

２　各締約国は、１に定める犯罪に関し、自国の司法当局が不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の生産において使用される材料及び道具の没収又は廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する。

第十五条

協定第十章中第百二十四条の前に次の三条を加える。

第百二十三条のＡ　原則

１　各締約国は、両締約国の経済成長を増進させるためにビジネス環境を一層改善するに当たって政府調達が重要であることを認識して、次のことを行うよう努める。

(a)　政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(b)　政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施すること。

２　調達機関は、次の(a)及び(b)の要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により政府調達を実施する。

(a)　利益相反を回避すること。

(b)　腐敗した慣行を防止すること。

第百二十三条のＢ　調達に関する情報

各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であって自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を、公衆に広く周知され、かつ、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面において、速やかに公表する。

第百二十三条のＣ　新たな交渉

一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。

第十六条

協定第百二十四条を次のように改める。

1　同条2を次のように改める。

2　各締約国は、この章の規定に関する全ての事項について両締約国間の連絡、情報の交換、協力及び協議を円滑にするため、連絡部局を指定する。

2　同条2の次に次の3を加える。

3　一方の締約国は、議定書の効力発生の日に、他方の締約国に対し、2に規定する自国の連絡部局を通報する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の連絡部局の変更を通報する。

第十七条

協定第百二十四条の次に次の一条を加える。

第百二十四条のA　協力

両締約国は、相互に合意する条件に従い、政府調達市場へのアクセスの機会を増大させることを目的として、それぞれの政府調達の制度に関する理解を高めるために協力する。

第十八条

協定第百二十五条2中「前条2に規定する自国の政府当局によって」を「第百二十四条2に規定する自国の連絡部局によって」に改める。

第十九条

協定第百五十条を次のように改める。

第百五十条　附属書、付録及び注釈

この協定の附属書及び付録並びにこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十条

協定第百五十二条3を次のように改める。

3　2の規定にかかわらず、改正が次に掲げる附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a) 附属書一（改正が、統一システムの改正に伴う改正であって、同附属書の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二

(c) 附属書三

第二十一条

協定附属書一をこの議定書の附属書B及びその付録に定めるところにより改める。

第二十二条

協定附属書八をこの議定書の附属書Cに定めるところにより改める。

第二十三条

協定附属書九をこの議定書の附属書Dに定めるところにより改める。

第二十四条

協定附属書十をこの議定書の附属書Eに定めるところにより改める。

第二十五条

この議定書の附属書及びその付録は、この議定書の不可分の一部を成す。

第二十六条

1　この議定書は、この議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2　この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで、英語、日本語及びインドネシア語により本書二通を作成した。ただし、附属書B第三編及び附属書C第二編については、英語及びインドネシア語により本書二通を作成した。この議定書は、全ての言語の本文をひとしく正文とする。日本語及びインドネシア語の本文は、この議定書についての参考のために作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
上川　陽子外務大臣

インドネシア共和国のために
ズルキフリ・ハッサン商業大臣

附属書A　協定の目次の改正

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　公衆による意見提出の手続
第五条　行政上の措置に関連する手続
第六条　審査及び上訴
第七条　行政指導
第八条　腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置
第九条　秘密の情報
第十条　租税
第十一条　一般的例外及び安全保障のための例外
第十二条　他の協定との関係
第十三条　実施取極
第十四条　合同委員会
第十五条　小委員会
第十六条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十七条　定義
第十八条　物品の分類
第十九条　内国民待遇
第二十条　関税の撤廃
第二十一条　関税上の評価
第二十二条　輸出補助金
第二十三条　非関税措置
第二十四条　二国間セーフガード措置
第二十五条　国際収支の擁護のための制限
第二十六条　物品の貿易に関する小委員会
第二十七条　物品の貿易のための運用上の手続規則

第三章　原産地規則
第二十八条　定義
第二十九条　原産品
第三十条　累積
第三十一条　僅少の非原産材料
第三十二条　原産資格を与えることとならない作業
第三十三条　積送基準
第三十四条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三十五条　代替性のある産品及び材料
第三十六条　間接材料
第三十七条　附属品、予備部品及び工具
第三十八条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十九条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第四十条　関税上の特恵待遇の要求
第四十一条　原産地証明書
第四十二条　輸出に関する義務
第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請
第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第四十六条　秘密性
第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十八条　雑則
第四十九条　原産地規則に関する小委員会
第五十条　原産地規則のための運用上の手続規則
第四章　税関手続
第五十一条　適用範囲
第五十二条　定義
第五十三条　透明性
第五十四条　通関
第五十五条　協力及び情報の交換
第五十六条　税関手続に関する小委員会
第五章　投資
第五十七条　適用範囲
第五十八条　定義
第五十九条　内国民待遇
第六十条　最恵国待遇
第六十一条　一般的待遇
第六十二条　裁判所の裁判を受ける権利
第六十三条　特定措置の履行要求の禁止
第六十四条　留保及び例外
第六十五条　収用及び補償
第六十六条　争乱からの保護
第六十七条　資金の移転
第六十八条　代位
第六十九条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第七十条　一時的なセーフガード措置
第七十一条　信用秩序の維持のための措置
第七十二条　利益の否認
第七十三条　収用を構成する租税に係る課税措置
第七十四条　環境に関する措置
第七十五条　投資に関する小委員会
第六章　サービスの貿易
第七十六条　適用範囲
第七十七条　定義
第七十八条　市場アクセス
第七十九条　内国民待遇
第八十条　追加的な約束
第八十一条　特定の約束に係る表
第八十二条　最恵国待遇
第八十三条　許可、免許又は資格
第八十四条　相互承認
第八十五条　透明性
第八十六条　独占及び排他的なサービス提供者
第八十七条　支払及び資金の移転
第八十八条　国際収支の擁護のための制限
第八十九条　セーフガード措置
第九十条　利益の否認
第九十一条　サービスの貿易に関する小委員会
第七章　自然人の移動
第九十二条　適用範囲
第九十三条　定義
第九十四条　特定の約束
第九十五条　要件及び手続
第九十六条　自然人の移動に関する小委員会
第七章のＡ　電子商取引
第九十六条のＡ　適用範囲
第九十六条のＢ　定義
第九十六条のＣ　オンラインの消費者の保護
第九十六条のＤ　個人情報の保護
第九十六条のＥ　国内規制の枠組み
第九十六条のＦ　国境を越える情報の流通
第九十六条のＧ　コンピュータ関連設備の設置
第九十六条のＨ　ソース・コード
第九十六条のＩ　協力
第八章　エネルギー及び鉱物資源
第九十七条　定義
第九十八条　投資の促進及び円滑化
第九十九条　輸入及び輸出の制限
第百条　輸出許可手続及びその運用
第百一条　エネルギー・鉱物資源規制措置
第百二条　環境上の側面
第百三条　地域社会の開発
第百四条　協力
第百五条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

第九章　知的財産
第百六条　一般規定
第百七条　定義
第百八条　内国民待遇及び最恵国待遇
第百九条　手続事項
第百十条　透明性
第百十一条　知的財産の保護の啓発の促進
第百十二条　特許
第百十三条　意匠
第百十四条　商標
第百十四条のＡ　地理的表示
第百十五条　著作権及び関連する権利
第百十六条　植物の新品種
第百十七条　不正競争行為
第百十八条　開示されていない情報の保護
第百十九条　国境措置に係る権利行使
第百二十条　民事上の救済に係る権利行使
第百二十一条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百二十二条　協力
第百二十三条　知的財産に関する小委員会
第十章　政府調達
第百二十三条のＡ　原則
第百二十三条のＢ　調達に関する情報
第百二十三条のＣ　新たな交渉
第百二十四条　情報の交換
第百二十四条のＡ　協力
第百二十五条　政府調達に関する小委員会
第十一章　競争
第百二十六条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第百二十七条　競争の促進に関する協力
第百二十八条　無差別待遇
第百二十九条　手続の公正な実施
第百三十条　第九条２の規定の不適用
第十二章　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進
第百三十一条　基本原則
第百三十二条　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会
第百三十三条　ビジネス環境の整備に関する連絡事務所
第十三章　協力
第百三十四条　基本原則
第百三十五条　協力の範囲及び形態
第百三十六条　協力の費用
第百三十七条　協力に関する小委員会
第十四章　紛争解決
第百三十八条　適用範囲
第百三十九条　一般原則
第百四十条　協議
第百四十一条　あっせん、調停又は仲介
第百四十二条　仲裁裁判所の設置
第百四十三条　仲裁裁判所の任務
第百四十四条　仲裁裁判手続
第百四十五条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第百四十六条　裁定の実施
第百四十七条　期間の変更
第百四十八条　費用
第十五章　最終規定
第百四十九条　目次及び見出し
第百五十条　附属書、付録及び注釈
第百五十一条　一般的な見直し
第百五十二条　改正
第百五十三条　効力発生
第百五十四条　終了
附属書一（第二章関係）　第二十条に関する表
　付録Ａ　附属書一第二編第一節７の規定に関連する証明書
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
附属書四（第五章関係）　第六十四条１(a)に規定する措置に関する留保
附属書五（第五章関係）　第六十四条３に規定する措置に関する留保
附属書六（第五章関係）　第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定
附属書七（第六章関係）　金融サービス
附属書八（第六章関係）　第八十一条に関する特定の約束に係る表
附属書九（第六章関係）　第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書十（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書十一（第八章関係）　エネルギー・鉱物資源物品の表
附属書十二（第八章関係）　第九十八条２に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定
附属書Ｂ　協定附属書一（第二章関係）（第二十条に関する表）の改正

第一編　一般的注釈

第Ｂ一条

協定附属書一第一編1を次のように改める。

1　同編1の柱書き中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。

2　同編1(h)中「日本国の」を削る。

3　同編1中(j)を(r)とし、(i)の次に次の(j)から(q)までを加える。

(j)　表の４欄に「Ｅ０」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日に撤廃する。

(k)　表の４欄に「Ｅ３」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l)　表の４欄に「Ｅ５」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(m)　表の４欄に「Ｅ７」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(n)　表の４欄に「Ｅ10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(o)　表の４欄に「E15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(p)　表の４欄に「D2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの二回の毎年均等な引下げにより、二パーセント削減する。

(q)　表の４欄に「D5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの五回の毎年均等な引下げにより、五パーセント削減する。

第Ｂ二条

協定附属書一第一編中３を削り、２の次に次の３から３Ｂまでを加える。

３　次編第二節及び第三編第二節における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編第三節及び第三編第三節における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

３Ａ　次編第三節に規定する日本国の表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であって同編第二節に規定する日本国の表に定めるものに優先する。

３Ｂ　第三編第三節に規定するインドネシアの表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であって同編第二節に規定するインドネシアの表に定めるものに優先する。

第Ｂ三条

協定附属書一第一編４中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。

第Ｂ四条

協定附属書一第一編５中(a)及び(b)を削り、次の(a)から(c)までを加える。

(a)　１(a)から(g)までの規定の適用上、一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　１(h)及び(j)から(q)までの規定の適用上、一年目の引下げは、議定書の効力発生の日に行う。その後の毎年の引下げは、この編（当該引下げが日本国の表に関するものである場合に限る。）及び次編については毎年四月一日に行い、この編（当該引下げがインドネシアの表に関するものである場合に限る。）及び第三編については毎年一月一日に行う。

第Ｂ五条

協定附属書一第一編６を次のように改める。

６　この編及び次編の規定（この編の規定については日本国の表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、

(a)　一年目については、次の期間をいう。

(i)　この編の１(a)から(g)まで及び５(a)並びに次編第一節１、４及び５並びに第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(ii)　この編の１(h)及び(j)から(o)まで、５(b)並びに８並びに次編第一節２、３、６及び７並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(b)　その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第Ｂ六条

協定附属書一第一編７を次のように改める。

７　この編及び第三編の規定（この編の規定についてはインドネシアの表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、

(a)　一年目については、次の期間をいう。

(i)　この編の１(a)から(g)まで及び５(a)並びに第三編第一節（２Ａ及び15Ａの規定を除く。）及び第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間

(ii)　この編の１(h)、(l)、(p)及び(q)、５(b)並びに８並びに第三編第一節２Ａ及び15Ａ並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間

(b)　その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第Ｂ七条

協定附属書一第一編８を次のように改める。

８　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節及び第三編第一節に定める一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。第一段の規定にかかわらず、次編第一節に定める合計割当数量に関しては、第一段の規定に従って減ぜられた合計割当数量が一年目において議定書の効力発生の前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、当該既に適用されている合計割当数量を一年目の合計割当数量とする。この８の規定の適用上、次編第一節及び第三編第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編　日本国の表

第Ｂ八条

協定附属書一第二編第一節を次のように改める。

1　同節柱書き中「1から6まで」を「1から7まで」に、「次節」を「次節及び第三節」に改める。

2　同節2(a)(i)を次のように改める。

(i)　合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年四千メートル・トンとする。

3　同節2(a)(iv)を削る。

4　同節3(a)(i)を次のように改める。

(i)　合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年八百メートル・トンとする。

5　同節3(a)(iv)を削る。

6　同節6(a)(i)を次のように改める。

(i)　合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年三万メートル・トンとする。

7　同節6(a)(iv)を削る。

8　同節６の次に次の７を加える。

７　表の４欄に掲げる区分に従って行われる関税の撤廃は、インドネシア政府がこの附属書の付録Ａの規定に従って証明する原産品について適用する。

9　この附属書の付録Ａを協定附属書一の付録Ａとして協定に加える。

第Ｂ九条

協定附属書一第二編を次のように改める。

1　同編第二節の次に次の節を加える。

第三節　前節の表に定める関税に係る約束を修正する日本国の表

2　同編第三節に次の表を加える。

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
○三・○一	魚（生きているものに限る。）			
	その他の魚（生きているものに限る。）			
○三○一・九四のうち	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）			
	養魚用の稚魚以外のもの			
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	三・五％	E5	
	くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	三・五％	E5	
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	三・五％	E5	
	養魚用の稚魚以外のもの			
○三○一・九五のうち				

○三〇一・九九のうち	その他のもの 養魚用の稚魚以外のもの	三・五%	E5
○三一・〇二	その他のもの ひらめ（パラリクティス属のもの） 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
○三一・〇三	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。） かつお くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス） くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス） その他のもの	三・五%	E5
○三一・三五のうち	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。） きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス） くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス） くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス） その他のもの	三・五% E0 E0	E5 E0 E0
○三一・三九	その他のもの その他の魚（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。） さめ その他のもの にしん（クルペア属のもの、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）並びにバラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい科のもの）以外のもの たちうお その他のもの（ふぐ、めぬけ類（セバステス属のものに限る。）、ぎんだら、きんめだい、あゆ及びくさかりつぼだい（プセウドペンタケロス・ウェエレリに限る。）を除く。） さんま（コロラビス属のもの。コロラビス・サイラを除く。） その他のもの	三・五% E0 E0	E5 E0 E0
○三一・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） 魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピクトバルボス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カトラ・カトラ・オステオキルス・ハセルティ、レブトバルボス・カトラ・オステオキルス・ハセルティ、ヒュプホタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの、うなぎ（アンギラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） ティラピア（オレオクロミス属のもの） なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの） その他のもの その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） めかじき（クスィフィアス・グラディウス） えい（がんぎえい科のもの） その他のもの にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）以外のもの その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三・五% E5 E5 E5 E5 E5 E5	E5 E5 E5 E5 E5 E5
○三〇四・三一			
○三〇四・三二			
○三〇四・三九			
○三〇四・四五			
○三〇四・四八			
○三〇四・四九のうち			

○三〇四・五九のうち	その他のもの にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）以外のもの くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・マッコイイ）以外のもの	三・五% E0	E5 E0
○三一・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	三・五% E0	E5 E0
○三〇五・五二	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピクトバルボス、カトラ・カトラ・オステオキルス・ハセルティ、レブトバルボス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュプホタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アンギラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	三・五% E5	E5 E5
○三〇五・五四のうち	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとしびしゃも（マルロトゥス・すまかじき（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの） にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）以外のもの	三・五% E7	E7 E7
○三〇五・五九のうち	その他のもの さけ科のもの以外のもの にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）以外のもの さんま（コロラビス属のもの。コロラビス・サイラを除く。） その他のもの 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 魚の頭、尾及び浮袋 浮袋以外のもの 乾燥したもの さけ科のもの以外のもの にしん（クルペア属のもの、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	三・五% X E15	E7 X E15
○三〇五・七二のうち		一〇・五%	一〇・五%
		一〇・五%	一〇・五%
		E7	E7

○三〇五・七九のうち	その他のもの										
	内臓以外のもの										
	乾燥したもの										
	さけ科のもの以外のもの										
○三・〇六	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	一〇・五％	Ｅ７								
○三〇六・一四のうち	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	四・〇％	Ｅ５								
○三〇六・三三のうち	冷凍したもの										
	かに										
	がざみ										
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	かに	四・〇％	Ｅ５								
	がざみ										
	その他のもの										
	かに	四・〇％	Ｅ５								
	くん製したもの										
	その他のもの										
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	七・二％	Ｅ５	一〇・〇％	Ｅ７						
○三〇七・一九のうち	かき										
	その他のもの										
	くん製したもの										
	貝柱	六・七％	Ｅ３								
	スキャロップ（ベクテン属、クラミュス属又はプラコベクテン属のもの。いたやがい科の貝を含む。）										
○三〇七・二九のうち	その他のもの										
	くん製したもの										
	いたやがい科の貝（ミュティルス属又はベルナ属のもの）										
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六・七％	Ｅ３								
○三〇七・三二	冷凍したもの	七・〇％	Ｅ７								
○三〇七・三九のうち	その他のもの	七・〇％	Ｅ５								
	くん製したもの										
	貝柱	六・七％	Ｅ３								
○三〇七・七二のうち	冷凍したもの										
	貝柱										
	はまぐり	X									
	その他のもの	三・五％	Ｅ５								
	あさり										
	その他のもの	七・〇％	Ｅ７								
	その他のもの										
	くん製したもの										
	貝柱	六・七％	Ｅ３								
○三〇七・七九のうち	クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ふじのはながい科、どりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）										
○三〇七・七九のうち	あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）										

○三〇七・八八のうち	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの）										
	くん製したもの										
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	六・四％	Ｅ５								
○三〇七・九一のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	貝柱	X									
	その他のもの										
	しじみ	七・〇％	Ｅ７								
○三〇七・九二のうち	冷凍したもの										
	貝柱	X									
	その他のもの										
	しじみ	七・〇％	Ｅ７								
○三〇七・九九のうち	その他のもの										
	くん製したもの										
	スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	六・七％	Ｅ３								
第八類											
○八・〇三	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮										
○八〇三・一〇のうち	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）										
	プランテイン										
	生鮮のもの										
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの										
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの										
○八〇三・九〇のうち	その他のもの										
	生鮮のもの										
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの										
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの										
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）										
○八〇四・三〇のうち	パイナップル										
	生鮮のもの										
	一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）	Q	3	Q	2	Q	2	Q	2	Q	2
第一三類											
一三・〇二	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス										
一五・一二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）										
一三〇二・一九のうち	植物性の液汁及びエキス										
	その他のもの										
	飲料のもと										
	植物性の一種類の原料から得たもの以外のもの										
第一五類											
一五・一二	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう										
一五一二・一一のうち	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物										
	粗油										
	酸価が〇・六を超えるもの	一六・五％	Ｅ15								
	サフラワー油	一キログラムにつき八円五〇銭	Ｅ15								
	その他のもの										
	ひまわり油	一キログラムにつき一〇円四〇銭	Ｅ15								

第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				
一六〇二・二〇のうち	動物の肝臓のもの				
	牛又は豚のもの以外のもの				
	気密容器入りのもの	三・〇%	E15		
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
一六〇四・一一のうち	さけ				
	気密容器入りのもの	九・六%	E7		
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお				
	かつお（気密容器入りのものに限る。）		E0		
	その他のもの				
	かつお節		E07		
	まぐろ（気密容器入りのものに限る。）		E0		
	その他のもの		E07		
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				
一六〇五・一〇のうち	かに				
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）以外のもの				
	米を含むもの以外のもの	七・二%	E5		
一六〇五・三〇のうち	ロブスター				
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの		E0		
一六〇五・四〇のうち	その他の甲殻類				
	えび				
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの	五・〇%	E5		
一六〇五・五一のうち	軟体動物				
	かき				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	貝柱				
	その他のもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五二のうち	い貝				
	くん製したもの以外のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五五のうち	たこ				
	くん製したもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五六のうち	クラム、コックル及びアークシェル				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	貝柱				
	その他のもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		

一六〇五・五八のうち	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）				
	くん製したもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・五九のうち	その他のもの				
	帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）				
	くん製したもの	六・七%	E7		
	その他のもの	七・二%	E7		
	その他のもの				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	貝柱				
	その他のもの	六・四%	E5		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	七・二%	E5		
一六〇五・六一	その他の水棲無脊椎動物				
	なまこ				
	くん製したもの	六・四%	E7		
	その他のもの	八・〇%	E7		
一六〇五・六二	うに				
	くん製したもの	六・四%	E7		
	その他のもの	八・〇%	E7		
一六〇五・六九のうち	その他のもの				
	くん製したもの	六・七%	E5		
	うに				
	その他のもの	六・四%	E5		
	うに	八・〇%	E7		
第一八類	ココア及びその調製品				
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品				
一八〇六・一〇のうち	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）				
	砂糖を加えたもの以外のもの	一二・五%	E10		
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品				
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品				
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	九・〇%	E15		
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分				
二〇〇一・九〇のうち	その他のもの				
	砂糖を加えたもの以外のもの				
	その他のもの				
	しょうが				
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）				
二〇〇四・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	砂糖を加えたもの	九・〇%	E10		
	スイートコーン以外のもの	二三・八%	E7		

二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一六・八％	E10
二〇〇七・九一のうち	その他のもの	一六・八％	E10
	かんきつ類の果実	三四・〇％	E15
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	三四・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	二一・三％	E10
	ジャム	二一・三％	E10
	フルーツゼリー及びマーマレード	二一・三％	E10
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	二一・三％	E10
	砂糖を加えたもの	二一・三％	E10
	その他のもの	二一・三％	E10
二〇〇七・九九のうち	ジャム及びフルーツゼリー以外のもの	三四・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	三四・〇％	E15
	フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの	三四・〇％	E15
	その他のもの	三四・〇％	E15
	フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの	二一・三％	E15
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	二一・三％	E15
二〇〇八・三〇のうち	かんきつ類の果実	二一・三％	E15
	砂糖を加えたもの以外のもの	二一・三％	E15
	パルプ状のもの	二一・三％	E15
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	二一・三％	E15
二〇〇八・九七のうち	混合したもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル以外のもの	二三・八％	E10
	砂糖を加えたもの	二三・八％	E10
	パルプ状のもの以外のもの	二三・八％	E10
	その他のもの	二三・八％	E10
	パルプ状のもの	二一・三％	E15
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	二五・五％	E15
	ブリックス値が二〇以下のもの	二五・五％	E15
	砂糖を加えたもの	二五・五％	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・二一のうち	その他のもの	二三・〇％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15
二〇〇九・二九	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15

二〇〇九・三一のうち	その他のもの	一九・一％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	二五・五％	E15
	ブリックス値が二〇以下のもの	二五・五％	E15
	砂糖を加えたもの	二五・五％	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・三九のうち	その他のもの	二三・〇％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・八九のうち	その他のもの（野菜ジュースを主成分とするものを除く。）	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	一三・四％	E10
二〇〇九・九〇のうち	混合ジュース	一三・四％	E10
	果汁を主成分とするもの	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	一三・四％	E10
	その他のもの	一三・四％	E10
二〇〇九・九九のうち	その他のもの	一九・一％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	二五・五％	E15
	ブリックス値が二〇以下のもの	二五・五％	E15
	砂糖を加えたもの	二五・五％	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・九九のうち	その他のもの	二三・〇％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・九九のうち	その他のもの（野菜ジュースを主成分とするものを除く。）	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	一三・四％	E10
二〇〇九・九〇のうち	混合ジュース	一三・四％	E10
	果汁を主成分とするもの	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	一三・四％	E10
	その他のもの	一三・四％	E10

第二二類	第二二類		
二一・〇三	二一・〇三	一二・八％	E7
二一〇三・九〇のうち	二一〇三・九〇のうち	一二・八％	E7
	各種の調製食料品	一〇・五％	E7
	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタード及びミール並びに調製したマスタード		
	その他のもの		
	ソース		
	マヨネーズ		
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		
第二二類	飲料、アルコール及び食酢		
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）		

二二〇二・一〇のうち	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	一三・四％	E10	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二二〇二・九一のうち	ノンアルコールビール	一三・四％	E10	
	砂糖を加えたもの			
二二〇二・九九のうち	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四％	E10	
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			
二二〇七・一〇のうち	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）			
	アルコール分が九〇％以上のもの			
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの			
	酢酸エチルの製造の用に供するもの			
	エチルアミンの製造の用に供するもの			
第二九類	有機化学品			
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	その他の多価アルコール			
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）			

（第三編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

付録A　附属書一第二編第一節7の規定に関連する証明書

1　附属書一第二編第一節7の規定の適用上、関税率表番号第一六〇四・一四号に分類される原産品であって、同編第三節に規定する日本国の表の5欄に「7」を掲げたものについては、同附属書の規定に基づく関税上の特恵待遇のために品目証明書（輸出締約国によって発給された品目証明書であって、当該原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料によって製造されたことを証明するもの）を添付する。

2　輸出締約国の発給当局によって発給された漁獲証明書は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、1に規定する品目証明書として用いられる。

(a)　産品を特定する詳細の欄に次の情報が含まれること。

(i)　1に規定する原産品が分類される品名であって、附属書一第二編第三節に規定する日本国の表の2欄に定めるもの

(ii)　仕入書の番号及び日付

(b)　1に規定する原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことを証明すること。

3　1に規定する品目証明書については、第二十七条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に定める細目を適用するものとする。

4　(a)　輸入締約国の権限のある当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、1に規定する品目証明書が真正なものであるか又は当該品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請があった場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

(b)　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、附属書一及びこの付録の規定に基づく関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(i)　輸出締約国の権限のある当局が、(a)の規定に基づく輸入締約国の権限のある当局からの要請を受領した日の後九十日以内に回答しない場合

(ii)　輸出締約国の権限のある当局により(a)の規定に従って提供された情報が、証明書が1に規定する品目証明書であることを判断するのに十分でない場合

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、議定書の効力発生から五年を経過した後、この付録の規定について見直しを行う。

附属書C　協定附属書八（第六章関係）（第八十一条に関する特定の約束に係る表）の改正

第一編　日本国の特定の約束に係る表

第C一条

協定附属書八第一編に規定する日本国の特定の約束に係る表を次のように改める。

1　同編注釈中4の次に次の5を加える。

5　各分野に共通の約束に規定する条件及び制限は、分野ごとに行う特定の約束における全ての分野について適用する。各分野に共通の約束に規定する条件及び制限と分野ごとに行う特定の約束に規定する条件及び制限とが抵触する場合には、その抵触の限度において、各分野に共通の約束に規定する条件及び制限が優先する。

2　同編の分野ごとに行う特定の約束の表の表題を「Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束」に改め、同表の前に次の一表を加える。

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	追加的な約束	内国民待遇に係る制限	市場アクセスに係る制限
SS/S			
この約束表に掲げる全ての分野		(1)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (2)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (3)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (4)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(1)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (2)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (3)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (4)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。

3　同編の分野ごとに行う特定の約束の表中「7　金融サービス」の「B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）」の項を次のように改める。

B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）			
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4)　企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。	第七十七条(u)(i)及び(ii)に規定する市場アクセスの提供に関し、同条の約束に係る特定の制限のうち、この附属書一第二編第三節に掲げる日本国の表の3欄に記載するそれぞれの規定に基づく了解及びお4の規定に基づく義務に関しては、次の条件及び制限に従う。 (1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。

（第二編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書Ｄ　協定附属書九（第六章関係）（第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表）の改正

協定附属書九第一編に規定する日本国の表中海上貨物利用運送サービスの分野の項の前に次の項を加える。

全ての分野	日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	無期限	日本国の領土保全及び安全保障を確保する必要がある。

附属書Ｅ　協定附属書十（第七章関係）（自然人の移動に関する特定の約束）の改正

第一編　日本国の特定の約束

第Ｅ一条

協定附属書十第一編第二節を次のように改める。

1　同節1の柱書き中「一年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。

2　同節1(c)中(iv)及び(v)を削り、(iii)の次に次の(iv)を加える。

(iv)　物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

3　同節2中「1(c)(iv)及び(v)」を「1(c)(iv)」に改める。

第Ｅ二条

協定附属書十第一編第三節及び第四節の柱書き中「一年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。

第Ｅ三条

協定附属書十第一編第五節を次のように改める。

1　同節1を次のように改める。

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に該当する業務活動（日本国の出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事しようとするインドネシアの自然人については、五年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b)　日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

2　同節2中「1(a)及び(b)」を「1(a)」に改める。

第Ｅ四条

協定附属書十第一編第六節を次のように改める。

1　同節1の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「二回」を「四回」に改める。

2　同節1(a)中「修了証書Ⅲ」の下に「若しくはそれ以上の学位」を加える。

3　同節1中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。

4　同節1(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。

(c)　インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

(d)　自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

5　同節1の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「（両締約国が別段の合意をする場合を除く。）」を加える。

6　同節1の新たな(f)の次に次の(g)を加える。

(g)　三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

7　同節1の注釈2中「三回」を「五回」に改める。

8　同節2の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「三回」を「四回」に改める。

9　同節2(a)(ii)中「修了証書Ⅲ」の下に「又はそれ以上の学位」を加える。

10　同節2中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。

11　同節2(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。

(c)　インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

(d)　自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

12　同節2の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「（両締約国が別段の合意をする場合を除く。）」を加える。

13　同節2の新たな(f)の次に次の(g)を加える。

(g)　三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

14　同節5から7までを次のように改める。

5　日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(f)(ii)又は2(f)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(c)若しくは(f)(i)又は2(c)若しくは(f)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

6　日本国政府は、1(c)及び(f)(i)並びに2(c)及び(f)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア政府に対し通報する。

7　1(f)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(f)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(f)、2(f)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

第二編　インドネシアの特定の約束

第Ｅ五条

附属書十第二編第四節中「機械技術者、電気技術者などの業務活動」を「インドネシアの関係法令に従って物理学、工学その他の自然科学又は経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する知識を必要とする業務活動」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

（右条約の英文）

Preamble

Japan and the Republic of Indonesia (hereinafter referred to in this Protocol as "the Parties");

Having undertaken a general review of the Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership, done at Jakarta, August 20, 2007 (hereinafter referred to as "the Agreement") pursuant to Article 151 of the Agreement;

Recognizing the need to upgrade the Agreement, including in the areas of Trade in Goods, Trade in Services, Movement of Natural Persons, Intellectual Property and Government Procurement, to ensure that the Agreement retains its relevance to businesses in responding to current development;

Desiring to modernize the Agreement to take into account changing global business and trade practices, and the growing significance of electronic commerce between the Parties; and

Desiring to conclude a protocol to amend the Agreement pursuant to Article 152 of the Agreement,

HAVE AGREED as follows:

Article 1

The table of contents of the Agreement shall be deleted and replaced by the new table of contents as provided for in Annex A to this Protocol.

Article 2

Article 2 of the Agreement shall be amended by deleting the expression "and" at the end of subparagraph 1(f), renumbering subparagraph 1(g) as subparagraph 1(i) and inserting the following new subparagraphs immediately after subparagraph 1(f):

"(g) the term "Protocol" means the Protocol amending the Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership, done at Tokyo and Jakarta, August 8, 2024;

(h) the term "TRIPS Agreement" means the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, done at Marrakesh, April 15, 1994; and"

Article 3

Article 11 of the Agreement shall be amended by deleting paragraphs 1 through 4 and replacing them by the following paragraphs:

"1. For the purposes of Chapters 2, 3, 4, 5, 7A and 8 of this Agreement, Article XX of the GATT 1994 is incorporated into and forms part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

Note: The Parties understand that the measures referred to in subparagraph (b) of Article XX of the GATT 1994 include environmental measures necessary to protect human, animal or plant life or health, and that subparagraph (g) of Article XX of the GATT 1994 applies to measures relating to the conservation of living and non-living exhaustible natural resources.

2. For the purposes of Chapters 5, 6, 7 and 7A of this Agreement, Article XIV of the GATS including its footnotes is incorporated into and forms part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

Note: The Parties understand that the measures referred to in subparagraph (b) of Article XIV of the GATS include environmental measures necessary to protect human, animal or plant life or health.

3. Nothing in this Agreement shall be construed:

(a) to require a Party to furnish any information the disclosure of which it considers contrary to its essential security interests;

(b) to prevent a Party from taking any action which it considers necessary for the protection of its essential security interests:

(i) relating to fissionable and fusionable materials or the materials from which they are derived;

(ii) relating to the traffic in arms, ammunition and implements of war and to such traffic in other goods and materials, or relating to the supply of services, as carried on directly or indirectly for the purpose of supplying or provisioning a military establishment;

(iii) taken so as to protect critical public infrastructures including communications, power, and water infrastructures;

Note: For greater certainty, this includes critical public infrastructures whether publicly or privately owned.

(iv) taken in time of national emergency or war or other emergency in international relations; or

(c) to prevent a Party from taking any action in pursuance of its obligations under the United Nations Charter for the maintenance of international peace and security.

4. In cases where a Party takes any measure pursuant to paragraph 1, 2 or 3 that does not conform with the obligations under Chapter 5, the Party shall make reasonable effort to notify the other Party of the description of such measure either before the measure is taken or as soon as possible thereafter."

Article 4

Article 26 of the Agreement shall be amended by deleting subparagraph (b) and replacing it by the following subparagraph:

"(b) discussing any issues related to this Chapter, including measures to update each Party's tariff schedule to reflect the amendments to the HS;

Note: For greater certainty, the Parties understand that each Party, following amendments to the HS, carries out updates of its tariff schedule without changing the substance of the tariff concessions set out in the Schedules in Annex 1, and such updates of each Party's tariff schedule shall not constitute an amendment set out in Article 152."

Article 5

Article 95 of the Agreement shall be amended by deleting the expression "a renewal" in paragraph 1 and replacing it by the expression "an extension", and by inserting the following new paragraphs immediately after paragraph 3:

"4. Each Party shall process without undue delay complete applications for the grant of entry and temporary stay or extensions thereof received from an applicant who is a natural person of the other Party covered by Article 92 or his or her employer.

5. If the competent authorities of a Party require additional information in order to process the application for the grant of entry and temporary stay, they shall, where applicable, endeavor to notify the applicant without undue delay.

6. Each Party shall, upon request and within a reasonable period of time after receiving a complete application for the grant of entry and temporary stay or extensions thereof, notify the applicant of:

(a) the receipt of the application;

(b) the status of the application; and

(c) the decision concerning the application including, if approved, the period of stay and other conditions.

7. Each Party shall endeavor to simplify the requirements including required documentation, and to facilitate and expedite the procedures, relating to entry and temporary stay or extensions thereof, in accordance with its laws and regulations."

Article 6

The following new Chapter shall be inserted immediately after Chapter 7 of the Agreement:

“Chapter 7A
Electronic Commerce

Article 96A
Scope

1. This Chapter shall apply to measures by a Party affecting electronic commerce.

2. This Chapter shall not apply to government procurement.

3. In the event of any inconsistency between this Chapter and another Chapter of this Agreement, the other Chapter shall prevail to the extent of the inconsistency.

Article 96B
Definitions

For the purposes of this Chapter:

(a) the term “computing facilities” means computer servers and storage devices for processing or storing information for commercial use ;

(b) the term “covered person” means:

(i) “investments”, as defined in subparagraph (f) of Article 58, of an investor of the other Party in the Area of a Party;

(ii) an “investor of the other Party” as defined in subparagraph (h) of Article 58; or

(iii) a “service supplier”, as defined in subparagraph (q) of Article 77, of a Party,

but does not include a “financial service supplier” or a “public entity” as defined in subparagraph 2(a) (ii) and (iii) of Section 1 of Annex 7, and a financial institution;

(c) the term “measure” means any measure, whether in the form of a law, regulation, rule, procedure, decision, administrative action or any other form; and

(d) the term “personal information” means any information, including data, about an identified or identifiable natural person.

Article 96C
Online Consumer Protection

1. The Parties recognize the importance of adopting and maintaining transparent and effective measures to protect consumers from fraudulent and misleading practices when they engage in electronic commerce.

2. For the purposes of this Article, fraudulent and misleading practices refers to those fraudulent and misleading practices that cause actual harm to consumers, or that pose an imminent threat of such harm if not prevented, for example:

(a) a practice of making misrepresentations of material fact, including implied factual misrepresentations, that cause significant detriment to the economic interests of misled consumers;

(b) a practice of failing to deliver products or provide services to consumers after the consumers are charged; or

(c) a practice of charging or debiting consumers’ financial, telephone or other accounts without authorization.

3. Each Party shall adopt or maintain domestic laws and regulations to provide protection for consumers using electronic commerce against fraudulent and misleading practices that cause harm or potential harm to such consumers.

4. The Parties recognize the importance of cooperation between their respective competent authorities in charge of consumer protection on activities related to electronic commerce in order to enhance consumer protection.

Article 96D
Personal Information Protection

1. The Parties recognize the economic and social benefits of protecting the personal information of users of electronic commerce and the contribution that protecting such personal information makes to enhancing consumer confidence in electronic commerce.

2. Each Party shall adopt or maintain laws and regulations which ensure the protection of personal information of the users of electronic commerce. In the development of laws and regulations for the protection of personal information, each Party shall take into account international standards, principles, guidelines and criteria of relevant international organizations or bodies.

3. Each Party shall endeavor to adopt non-discriminatory practices in protecting users of electronic commerce from personal information protection violations occurring within its jurisdiction.

4. Each Party should publish information on the personal information protections it provides to users of electronic commerce, including how:

(a) individuals can pursue remedies; and

(b) business can comply with any legal requirements.

5. Recognizing that the Parties may take different legal approaches to protecting personal information, each Party should encourage the development of cooperation to promote compatibility between these different regimes. This cooperation may include the recognition of regulatory outcomes, whether accorded autonomously or by mutual arrangement, or broader international frameworks. To this end, the Parties shall endeavor to exchange information on any such cooperation in their Areas and explore ways to extend that cooperation or other suitable arrangements to promote compatibility between them.

Article 96E
Domestic Regulatory Frameworks

Each Party shall adopt or maintain a legal framework governing electronic transactions, taking into account the UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce 1996, the United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts, done at New York, November 23, 2005 or other applicable international conventions and model laws related to electronic commerce.

Article 96F
Cross-Border Information Flows

1. The Parties recognize that each Party may have its own regulatory requirements concerning the transfer of information by electronic means.

2. Neither Party shall prevent the cross-border transfer of information by electronic means, including personal information, when such activity is for the conduct of the business of a covered person.

Note: For the purposes of this paragraph, Indonesia may adopt or maintain any measures that require certain information to be stored and processed in the Area of Indonesia, when businesses are performed for and on behalf of government authorities or institutions assigned by government authorities to operate the Electronic System Operations in accordance with the Government Regulation No. 71 of 2019 concerning Electronic System and Transaction Operation or its amendment and replacement.

3. Nothing in this Article shall prevent a Party from adopting or maintaining measures inconsistent with paragraph 2 that it considers necessary:

(a) to achieve a legitimate public policy objective, provided that the measure is not applied in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination or a disguised restriction on trade, and does not impose restrictions on transfers of information greater than are required to achieve the objective; or

(b) for the protection of its essential security interest.

4. Paragraph 2 shall not apply to information held or processed by or on behalf of a Party, or measures related to such information, including measures related to its collection.

Article 96G
Location of Computing Facilities

1. The Parties recognize that each Party may have its own regulatory requirements regarding the use of computing facilities, including requirements that seek to ensure the security and confidentiality of communications.

2. Neither Party shall require a covered person to use or locate computing facilities in the Area of the Party as a condition for conducting business in that Area.

Note: For the purposes of this paragraph, Indonesia may adopt or maintain any measures that require certain information to be stored and processed in the Area of Indonesia, when businesses are performed for and on behalf of government authorities or institutions assigned by government authorities to operate the Electronic System Operations in accordance with the Government Regulation No. 71 of 2019 concerning Electronic System and Transaction Operation or its amendment and replacement.

3. Nothing in this Article shall prevent a Party from adopting or maintaining measures inconsistent with paragraph 2 that it considers necessary:

(a) to achieve a legitimate public policy objective, provided that the measure is not applied in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination or a disguised restriction on trade, and does not impose restrictions on the use or location of computing facilities greater than are required to achieve the objective; or

(b) for the protection of its essential security interest.

4. Paragraph 2 shall not apply to information held or processed by or on behalf of a Party, or measures related to such information, including measures related to its collection.

Article 96H
Source Code

1. Neither Party shall require the transfer of, or access to, source code of software owned by a person of the other Party, as a condition for the import, distribution, sale or use of such software, or of products containing such software, in the Area of the former Party.

2. Nothing in this Article shall prevent a Party from adopting or maintaining measures inconsistent with paragraph 1 that it considers necessary:

(a) to achieve a legitimate public policy objective, provided that the measure is not applied in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination or a disguised restriction on trade, and does not impose restrictions on the transfer of, or access to, source code of software owned by a person of the other Party greater than are required to achieve the objective; or

(b) for the protection of its essential security interest.

3. Nothing in this Article shall preclude:

(a) the inclusion or implementation of terms and conditions related to the provision of source code in commercially negotiated contracts; or

(b) a Party from requiring the modification of source code of software necessary for that software to comply with laws or regulations which are not inconsistent with this Agreement.

4. Measures that fall under subparagraph 2(b) shall not be subject to dispute settlement under Chapter 14.

Article 96I
Cooperation

1. The Parties shall, where appropriate, cooperate to:

(a) work together to assist small and medium enterprises to overcome obstacles in the use of electronic commerce;

(b) identify areas for targeted cooperation between the Parties which will help the Parties implement or enhance their electronic commerce legal framework, such as research and training activities, capacity building, and the provision of technical assistance;

(c) share information, experiences, and best practices in addressing challenges related to the development and use of electronic commerce;

(d) encourage business sectors to develop methods or practices that enhance accountability and consumer confidence to foster the use of electronic commerce; and

(e) actively participate in regional and multilateral fora to promote the development of electronic commerce.

2. The Parties shall endeavor to undertake forms of cooperation that build on and do not duplicate existing cooperation initiatives pursued in international fora."

Article 7

Article 106 of the Agreement shall be amended by deleting the expression "and" at the end of subparagraph 3(b), by deleting the period at the end of subparagraph 3(c) and replacing it by the expression "; and", and by inserting the following new subparagraph immediately after subparagraph 3(c):

"(d) the Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs of July 2, 1999."

Article 8

Article 112 of the Agreement shall be amended by inserting the following new paragraph immediately after paragraph 7:

"8. Each Party shall provide that, where an application for a patent is translated into the national language of the Party, the applicant for the patent or the patent owner may correct errors in the translation of the application for a reasonable period of time before the decision of examination and after the grant of patent in order to ensure adequate and effective acquisition and enforcement of the patent in accordance with its laws and regulations.

Note: This paragraph shall apply where the application is filed in a language other than the national language of a Party and then translated into its national language, or where the application is translated into and filed in the national language of a Party on the basis of one or more earlier applications in a language other than its national language whose priority is claimed."

Article 9

Article 113 of the Agreement shall be amended as follows:

1. By inserting the following new sentence immediately after the second sentence of paragraph 1:

"Each Party shall provide that such protection shall not extend to designs dictated essentially by technical or functional considerations."; and

2. By inserting the following new paragraphs immediately after paragraph 5:

"6. Each Party shall provide that an applicant for registration of an industrial design may request the administrative authority for industrial designs to maintain the design unpublished for a period designated by the applicant not exceeding the period provided for in its laws and regulations.

7. Each Party shall ensure that the protection of an industrial design of a component part under paragraphs 1 and 3 is provided regardless of whether or not the component part is used for the purpose of the repair of a complex product so as to restore its original appearance, as long as the industrial design of the component part is registered."

Article 10

The following new Article shall be inserted immediately after Article 114 of the Agreement.

"Article 114A
Geographical Indications

1. Each Party shall ensure, in accordance with its laws and regulations, adequate and effective means to protect geographical indications.

2. For the purposes of this Chapter, "geographical indications" are indications which identify a good as originating in the Area of a Party, or a region or locality in that Area, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin.

3. In respect of geographical indications and without prejudice to Article 23 of the TRIPS Agreement, the Parties shall provide the legal means for interested parties to prevent:

(a) the use of any means in the designation or presentation of a good that indicates or suggests that the good in question originates in a geographical area other than the true place of origin in a manner which misleads the public as to the geographical origin of the good;

(b) any use which constitutes an act of unfair competition within the meaning of Article 10bis of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property, signed at Paris on March 20, 1883, as amended.

4. Each Party shall provide the legal means for interested parties to prevent in its Area the use of a geographical indication identifying at least wines, spirits and other alcoholic beverages as well as agricultural products for identical or like goods not originating in the place indicated by the geographical indication in question, even where the true origin of the goods is indicated or the geographical indication is used in translation or accompanied by expressions such as “kind”, “type”, “style”, “imitation” or the like.

Note 1: Notwithstanding Article 120, each Party may, with respect to these obligations, instead provide for enforcement by administrative action.

Note 2: For the purposes of this Article, with respect to the protection of geographical indications in Japan, the term “alcoholic beverages” means beverages containing one percent of alcohol or more.

Note 3: For the purposes of this Article, with respect to the protection of geographical indications in Japan, the term “agricultural products” means agricultural, forestry, and fishery products as well as foodstuffs excluding alcoholic beverages.

Note 4: For the purposes of this paragraph, “like goods”, in relation to a good for which a geographical indication has been protected in a Party's system, means a good that would fall within the same category of good as the good for which a geographical indication has been registered in that Party.

5. The Parties will endeavor to conclude an agreement on mutual recognition of geographical indications.

6. The Parties may exchange information on the protection of their geographical indications, including information on the system, procedures, and goods covered.”

Article 11

Article 117 of the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting the expression “and” at the end of subparagraph 3(c), deleting the period at the end of subparagraph 3(d) and replacing it by the expression “; and”, and by inserting the following new subparagraph immediately after subparagraph 3(d):

“(e) acts of acquiring or holding right to use domain names identical to a specific indication of goods or services of another person, or using such domain names, with intention to gain unfair profit or intention of causing damage to such person.”; and

2. By deleting the expression “identical or” in subparagraph 4(c).

Article 12

Article 119 of the Agreement shall be deleted and replaced by the following Article:

“Article 119
Enforcement - Border Measures

1. Each Party shall adopt procedures to enable a right holder, who has valid grounds for suspecting that the importation or exportation of counterfeit trademark or pirated copyright goods may take place, to lodge an application with competent authorities, administrative or judicial, for the suspension by the customs authority of the release into free circulation of such goods. Each Party shall provide for such applications to apply to multiple shipments.

Note: A Party may comply with the obligation in paragraphs 1, 3 and 4 by providing for a recordation system that enables a right holder to record its valid trademark or copyright with its customs authority.

2.　Without prejudice to a Party's laws pertaining to the privacy or confidentiality of information, where its customs authority has detained or suspended the release of goods that are suspected of being counterfeit trademark or pirated copyright goods, that Party shall provide that its customs authority has the authority to inform the right holder of the name and address of the consignor, importer, exporter, or consignee, a description of goods, quantity of goods and, if known, the country of origin of the goods.

3.　Each Party shall adopt or maintain procedures with respect to import and export shipments under which its customs authority may act upon their own initiative to suspend the release of suspected counterfeit trademark or pirated copyright goods.

4.　Each Party shall ensure that a right holder may provide to its customs authority within a reasonable period any information that may assist it in taking the border measures referred to in this Article.

5.　Each Party shall adopt or maintain procedures by which its competent authorities, administrative or judicial, may determine, within a reasonable period after the initiation of the procedures described in paragraphs 1 and 3, whether suspected counterfeit trademark or pirated copyright goods are infringing intellectual property rights.

6.　Each Party shall provide that its competent authorities have the authority to order the destruction of goods that are determined as counterfeit trademark or pirated copyright goods. In cases where such goods are not destroyed, each Party shall ensure that, except in exceptional circumstances, such goods are disposed of outside the channels of commerce in such a manner as to avoid any harm to the right holder. With regard to counterfeit trademark goods, the simple removal of the trademark unlawfully affixed shall not be sufficient other than in exceptional cases, to permit the release of the goods into the channels of commerce.

Note: For the purposes of this paragraph, the term "competent authorities" may include the judicial authorities.

7.　Where an application fee, merchandise storage fee or destruction fee is assessed in connection with border measures to enforce an intellectual property right, each Party shall provide that the fee shall not be set at an amount that deters recourse to these measures."

Article 13

Article 120 of the Agreement shall be amended as follows:

1.　By renumbering existing paragraph 2 as paragraph 3; and

2.　By deleting paragraph 1 and replacing it by the following paragraphs:

"1.　Each Party shall provide that, in civil judicial proceedings concerning the enforcement of intellectual property rights, its judicial authorities have the authority to order the infringer to pay the right holder damages adequate to compensate for the injury the right holder has suffered because of an infringement of that person's intellectual property right by an infringer who knowingly, or with reasonable grounds to know, engaged in infringing activities.

2.　In determining the amount of damages referred to in paragraph 1, a Party's judicial authorities shall have the authority to consider any legitimate measure of value the right holder submits, which may include the value of the infringed goods or services, measured by the market price."

Article 14

Article 121 of the Agreement shall be amended by numbering the existing paragraph as paragraph 1 and inserting the following new paragraph thereafter:

"2.　With respect to the offences specified in paragraph 1, each Party shall provide that its judicial authorities have the authority to order the forfeiture or destruction of counterfeit trademark or pirated copyright goods, and of any materials and implements used in the creation thereof. Each Party shall ensure that the forfeiture or destruction of such goods, and of any materials and implements thereof shall occur without compensation of any sort to the infringer."

Article 15

The following new Articles shall be inserted immediately after the heading of Chapter 10 of the Agreement:

"Article 123A
Principles

1. Recognizing the importance of government procurement in further improving the business environment in order to increase economic growth of the Parties, each Party shall endeavor to:

(a) enhance transparency of the measures regarding government procurement; and

(b) implement in an objective and effective manner the measures regarding government procurement.

2. A procuring entity shall conduct government procurement in a transparent and impartial manner that:

(a) avoids conflicts of interest; and

(b) prevents corrupt practices.

Article 123B
Procurement Information

Each Party shall promptly publish any law, regulation, judicial decision, administrative ruling of general application and administrative procedure regarding its government procurement, and any modifications thereof, in an officially designated electronic or paper medium that is widely disseminated and remains readily accessible to the public.

Article 123C
Further Negotiation

In the event that, after the entry into force of the Protocol, a Party offers a non-Party any advantages of access to its government procurement market, the former Party shall, upon request of the other Party, afford adequate opportunity to enter into negotiations with the other Party."

Article 16

Article 124 of the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting paragraph 2 and replacing it by the following paragraph:

"2. Each Party shall designate a contact point to facilitate communication, exchange of information, cooperation and consultation between the Parties on any matters relating to this Chapter."; and

2. By inserting the following new paragraph immediately after new paragraph 2:

"3. Upon entry into force of the Protocol, each Party shall notify the other Party of its contact point referred to in paragraph 2. Each Party shall notify the other Party of any changes to its contact point."

Article 17

The following new Article shall be inserted immediately after Article 124 of the Agreement:

"Article 124A
Cooperation

The Parties shall cooperate, on mutually agreed terms, to increase understanding of their respective government procurement systems with a view to increasing government procurement market access opportunities."

Article 18

Article 125 of the Agreement shall be amended by deleting the expression "by its governmental authority referred to in paragraph 2 of Article 124" in paragraph 2 and replacing it by the expression "by its contact points referred to in paragraph 2 of Article 124".

Article 19

Article 150 of the Agreement shall be deleted and replaced by the following Article:

“Article 150
Annexes, Appendices and Notes

The Annexes, Appendices and Notes to this Agreement shall form an integral part of this Agreement.”

Article 20

Article 152 of the Agreement shall be amended by deleting paragraph 3 and replacing it by the following paragraph:

“3. Notwithstanding paragraph 2, amendments relating only to the following Annexes may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties:

(a) Annex 1, provided that the amendments are made in accordance with the amendments to the HS, and include no change on the rates of customs duty to be applied by a Party to the originating goods of the other Party in accordance with Annex 1;

(b) Annex 2; and

(c) Annex 3.”

Article 21

Annex 1 to the Agreement shall be amended as provided for in Annex B and its Appendix to this Protocol.

Article 22

Annex 8 to the Agreement shall be amended as provided for in Annex C to this Protocol.

Article 23

Annex 9 to the Agreement shall be amended as provided for in Annex D to this Protocol.

Article 24

Annex 10 to the Agreement shall be amended as provided for in Annex E to this Protocol.

Article 25

The annexes and their appendices to this Protocol shall form an integral part of this Protocol.

Article 26

1. This Protocol shall enter into force on the first day of the second month following the date on which the Governments of the Parties exchange diplomatic notes informing each other that their respective legal procedures necessary for entry into force of this Protocol have been completed.

2. This Protocol shall remain in force as long as the Agreement remains in force.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE at Tokyo and Jakarta on the eighth day of August in the year 2024 in duplicate in the English, Japanese and Indonesian languages, except for Part 3 of Annex B and Part 2 of Annex C, which are done in duplicate in the English and Indonesian languages. All texts of this Protocol shall be equally authentic. The Japanese and Indonesian texts are made for reference purpose for this Protocol, and in the event of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:	For the Republic of Indonesia:
上川　陽子	Zulkifli Hasan
Minister for Foreign Affairs	Minister of Trade

Annex A
Amendment to the Table of Contents of the Agreement

Table of Contents

Preamble

Chapter 1　General Provisions

Article 1　Objectives

Article 2　General Definitions

Article 3　Transparency

Article 4　Public Comment Procedures

Article 5　Administrative Procedures

Article 6　Review and Appeal

Article 7　Administrative Guidance

Article 8　Measures against Corruption and Bribery

Article 9　Confidential Information

Article 10　Taxation

Article 11　General and Security Exceptions

Article 12　Relation to Other Agreements

Article 13　Implementing Agreement

Article 14　Joint Committee

Article 15　Sub-Committees

Article 16　Communications

Chapter 2　Trade in Goods

Article 17　Definitions

Article 18　Classification of Goods

Article 19　National Treatment

Article 20　Elimination of Customs Duties

Article 21　Customs Valuation

Article 22　Export Subsidies

Article 23　Non-tariff Measures

Article 24　Bilateral Safeguard Measures

Article 25　Restrictions to Safeguard the Balance of Payments

Article 26　Sub-Committee on Trade in Goods

Article 27　Operational Procedures for Trade in Goods

Chapter 3　Rules of Origin

Article 28　Definitions

Article 29　Originating Goods

Article 30　Accumulation

Article 31　*De Minimis*

Article 32　Non-qualifying Operations

Article 33　Consignment Criteria

Article 34　Unassembled or Disassembled Goods

Article 35　Fungible Goods and Materials

Article 36　Indirect Materials

Article 37　Accessories, Spare Parts and Tools

Article 38　Packaging Materials and Containers for Retail Sale

Article 39　Packing Materials and Containers for Shipment

Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment

Article 41　Certificate of Origin

Article 42　Obligations regarding Exportations

Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin

Article 44	Verification Visit
Article 45	Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment
Article 46	Confidentiality
Article 47	Penalties and Measures against False Declaration
Article 48	Miscellaneous
Article 49	Sub-Committee on Rules of Origin
Article 50	Operational Procedures for Rules of Origin
Chapter 4	Customs Procedures
Article 51	Scope
Article 52	Definition
Article 53	Transparency
Article 54	Customs Clearance
Article 55	Cooperation and Exchange of Information
Article 56	Sub-Committee on Customs Procedures
Chapter 5	Investment
Article 57	Scope
Article 58	Definitions
Article 59	National Treatment
Article 60	Most-Favoured-Nation Treatment
Article 61	General Treatment
Article 62	Access to the Courts of Justice
Article 63	Prohibition of Performance Requirements
Article 64	Reservations and Exceptions
Article 65	Expropriation and Compensation
Article 66	Protection from Strife
Article 67	Transfers
Article 68	Subrogation
Article 69	Settlement of Investment Disputes between a Party and an Investor of the Other Party
Article 70	Temporary Safeguard Measures
Article 71	Prudential Measures
Article 72	Denial of Benefits
Article 73	Taxation Measures as Expropriation
Article 74	Environmental Measures
Article 75	Sub-Committee on Investment
Chapter 6	Trade in Services
Article 76	Scope
Article 77	Definitions
Article 78	Market Access
Article 79	National Treatment
Article 80	Additional Commitments
Article 81	Schedule of Specific Commitments
Article 82	Most-Favoured-Nation Treatment
Article 83	Authorization, Licensing or Qualification
Article 84	Mutual Recognition
Article 85	Transparency
Article 86	Monopolies and Exclusive Service Suppliers
Article 87	Payments and Transfers
Article 88	Restrictions to Safeguard the Balance of Payments
Article 89	Emergency Safeguard Measures
Article 90	Denial of Benefits
Article 91	Sub-Committee on Trade in Services

Chapter 7	Movement of Natural Persons
Article 92	Scope
Article 93	Definition
Article 94	Specific Commitments
Article 95	Requirements and Procedures
Article 96	Sub-Committee on Movement of Natural Persons
Chapter 7A	Electronic Commerce
Article 96A	Scope
Article 96B	Definitions
Article 96C	Online Consumer Protection
Article 96D	Personal Information Protection
Article 96E	Domestic Regulatory Frameworks
Article 96F	Cross-Border Information Flows
Article 96G	Location of Computing Facilities
Article 96H	Source Code
Article 96I	Cooperation
Chapter 8	Energy and Mineral Resources
Article 97	Definitions
Article 98	Promotion and Facilitation of Investment
Article 99	Import and Export Restrictions
Article 100	Export Licensing Procedures and Administrations
Article 101	Energy and Mineral Resource Regulatory Measures
Article 102	Environmental Aspects
Article 103	Community Development
Article 104	Cooperation
Article 105	Sub-Committee on Energy and Mineral Resources
Chapter 9	Intellectual Property
Article 106	General Provisions
Article 107	Definitions
Article 108	National Treatment and Most-Favoured-Nation Treatment
Article 109	Procedural Matters
Article 110	Transparency
Article 111	Promotion of Public Awareness of Protection of Intellectual Property
Article 112	Patents
Article 113	Industrial Designs
Article 114	Trademarks
Article 114A	Geographical Indications
Article 115	Copyright and Related Rights
Article 116	New Varieties of Plants
Article 117	Acts of Unfair Competition
Article 118	Protection of Undisclosed Information
Article 119	Enforcement - Border Measures
Article 120	Enforcement – Civil Remedies
Article 121	Enforcement – Criminal Remedies
Article 122	Cooperation
Article 123	Sub-Committee on Intellectual Property
Chapter 10	Government Procurement
Article 123A	Principles
Article 123B	Procurement Information
Article 123C	Further Negotiation
Article 124	Exchange of Information

Article 124A	Cooperation
Article 125	Sub-Committee on Government Procurement
Chapter 11	Competition
Article 126	Promotion of Competition by Addressing Anti-competitive Activities
Article 127	Cooperation on the Promotion of Competition
Article 128	Non-Discrimination
Article 129	Procedural Fairness
Article 130	Non-Application of Paragraph 2 of Article 9
Chapter 12	Improvement of Business Environment and Promotion of Business Confidence
Article 131	Basic Principles
Article 132	Sub-Committee on Improvement of Business Environment and Promotion of Business Confidence
Article 133	Liaison Office on Improvement of Business Environment
Chapter 13	Cooperation
Article 134	Basic Principles
Article 135	Areas and Forms of Cooperation
Article 136	Costs of Cooperation
Article 137	Sub-Committee on Cooperation
Chapter 14	Dispute Settlement
Article 138	Scope
Article 139	General Principle
Article 140	Consultations
Article 141	Good Offices, Conciliation or Mediation
Article 142	Establishment of Arbitral Tribunals
Article 143	Functions of Arbitral Tribunals
Article 144	Proceedings of Arbitral Tribunals
Article 145	Suspension and Termination of Proceedings
Article 146	Implementation of Award
Article 147	Modification of Time Periods
Article 148	Expenses
Chapter 15	Final Provisions
Article 149	Table of Contents and Headings
Article 150	Annexes, Appendices and Notes
Article 151	General Review
Article 152	Amendment
Article 153	Entry into Force
Article 154	Termination
Annex 1 referred to in Chapter 2	Schedules in relation to Article 20
Appendix A	Certificates in relation to paragraph 7 of Section 1 of Part 2 of Annex 1
Annex 2 referred to in Chapter 3	Product Specific Rules
Annex 3 referred to in Chapter 3	Minimum Data Requirement for Certificate of Origin
Annex 4 referred to in Chapter 5	Reservations for Measures referred to in Subparagraph 1(a) of Article 64
Annex 5 referred to in Chapter 5	Reservations for Measures referred to in Paragraph 3 of Article 64
Annex 6 referred to in Chapter 5	Additional Provisions with respect to the Settlement of Investment Disputes referred to in Paragraph 21 of Article 69
Annex 7 referred to in Chapter 6	Financial Services

Annex 8 referred to in Chapter 6	Schedules of Specific Commitments in relation to Article 81
Annex 9 referred to in Chapter 6	Lists of Most-Favoured-Nation Treatment Exemptions in relation to Article 82
Annex 10 referred to in Chapter 7	Specific Commitments for the Movement of Natural Persons
Annex 11 referred to in Chapter 8	List of Energy and Mineral Resource Goods
Annex 12 referred to in Chapter 8	Additional Provisions with respect to the Promotion and Facilitation of Investment in the Energy and Mineral Resource Sector referred to in Paragraph 2 of Article 98

Annex B
Amendment to Annex 1 referred to in Chapter 2
Schedules in relation to Article 20 of the Agreement

Part 1
General Notes

Article B1

Paragraph 1 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting the expression “Section 2 of Part 2 and Section 2 of Part 3” in the chapeau and replacing it by the expression “Sections 2 and 3 of Part 2 and Sections 2 and 3 of Part 3”;

2. By deleting the expression “the Schedule of Japan” in subparagraph (h) and replacing it by the expression “each Party’s Schedule”; and

3. By renumbering subparagraph (j) as subparagraph (r), deleting the expression “and” at the end of subparagraph (i), and inserting the following new subparagraphs immediately after subparagraph (i):

“(j) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with “E0” shall be eliminated as from the date of entry into force of the Protocol;

(k) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with “E3” shall be eliminated in four equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of the Protocol;

(l) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with “E5” shall be eliminated in six equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of the Protocol;

(m) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with “E7” shall be eliminated in eight equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of the Protocol;

(n) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "E10" shall be eliminated in 11 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of the Protocol;

(o) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "E15" shall be eliminated in 16 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of the Protocol;

(p) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "D2" shall be reduced by two percent in two equal annual installments from the Base Rate, as from the date of entry into force of the Protocol;

(q) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "D5" shall be reduced by five percent in five equal annual installments from the Base Rate, as from the date of entry into force of the Protocol; and"

Article B2

Paragraph 3 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be deleted and replaced by the following paragraphs:

"3. Section 2 of Part 2 and Section 2 of Part 3 are made based on the Harmonized System as amended on 1 January 2002 and Section 3 of Part 2 and Section 3 of Part 3 are made based on the Harmonized System as amended on 1 January 2017.

3A. The tariff commitments provided for in the Schedule of Japan set out in Section 3 of Part 2 shall supersede the corresponding tariff commitments provided for in the Schedule of Japan set out in Section 2 of Part 2.

3B. The tariff commitments provided for in the Schedule of Indonesia set out in Section 3 of Part 3 shall supersede the corresponding tariff commitments provided for in the Schedule of Indonesia set out in Section 2 of Part 3."

Article B3

Paragraph 4 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be amended by deleting the expression "Section 2 of Part 2 and Section 2 of Part 3" and replacing it by the expression "Sections 2 and 3 of Part 2 and Sections 2 and 3 of Part 3".

Article B4

Paragraph 5 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be amended by deleting subparagraphs (a) and (b) and replacing them by the following subparagraphs:

"(a) The reduction for the purposes of subparagraphs 1(a) through (g) for the first year shall take place on the date of entry into force of this Agreement;

(b) The reduction for the purposes of subparagraphs 1(h) and (j) through (q) for the first year shall take place on the date of entry into force of the Protocol; and

(c) The subsequent annual reductions shall take place on April 1 of each following year in the cases of this Part, as far as the Schedule of Japan is concerned, and Part 2, and on January 1 of each following year in the cases of this Part, as far as the Schedule of Indonesia is concerned, and Part 3."

Article B5

Paragraph 6 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be deleted and replaced by the following paragraph:

"6. For the purposes of this Part, as far as the Schedule of Japan is concerned, and Part 2, the term "year" means:

(a) with respect to the first year:

(i) for the purposes of subparagraphs 1(a) through (g) and subparagraph 5(a) of this Part and paragraphs 1, 4 and 5 of Section 1 and Section 2 of Part 2, the period from the date of entry into force of this Agreement until the coming March 31; and

(ii) for the purposes of subparagraphs 1(h) and (j) through (o), subparagraph 5(b) and paragraph 8 of this Part and paragraphs 2, 3, 6 and 7 of Section 1 and Section 3 of Part 2, the period from the date of entry into force of the Protocol until the coming March 31; and

(b) with respect to each subsequent year, the twelve-month period which starts on April 1 of that year."

Article B6

Paragraph 7 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be deleted and replaced by the following paragraph:

"7. For the purposes of this Part, as far as the Schedule of Indonesia is concerned, and Part 3, the term "year" means:

(a) with respect to the first year:

(i) for the purposes of subparagraphs 1(a) through (g) and subparagraph 5(a) of this Part and Section 1 (except paragraphs 2A and 15A) and Section 2 of Part 3, the period from the date of entry into force of this Agreement until the coming December 31; and

(ii) for the purposes of subparagraphs 1(h), (l), (p) and (q), subparagraph 5(b) and paragraph 8 of this Part and paragraphs 2A and 15A of Section 1 and Section 3 of Part 3, the period from the date of entry into force of the Protocol until the coming December 31; and

(b) with respect to each subsequent year, the twelve-month period which starts on January 1 of that year."

Article B7

Paragraph 8 of Part 1 of Annex 1 to the Agreement shall be deleted and replaced by the following paragraph:

"8. For the purposes of implementing tariff rate quota, where the first year is less than twelve months, the aggregate quota quantity for the first year set out in Section 1 of Part 2 and Section 1 of Part 3 shall be reduced to a part of the aggregate quota quantity that is proportional to the number of complete months remaining in the first year. Notwithstanding the previous sentence, with respect to the aggregate quota quantity set out in Section 1 of Part 2, when such quantity reduced in accordance with the previous sentence is less than the aggregate quota quantity already applied in the first year prior to the entry into force of the Protocol, the latter shall be the aggregate quota quantity for that year. For the purposes of this note, any fraction less than 1.0 shall be rounded to the nearest whole number (in the case of 0.5, the fraction is rounded to 1.0), provided that the unit specified in relevant notes in Section 1 of Part 2 and Section 1 of Part 3 shall be applied."

Part 2
Schedule of Japan

Article B8

Section 1 of Part 2 of Annex 1 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting the expressions "a serial number from 1 through 6" and "Section 2" in the chapeau and replacing them respectively by the expressions "a serial number from 1 through 7" and "Sections 2 and 3";

2. By deleting subparagraph 2(a)(i) and replacing it by the following subparagraph:

"(i) From the date of entry into force of the Protocol, the aggregate quota quantity shall be 4,000 metric tons for each year.";

3. By deleting subparagraph 2(a)(iv);

4. By deleting subparagraph 3(a)(i) and replacing it by the following subparagraph:

"(i) From the date of entry into force of the Protocol, the aggregate quota quantity shall be 800 metric tons for each year.";

5. By deleting subparagraph 3(a)(iv);

6. By deleting subparagraph 6(a)(i) and replacing it by the following subparagraph:

"(i) From the date of entry into force of the Protocol, the aggregate quota quantity shall be 30,000 metric tons for each year."

7. By deleting subparagraph 6(a)(iv);

8. By inserting the following new paragraph immediately after paragraph 6:

"7. Elimination of customs duties in accordance with the categories indicated in Column 4 shall be applied to originating goods which are certified by the Government of Indonesia in accordance with Appendix A to this Annex."; and

9. Appendix A attached to this Annex to this Protocol shall be added to the Agreement as Appendix A to Annex 1 to the Agreement.

Article B9

Part 2 of Annex 1 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By inserting the following heading of a new Section immediately after Section 2:

"Section 3
Schedule of Japan Modifying Tariff Commitments provided for in Schedule in Section 2"; and

2. By inserting the following immediately after the heading of new Section 3:

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
Chapter 3	Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates			
03.01	Live fish.			
	- Other live fish:			
ex.0301.94	-- Atlantic and Pacific bluefin tunas (*Thunnus thynnus*, *Thunnus orientalis*):			
	Other than fry for fish culture:			
	Atlantic bluefin tunas (*Thunnus thynnus*)	3.5%	E5	
	Pacific bluefin tunas (*Thunnus orientalis*)	3.5%	E5	
ex.0301.95	-- Southern bluefin tunas (*Thunnus maccoyii*):			
	Other than fry for fish culture	3.5%	E5	
ex.0301.99	-- Other:			
	Other than fry for fish culture:			
	Other:			
	Hirame (*Paralichthys spp.*)	3.5%	E5	
03.02	Fish, fresh or chilled, excluding fish fillets and other fish meat of heading 03.04.			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	- Tunas (of the genus *Thunnus*), skipjack or stripe-bellied bonito (*Euthynnus (Katsuwonus) pelamis*), excluding edible fish offal of subheadings 0302.91 to 0302.99:			
0302.33	-- Skipjack or stripe-bellied bonito	3.5%	E5	
ex.0302.35	-- Atlantic and Pacific bluefin tunas (*Thunnus thynnus, Thunnus orientalis*):			
	Pacific bluefin tunas (*Thunnus orientalis*)		E0	
0302.39	-- Other		E0	
03.03	Fish, frozen, excluding fish fillets and other fish meat of heading 03.04.			
	- Tunas (of the genus *Thunnus*), skipjack or stripe-bellied bonito (*Euthynnus (Katsuwonus) pelamis*), excluding edible fish offal of subheadings 0303.91 to 0303.99:			
0303.42	-- Yellowfin tunas (*Thunnus albacares*)	3.5%	E5	
ex.0303.45	-- Atlantic and Pacific bluefin tunas (*Thunnus thynnus, Thunnus orientalis*):			
	Pacific bluefin tunas (*Thunnus orientalis*)		E0	
0303.49	-- Other		E0	
	- Other fish, excluding edible fish offal of subheadings 0303.91 to 0303.99:			
0303.81	-- Dogfish and other sharks		E0	
ex.0303.89	-- Other:			
	Other than Nishin (*Clupea spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*) and red-eye round herring (*Etrumeus spp.*); Barracouta (*Sphyraenidae* and *Gempylidae*), king-clip (*Genypterus spp.*) or sea breams (*Sparidae*):			
	Hairtails	3.5%	E5	
	Other, excluding Fugu, Menuke (*Sebastes spp.*), Sable fish, Alfonsino, Sweetfish or North Pacific armorhead (*Pseudopentaceros wheeleri*):			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Samma (*Cololabis spp.*) other than Pacific saury (*Cololabis saira*)			
	Other	3.5%	E15	
03.04	Fish fillets and other fish meat (whether or not minced), fresh, chilled or frozen.		X	
	- Fresh or chilled fillets of tilapias (*Oreochromis spp.*), catfish (*Pangasius spp., Silurus spp., Clarias spp., Ictalurus spp.*), carp (*Cyprinus spp., Carassius spp., Ctenopharyngodon idellus, Hypophthalmichthys spp., Cirrhinus spp., Mylopharyngodon piceus, Catla catla, Labeo spp., Osteochilus hasselti, Leptobarbus hoeveni, Megalobrama spp.*), eels (*Anguilla spp.*), Nile perch (*Lates niloticus*) and snakeheads (*Channa spp.*):			
0304.31	-- Tilapias (*Oreochromis spp.*)	3.5%	E5	
0304.32	-- Catfish (*Pangasius spp., Silurus spp., Clarias spp., Ictalurus spp.*)	3.5%	E5	
0304.39	-- Other	3.5%	E5	
	- Fresh or chilled fillets of other fish:			
0304.45	-- Swordfish (*Xiphias gladius*)	3.5%	E5	
0304.48	-- Rays and skates (*Rajidae*)	3.5%	E5	
ex.0304.49	-- Other:			
	Other than Nishin (*Clupea spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp., Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus spp.* and *Decapterus spp.*) or Samma (*Cololabis spp.*):			
	Other than Bluefin tunas (*Thunnus thynnus, Thunnus orientalis*) or Southern bluefin tunas (*Thunnus maccoyii*)	3.5%	E5	
ex.0304.59	-- Other:			
	- Other, fresh or chilled:			
	Other than Nishin (*Clupea spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp., Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus spp.* and *Decapterus spp.*) or Samma (*Cololabis spp.*):			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Other than Barracouta (*Sphyraenidae* and *Gempylidae*), king-clip (*Genypterus spp.*) or sea breams (*Sparidae*):			
	Other than Bluefin tunas (*Thunnus thynnus*, *Thunnus orientalis*) or Southern bluefin tunas (*Thunnus maccoyii*)		E0	
03.05	Fish, dried, salted or in brine; smoked fish, whether or not cooked before or during the smoking process; flours, meals and pellets of fish, fit for human consumption.			
	- Dried fish, other than edible fish offal, whether or not salted but not smoked:			
0305.52	-- Tilapias (*Oreochromis spp.*), catfish (*Pangasius spp.*, *Silurus spp.*, *Clarias spp.*, *Ictalurus spp.*), carp (*Cyprinus spp.*, *Carassius spp.*, *Ctenopharyngodon idellus*, *Hypophthalmichthys spp.*, *Cirrhinus spp.*, *Mylopharyngodon piceus*, *Catla catla*, *Labeo spp.*, *Osteochilus hasselti*, *Leptobarbus hoeveni*, *Megalobrama spp.*), eels (*Anguilla spp.*), Nile perch (*Lates niloticus*) and snakeheads (*Channa spp.*)	10.5%	E7	
ex.0305.54	-- Herrings (*Clupea harengus*, *Clupea pallasii*), anchovies (*Engraulis spp.*), sardines (*Sardina pilchardus*, *Sardinops spp.*), sardinella (*Sardinella spp.*), brisling or sprats (*Sprattus sprattus*), mackerel (*Scomber scombrus*, *Scomber australasicus*, *Scomber japonicus*), Indian mackerels (*Rastrelliger spp.*), seerfishes (*Scomberomorus spp.*), jack and horse mackerel (*Trachurus spp.*), jacks, crevalles (*Caranx spp.*), cobia (*Rachycentron canadum*), silver pomfrets (*Pampus spp.*), Pacific saury (*Cololabis saira*), scads (*Decapterus spp.*), capelin (*Mallotus villosus*), swordfish (*Xiphias gladius*),Kawakawa (*Euthynnus affinis*), bonitos (*Sarda spp.*), marlins, sailfishes, spearfish (*Istiophoridae*):			
	Other than Herrings (*Clupea harengus*, *Clupea pallasii*), Iwashi (*Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), mackerel (*Scomber scombrus*, *Scomber australasicus*, *Scomber japonicus*), Aji (*Trachurus spp.* and *Decapterus spp.*) or Pacific saury (*Cololabis saira*)	10.5%	E7	
ex.0305.59	-- Other:			
	Other than Salmonidae:			
	Other than Nishin (*Clupea spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*) or red-eye round herring (*Etrumeus spp.*):			
	Samma (*Cololabis spp.*) other than Pacific saury (*Cololabis saira*)		X	
	Other	10.5%	E15	
	- Fish fins, heads, tails, maws and other edible fish offal:			
ex.0305.72	-- Fish heads, tails and maws:			
	Other than maws:			
	Dried:			
	Other than Salmonidae:			
	Other than Nishin (*Clupea spp.*), Tara (*Gadus spp.*, *Theragra spp.* and *Merluccius spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp.*, *Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus spp.* and *Decapterus spp.*) or Samma (*Cololabis spp.*)	10.5%	E7	
ex.0305.79	-- Other:			
	Other than Viscera:			
	Dried:			
	Other than Salmonidae:			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Other than Nishin (*Clupea spp.*), Tara (*Gadus spp.*, *Theragra spp.* and *Merluccius spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp.*, *Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus spp.* and *Decapterus spp.*) or Samma (*Cololabis spp.*)	10.5%	E7	
03.06	Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption.			
	- Frozen:			
ex.0306.14	-- Crabs:			
	Swimming crabs (*Portunus spp.*)	4.0%	E5	
	- Live, fresh or chilled:			
ex.0306.33	-- Crabs:			
	Swimming crabs (*Portunus spp.*)	4.0%	E5	
	- Other:			
0306.93	-- Crabs:			
	Smoked	7.2%	E5	
	Other	10.0%	E7	
03.07	Molluscs, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked molluscs, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; flours, meals and pellets of molluscs, fit for human consumption.			
	- Oysters:			
ex.0307.19	-- Other:			
	Smoked:			
	Adductors of shellfish	6.7%	E3	

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	- Scallops, including queen scallops, of the genera *Pecten*, *Chlamys* or *Placopecten*:			
ex.0307.29	-- Other:			
	Smoked	6.7%	E3	
	- Mussels (*Mytilus spp.*, *Perna spp.*):			
0307.31	-- Live, fresh or chilled	7.0%	E7	
0307.32	-- Frozen	7.0%	E5	
ex.0307.39	-- Other:			
	Smoked:			
	Adductors of shellfish	6.7%	E3	
	- Clams, cockles and ark shells (families *Arcidae*, *Arcticidae*, *Cardiidae*, *Donacidae*, *Hiatellidae*, *Mactridae*, *Mesodesmatidae*, *Myidae*, *Semelidae*, *Solecurtidae*, *Solenidae*, *Tridacnidae* and *Veneridae*):			
ex.0307.72	-- Frozen:			
	Adductors of shellfish		X	
	Hard clam	3.5%	E5	
	Other:			
	Baby clam	7.0%	E7	
ex.0307.79	-- Other:			
	Smoked:			
	Adductors of shellfish	6.7%	E3	
	- Abalone (*Haliotis spp.*) and stromboid conchs (*Strombus spp.*):			
ex.0307.88	-- Other stromboid conchs (*Strombus spp.*):			
	Smoked	6.4%	E5	
	- Other, including flours, meals and pellets, fit for human consumption:			
ex.0307.91	-- Live, fresh or chilled:			
	Adductors of shellfish		X	
	Other:			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Fresh water clam	7.0%	E7	
ex.0307.92	-- Frozen:			
	Adductors of shellfish		X	
	Other:			
	Fresh water clam	7.0%	E7	
ex.0307.99	-- Other:			
	Smoked:			
	Scallop (*Pectinidae*) and adductors of shellfish	6.7%	E3	
Chapter 8	Edible fruit and nuts; peel of citrus fruit or melons			
08.03	Bananas, including plantains, fresh or dried.			
ex.0803.10	- Plantains:			
	Fresh:			
	If imported during the period from 1st April to 30th September		Q	2
	If imported during the period from 1st October to 31st March		Q	2
ex.0803.90	- Other:			
	Fresh:			
	If imported during the period from 1st April to 30th September		Q	2
	If imported during the period from 1st October to 31st March		Q	2
08.04	Dates, figs, pineapples, avocados, guavas, mangoes and mangosteens, fresh or dried.			
ex.0804.30	- Pineapples:			
	Fresh:			
	Weighing less than 900g as a whole, not peeled, whether or not crowned		Q	3
Chapter 13	Lac; gums, resins and other vegetable saps and extracts			
13.02	Vegetable saps and extracts; pectic substances, pectinates and pectates; agar-agar and other mucilages and thickeners, whether or not modified, derived from vegetable products.			
	- Vegetable saps and extracts:			
ex.1302.19	-- Other:			
	Bases for beverage:			
	Other than obtained from a single material of vegetable origin	16.5%	E15	
Chapter 15	Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes			
15.12	Sunflower-seed, safflower or cotton-seed oil and fractions thereof, whether or not refined, but not chemically modified.			
	- Sunflower-seed or safflower oil and fractions thereof:			
ex.1512.11	-- Crude oil:			
	Of an acid value exceeding 0.6:			
	Safflower oil	8.50yen/kg	E15	
	Other:			
	Sunflower-seed oil	10.40yen/kg	E15	
Chapter 16	Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates			
16.02	Other prepared or preserved meat, meat offal or blood.			
ex.1602.20	- Of liver of any animal:			
	Other than of bovine animals or swine:			
	In airtight containers	3.0%	E15	
16.04	Prepared or preserved fish; caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs.			
	- Fish, whole or in pieces, but not minced:			
ex.1604.11	-- Salmon:			
	In airtight containers	9.6%	E7	

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
1604.14	-- Tunas, skipjack and bonito (*Sarda spp.*):			
	Skipjack and other bonito, in airtight containers		E0	
	Other:			
	Skipjack and other bonito, boiled and dried		E0	7
	Tunas, in airtight containers		E0	
	Other		E0	7
16.05	Crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates, prepared or preserved.			
ex.1605.10	- Crab:			
	Other than in airtight containers, excluding smoked:			
	Other than containing rice	7.2%	E5	
ex.1605.30	- Lobster:			
	Other than smoked or simply boiled in water or in brine; chilled, frozen, salted, in brine or dried, after simply boiled in water or in brine		E0	
ex.1605.40	- Other crustaceans:			
	Ebi:			
	Other than smoked or simply boiled in water or in brine; chilled, frozen, salted, in brine or dried, after simply boiled in water or in brine	5.0%	E5	
	- Molluscs:			
ex.1605.51	-- Oysters:			
	Smoked:			
	Adductors of shellfish	6.7%	E5	
	Other	6.4%	E5	
	Other:			
	In airtight containers	7.2%	E5	
ex.1605.53	-- Mussels:			
	Other than smoked:			
	In airtight containers	7.2%	E5	
ex.1605.55	-- Octopus:			
	Smoked	6.4%	E5	
	Other:			
	In airtight containers	7.2%	E5	
ex.1605.56	-- Clams, cockles and arkshells:			
	Smoked:			
	Adductors of shellfish	6.7%	E5	
	Other	6.4%	E5	
	Other:			
	In airtight containers	7.2%	E5	
ex.1605.58	-- Snails, other than sea snails:			
	Smoked	6.4%	E5	
	Other:			
	In airtight containers	7.2%	E5	
ex.1605.59	-- Other:			
	Scallops (*Pectinidae*), other than those of the genera *Pecten*, *Chlamys* or *Placopecten* and queen scallops:			
	Smoked	6.7%	E7	
	Other	7.2%	E7	
	Other:			
	Smoked:			
	Adductors of shellfish	6.7%	E5	
	Other	6.4%	E5	
	Other:			
	In airtight containers	7.2%	E5	
	- Other aquatic invertebrates:			
1605.61	-- Sea cucumbers:			
	Smoked	6.4%	E7	
	Other	8.0%	E7	

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
1605.62	-- Sea urchins:			
	Smoked	6.4%	E7	
	Other	8.0%	E7	
ex.1605.69	-- Other			
	Smoked:			
	Sea urchins	6.4%	E7	
	Other:			
	Sea urchins	8.0%	E7	
Chapter 18	Cocoa and cocoa preparations			
18.06	Chocolate and other food preparations containing cocoa.			
ex.1806.10	- Cocoa powder, containing added sugar or other sweetening matter:			
	Other than containing added sugar	12.5%	E10	
Chapter 19	Preparations of cereals, flour, starch or milk; pastrycooks' products			
19.05	Bread, pastry, cakes, biscuits and other bakers' wares, whether or not containing cocoa; communion wafers, empty cachets of a kind suitable for pharmaceutical use, sealing wafers, rice paper and similar products.			
1905.20	- Gingerbread and the like	9.0%	E15	
Chapter 20	Preparations of vegetables, fruit, nuts or other parts of plants			
20.01	Vegetables, fruit, nuts and other edible parts of plants, prepared or preserved by vinegar or acetic acid.			
ex.2001.90	- Other:			
	Other than containing added sugar:			
	Other:			
	Ginger	9.0%	E10	
20.04	Other vegetables prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid, frozen, other than products of heading 20.06.			
ex.2004.90	- Other vegetables and mixtures of vegetables:			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Containing added sugar:			
	Other than sweet corn	23.8%	E7	
20.07	Jams, fruit jellies, marmalades, fruit or nut purée and fruit or nut pastes, obtained by cooking, whether or not containing added sugar or other sweetening matter.			
	- Other:			
ex.2007.91	-- Citrus fruit:			
	Jams, fruit jellies and marmalades:			
	Containing added sugar:			
	Jams	16.8%	E10	
	Fruit jellies and marmalades	16.8%	E10	
	Fruit purée and fruit pastes:			
	Containing added sugar	34.0%	E15	
	Other	21.3%	E10	
ex.2007.99	-- Other:			
	Other than jams or fruit jellies:			
	Containing added sugar:			
	Other than fruit purée or fruit pastes	34.0%	E15	
	Other:			
	Other than fruit purée or fruit pastes	21.3%	E15	
20.08	Fruit, nuts and other edible parts of plants, otherwise prepared or preserved, whether or not containing added sugar or other sweetening matter or spirit, not elsewhere specified or included.			
ex.2008.30	- Citrus fruit:			
	Other than containing added sugar:			
	In pulp form	21.3%	E15	
	- Other, including mixtures other than those of subheading 2008.19:			
ex.2008.97	-- Mixtures:			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Other than mixed fruit, fruit salad or fruit cocktail:			
	Containing added sugar:			
	Other than in pulp form	23.8%	E10	
	Other:			
	In pulp form	21.3%	E15	
20.09	Fruit juices (including grape must) and vegetable juices, unfermented and not containing added spirit, whether or not containing added sugar or other sweetening matter.			
	- Grapefruit (including pomelo) juice:			
ex.2009.21	-- Of a Brix value not exceeding 20:			
	Containing added sugar:			
	More than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained	29.8% or 23 yen/kg, whichever is the greater	E15	
	Other:			
	More than 10% by weight of sucrose	25.5%	E15	
2009.29	-- Other:			
	Containing added sugar:			
	Not more than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained	23.0%	E15	
	Other	29.8% or 23 yen/kg, whichever is the greater	E15	
	Other:			
	Not more than 10% by weight of sucrose	19.1%	E15	
	Other	25.5%	E15	
	- Juice of any other single citrus fruit:			
ex.2009.31	-- Of a Brix value not exceeding 20:			
	Containing added sugar:			
	Not more than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained	23.0%	E15	
	Other	29.8% or 23 yen/kg, whichever is the greater	E15	
	Other:			
	More than 10% by weight of sucrose	25.5%	E15	
ex.2009.39	-- Other:			
	Containing added sugar:			
	Not more than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained	23.0%	E15	
	- Juice of any other single fruit or vegetable:			
ex.2009.89	-- Other:			
	Other than fruit juices or vegetable juices:			
	Containing added sugar	13.4%	E10	
ex.2009.90	- Mixtures of juices:			
	Consisting chiefly of fruit juice:			
	Containing added sugar:			
	More than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained	29.8% or 23 yen/kg, whichever is the greater	E15	
	Other, excluding consisting chiefly of vegetable juice:			
	Containing added sugar	13.4%	E10	
Chapter 21	Miscellaneous edible preparations			
21.03	Sauces and preparations therefor; mixed condiments and mixed seasonings; mustard flour and meal and prepared mustard.			
ex.2103.90	- Other:			
	Sauces:			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
	Mayonnaise	12.8%	E7	
	French dressings and salad dressings	10.5%	E7	
Chapter 22	Beverages, spirits and vinegar			
22.02	Waters, including mineral waters and aerated waters, containing added sugar or other sweetening matter or flavoured, and other non-alcoholic beverages, not including fruit or vegetable juices of heading 20.09.			
ex.2202.10	- Waters, including mineral waters and aerated waters, containing added sugar or other sweetening matter or flavoured:			
	Containing added sugar	13.4%	E10	
	- Other:			
ex.2202.91	-- Non-alcoholic beer:			
	Containing added sugar	13.4%	E10	
ex.2202.99	-- Other:			
	Containing added sugar	13.4%	E10	
22.07	Undenatured ethyl alcohol of an alcoholic strength by volume of 80% vol. or higher; ethyl alcohol and other spirits, denatured, of any strength.			
ex.2207.10	- Undenatured ethyl alcohol of an alcoholic strength by volume of 80% vol. or higher:			
	Of an alcoholic strength by volume of 90% vol. or higher:			
	Intend for use in manufacturing industrial alcohol, ethyl acetate or ethylamine:			
	Intend for use in manufacturing ethyl acetate		E0	
	Intend for use in manufacturing ethylamine		E0	
Chapter 29	Organic chemicals			
29.05	Acyclic alcohols and their halogenated, sulphonated, nitrated or nitrosated derivatives.			
	- Other polyhydric alcohols:			

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
2905.44	-- D-glucitol (sorbitol)		Q	6

Part 3
Schedule of Indonesia

Article B10

Section 1 of Part 3 of Annex 1 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting expressions "a serial number from 1 through 15" and "Section 2" in the chapeau and replacing them respectively by the expressions "a serial number from 1 through 15A" and "Sections 2 and 3";

2. By deleting the expression "the approved manufacturers and approved steel service centers" in subparagraph 2(a)(i) and replacing it by the expression "the approved manufacturers, approved steel service centers and approved supporting industry";

3. By inserting the following new paragraph immediately after paragraph 2:

"2A. As from the date of entry into force of the Protocol, in the case of the originating goods which are determined by the relevant authority of Indonesia as fulfilling the conditions set out in subparagraph 2(a)(i) or (ii) upon importation but which are found not to satisfy the requirement of product specification referred to in subparagraph 2(a)(i) after importation, the following rate of customs duty shall be applied:

(a) For importation of such originating goods up to 65 percent of the aggregate volume of such originating goods to Indonesia in the previous year: 5.25 percent; and

(b) For importation of such originating goods exceeding the aggregate volume referred to in subparagraph (a): the most-favored-nation applied rate in effect at the time of importation."; and

4. By inserting the following new paragraph immediately after paragraph 15:

"15A. (a) A tariff rate quota shall be applied in accordance with the following:

(i) From the first year to the fifth year, the aggregate quota quantity shall be 8,500 metric tons for each year;

(ii) The in-quota rate of customs duty shall be Rp.450/kg;

(iii) For the purposes of subparagraphs (i) and (ii), the tariff rate quota shall be implemented through a certificate of tariff rate quota issued by the importing Party. The tariff rate quota shall be administered by the importing Party and the aggregate quota quantity shall be allocated by the importing Party; and

(iv) In accordance with paragraph 2 of Article 20, the Parties shall negotiate, in the fifth year, on the aggregate quota quantity thereafter. In the absence of agreement between the Parties and until such an agreement is reached as a result of the negotiations, the aggregate quota quantity provided for in subparagraph (i) shall be applied.

(b) The rate of customs duty applied to originating goods other than those imported under the tariff rate quota shall be the most-favoured-nation applied rate.

(c) The in-quota rate referred to in subparagraph (a)(ii) may be subject to margin operational fee of up to five percent by Indonesian state-owned enterprises, designated companies or their successor."

Article B11

Part 3 of Annex 1 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By inserting the following heading of a new Section immediately after Section 2:

"Section 3
Schedule of Indonesia Modifying Tariff Commitments provided for in Schedule in Section 2"; and

2. By inserting the following immediately after the heading of new Section 3:

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
Chapter 10	Cereals			
1006.20.90	-- Other		Q	15A
1006.30.30	-- Glutinous rice		Q	15A
1006.30.99	--- Other		Q	15A
Chapter 11	Products of the milling industry; malt; starches; inulin; wheat glute			
1102.90.10	-- Rice flour	Rp. 450/kg	E5	
Chapter 72	Iron and steel			
7208.27.19	---- Other	15%	D2	2, 2A
7208.27.99	---- Other	15%	D2	2, 2A
7208.37.00	-- Of a thickness of 4.75 mm or more but not exceeding 10 mm		X	2, 2A
7208.38.00	-- Of a thickness of 3 mm or more but less than 4.75 mm		X	2, 2A
7209.16.10	--- Of a width not exceeding 1,250 mm	15%	D2	2, 2A
7209.16.90	--- Other	15%	D2	2, 2A
7209.17.10	--- Of a width not exceeding 1,250 mm	15%	D2	2, 2A
7209.17.90	--- Other	15%	D2	2, 2A
7209.18.99	---- Other	15%	D2	2, 2A
Chapter 73	Articles of iron or steel			
7320.10.90	-- Other	12%	D5	
7320.20.19	--- Other	12%	D5	
7320.20.90	-- Other	12%	D5	
7326.90.30	-- Stainless steel clamp assemblies with rubber sleeves of a kind used for hubless cast iron pipes and pipe fittings	5%	E5	
7326.90.60	-- Bunsen burners	5%	E5	
Chapter 87	Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof			
8703.23.56	----- Of a cylinder capacity exceeding 1,800 cc but not exceeding 2,000 cc	5%	E5	
8703.23.57	----- Of a cylinder capacity exceeding 2,000 cc but not exceeding 2,500 cc	5%	E5	

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
8703.23.62	----- Of a cylinder capacity exceeding 1,800 cc but not exceeding 2,000 cc	5%	E5	
8703.23.63	----- Of a cylinder capacity exceeding 2,000 cc but not exceeding 2,500 cc	5%	E5	
8703.23.64	----- Of a cylinder capacity exceeding 2,500 cc	5%	E5	
8703.23.66	----- Of a cylinder capacity exceeding 1,800 cc but not exceeding 2,000 cc	5%	E5	
8703.23.67	----- Of a cylinder capacity exceeding 2,000 cc but not exceeding 2,500 cc	5%	E5	

Appendix A
Certificates in relation to paragraph 7 of Section 1 of Part 2 of Annex 1

1. For the purposes of paragraph 7 of Section 1 of Part 2 of Annex 1, originating goods classified under tariff item number 1604.14 and indicated with "7" in Column 5 of the Schedule of Japan in Section 3 of Part 2 to Annex 1 of the Agreement shall be accompanied by a certificate of a good for the preferential tariff treatment in accordance with Annex 1 of the Agreement, which is issued by the exporting Party and certifies that the originating goods are produced from the raw materials that do not include skipjack less than 30 centimetres in length.

2. A Catch Certificate issued by the issuing authority of the exporting Party shall serve as a certificate of a good as provided for in paragraph 1 when it:

(a) includes the following information in the field of details identifying the products:

(i) description of the good specified in Column 2 of the tariff line in the Schedule of Japan provided for in Section 3 of Part 2 of Annex 1, in which the originating good referred to in paragraph 1 is classified; and

(ii) invoice number(s) and date(s); and

(b) certifies that the originating goods referred to in paragraph 1 are produced from the raw materials that do not include skipjack less than 30 centimetres in length.

3. A certificate of a good as provided for in paragraph 1 shall be those the details of which are set out in the Operational Procedures for Trade in Goods referred to in Article 27.

4. (a) The competent authority of the importing Party may request the competent authority of the exporting Party to check the authenticity of a certificate of a good provided for in paragraph 1 or the accuracy of the information included in the certificate. Upon such request, the competent authority of the exporting Party shall provide the requested information in a period not exceeding 90 days after the date of receipt of the request.

(b) The customs authority of the importing Party may deny the preferential tariff treatment in accordance with Annex 1 and this Appendix, where:

(i) the competent authority of the exporting Party fails to respond to the request by the competent authority of the importing Party pursuant to subparagraph (a) within 90 days after the date of the receipt of the requests; or

(ii) the information provided by the competent authority of the exporting Party pursuant to subparagraph (a) is not sufficient for determining that the certificate qualifies as the certificate provided for in paragraph 1.

5. The Parties shall review the provisions of this Appendix five years after the entry into force of the Protocol, unless otherwise agreed by the Parties.

Annex C
Amendment to Annex 8 referred to in Chapter 6
Schedules of Specific Commitments in relation to Article 81 of the Agreement

Part 1
Schedule of Japan

Article C1

The Schedule of Japan set out in Part 1 of Annex 8 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By inserting the following new paragraph immediately after paragraph 4 of Explanatory Notes:

"5. The terms, limitations, conditions and qualifications specified in "HORIZONTAL COMMITMENTS" shall apply to all sectors in "SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS". In the event of any inconsistency between the terms, limitations, conditions and qualifications specified in "HORIZONTAL COMMITMENTS" and those specified in "SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS", the former terms, limitations, conditions and qualifications shall prevail to the extent of the inconsistency."

2. By numbering row "SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS" as "II. SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS", and by inserting the following table immediately before the row.

I. HORIZONTAL COMMITMENTS				
ALL SECTORS INCLUDED IN THIS SCHEDULE		1) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed. 2) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed. 3) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed. 4) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed.	1) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed. 2) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed. 3) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed. 4) With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed.	

3. By replacing the Specific Commitment in the sector 7.B. with the following table:

B. Banking and Other Financial Services (excluding Insurance and Insurance-Related Services)		Specific commitments in the market-access column with respect to the supply of a service under subparagraphs (u)(i) and (ii) of Article 77 are unbound except for obligations under paragraphs B3 and 4 of the Understanding respectively which are incurred in this sector additionally to those covered by the provisions of Articles 78 through 80 and Annex 7, subject to conditions and qualifications set out below. 1) None 2) None 3) None 4) None except that the limitation on the number of intra-corporate transferees may be applied on a reciprocal basis.	 1) None 2) None 3) None except that the deposit insurance system does not cover deposits taken by branches of foreign banks. 4) None except that the limitation on the number of intra-corporate transferees may be applied on a reciprocal basis.	

Part 2
Schedule of Indonesia

Article C2

The Schedule of Indonesia set out in Part 2 of Annex 8 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By renumbering the sector 1.D. as 1.E, and by inserting the following table immediately after the sector 1.C.

D. Real Estate Services				
Real estate activities with own or leased property only for high-rise building (residential and mix use) (KBLI 68111)[1]		1) None 2) None 3) None, except the commercial presence must be established only through joint venture enterprise with foreign equity participation allowable up to maximum 51% 4) Unbound, except as indicated in the Horizontal Section	1) None 2) None 3) None, except: a. Local partner(s) in joint venture shall be registered by Indonesian association on real estate b. New licenses subject to Economic Needs Test c. Licensing requirement for the Japan services supplier may vary that applicable to Indonesian service supplier 4) Unbound, except as indicated in the Horizontal Section	

[1] Indonesian Standard of Industrial Classification (Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia/KBLI) 2020

2. By inserting the following table immediately after the sector 9.A.(d).

B. Services Auxiliary to All Modes of Transport				
(a) Other Storage or Warehousing Services (CPC 7429)		1) Unbound 2) None 3) None, except the commercial presence must be established only through joint venture enterprise with foreign equity participation allowable up to maximum 49% 4) Unbound	1) Unbound 2) None 3) None, except licensing requirement for the Japan services supplier may vary that applicable to Indonesian service supplier 4) Unbound	
(b) Freight transport agency services (CPC 74800**) only for freight forwarding		1) Unbound 2) None 3) None, except the commercial presence must be established only through joint venture enterprise with foreign equity participation allowable up to 49%, except in eastern part of Indonesia that minimum foreign equity participation is allowable up to 67% 4) Unbound	1) Unbound 2) None 3) None, except licensing requirement for the Japan services supplier may vary that applicable to Indonesian service supplier 4) Unbound	

Annex D
Amendment to Annex 9 referred to in Chapter 6 Lists of Most-Favoured-Nation Treatment Exemptions in relation to Article 82 of the Agreement

The list of Japan set out in Part 1 of Annex 9 to the Agreement shall be amended by inserting the following table immediately before the exemption for the sector “Maritime freight forwarding services”.

All Sectors	With respect to acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed.	Indefinite	Need to ensure territorial integrity and security of Japan.

Annex E
Amendment to Annex 10 referred to in Chapter 7
Specific Commitments for the Movement of Natural Persons

Part 1
Specific Commitments of Japan

Article E1

Section 2 of Part 1 of Annex 10 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting the expression “one or three years” in the chapeau of paragraph 1 and replacing it by the expression “up to five years”;

2. By inserting “or” at the end of subparagraph 1(c)(iii), deleting subparagraphs 1(c)(iv) and (v) and replacing them by the following:

“(iv) activities which require technology or knowledge at an advanced level pertinent to physical sciences, engineering or other natural sciences, or jurisprudence, economics, business management, accounting or other human sciences, or activities which require ideas and sensitivity based on culture of a country other than Japan, recognized under the status of residence of “Engineer/Specialist in Humanities/International Services” provided for in the Immigration Control and Refugee Recognition Act of Japan (Cabinet Order No.319 of 1951).”; and

3. By deleting the expression “subparagraphs 1(c)(iv) and (v)” in paragraph 2 and replacing it by “subparagraph 1(c)(iv)”.

Article E2

The chapeaux of Sections 3 and 4 of Part 1 of Annex 10 to the Agreement shall be amended by deleting the expression “one or three years” and replacing it by the expression “up to five years” respectively.

Article E3

Section 5 of Part 1 of Annex 10 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting paragraph 1 and replacing it by the following:

“1. Entry and temporary stay for a period of up to five years, which may be extended, shall be granted to a natural person of Indonesia who will engage in business activities during his or her temporary stay in Japan on the basis of a personal contract with a public or private organization in Japan which correspond to:

(a) activities which require technology or knowledge at an advanced level pertinent to physical sciences, engineering or other natural sciences, or jurisprudence, economics, business management, accounting or other human sciences; or

(b) activities which require ideas and sensitivity based on culture of a country other than Japan,

recognized under the status of residence of “Engineer/Specialist in Humanities/International Services” provided for in the Immigration Control and Refugee Recognition Act of Japan.”; and

2. By deleting the expression “subparagraphs 1(a) and (b)” in paragraph 2 and replacing it by the expression “subparagraph 1(a)”.

Article E4

Section 6 of Part 1 of Annex 10 to the Agreement shall be amended as follows:

1. By deleting the expression “twice” in the chapeau of paragraph 1 and replacing it by “four times”;

2. By inserting the expression “or higher degree” immediately after the expression “Diploma III” in subparagraph 1(a);

3. By renumbering subparagraphs 1(c) and (d) as subparagraphs 1(e) and (f) respectively and deleting the expression “and” at the end of renumbered subparagraph 1(e);

4. By inserting the following new subparagraphs immediately after subparagraph 1(b):

“(c) has completed the course of the Japanese language training in Indonesia;

(d) has satisfied the requirement with regard to the proficiency of the Japanese language which shall be specified by the Sub-Committee on Movement of Natural Persons;";

5. By inserting the expression ", unless otherwise agreed by the Parties" immediately after the expression "for six months" in renumbered subparagraph 1(f)(i);

6. By deleting the period at the end of renumbered subparagraph 1(f) and replacing it by "; and", and by inserting the following new subparagraph immediately after renumbered subparagraph 1(f):

"(g) in addition to subparagraphs (a) through (f) above, has satisfied the conditions notified by the Government of Japan to the Government of Indonesia, in case of the third and fourth extension of the period of stay.";

7. By deleting the expression "three times" in Note 2 of paragraph 1 and replacing it by the expression "five times";

8. By deleting the expression "three times" in the chapeau of paragraph 2 and replacing it by the expression "four times";

9. By inserting the expression "or higher degree" immediately after the expression "Diploma III" in subparagraphs 2(a)(ii);

10. By renumbering subparagraphs 2(c) and (d) as subparagraphs 2(e) and (f) respectively and deleting the expression "and" at the end of renumbered subparagraph 2(e);

11. By inserting the following new subparagraphs immediately after subparagraph 2(b):

"(c) has completed the course of the Japanese language training in Indonesia;

(d) has satisfied the requirement with regard to the proficiency of the Japanese language which shall be specified by the Sub-Committee on Movement of Natural Persons;";

12. By inserting the expression ", unless otherwise agreed by the Parties" immediately after the expression "for six months" in renumbered subparagraph 2(f)(i);

13. By deleting the period at the end of renumbered subparagraph 2(f) and replacing it by "; and", and by inserting the following new subparagraph immediately after renumbered subparagraph 2(f):

"(g) in addition to subparagraphs (a) through (f) above, has satisfied the conditions notified by the Government of Japan to the Government of Indonesia, in case of the third and fourth extension of the period of stay."; and

14. By deleting paragraphs 5 through 7 and replacing them by the following paragraphs:

"5. Japan may exempt, totally or partially, a natural person of Indonesia from the training referred to in subparagraphs 1(c) or (f)(i), or 2(c) or (f)(i), if it considers his or her language ability as sufficient to engage in the activities referred to in subparagraph 1(f)(ii) or 2(f)(ii), respectively.

6. The Government of Japan shall notify the Government of Indonesia of the modalities and other related information on the training referred to in subparagraphs 1(c) and (f)(i), and 2(c) and (f)(i).

7. The training under the supervision of a "*Kangoshi*" and the hospital referred to in subparagraph 1(f), the training under the supervision of a "*Kaigofukushishi*" and the caregiving facility referred to in subparagraph 2(f), and the personal contract and the public or private organization in Japan referred to in subparagraphs 1(f), 2(f) and 3(b) shall satisfy the conditions notified by the Government of Japan to the Government of Indonesia."

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第四号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定

日本国及びキルギス共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための協定を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2　この協定の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この協定は、第九条2、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条　対象となる租税

1　この協定は、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　防衛特別法人税

(vi)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　キルギス共和国においては、

(i)　法人の利得に対する租税

(ii)　個人に対する所得税

（以下「キルギスの租税」という。）

Part 2
Specific Commitments of Indonesia

Article E5

Section 4 of Part 2 of Annex 10 to the Agreement shall be amended by inserting the expression "which require knowledge pertinent to physical sciences, engineering or other natural sciences, or economics, business management, accounting or other human sciences in accordance with relevant laws and regulations of Indonesia," immediately after the expression "', such as mechanical engineer and electrical engineer" at the end of the sentence.

4　この協定は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「キルギス共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、キルギス共和国の全ての領域（領土、水域並びにこれらの下及び上空を含む。）であって、キルギス共和国がキルギス共和国の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使し、かつ、キルギス共和国の租税に関する法令が施行されているものをいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はキルギス共和国をいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　キルギス共和国においては、キルギス共和国経済商務省又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この協定の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

(ii)　専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この協定の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2　一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十三条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。

3　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この協定の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条　恒久的施設

1　この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

(g)　農業、牧畜業又は林業のために使用する場所

3　「恒久的施設」には、次のものを含む。

(a)　建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が十二箇月を超える期間存続する場合に限る。

(b)　企業が行う役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）であって、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一の又は関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

4　1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動(f)の規定に該当する場合には、(f)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

5　4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a)　この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b)　当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6　1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a)　当該企業の名において締結される契約

(b)　当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c)　当該企業による役務の提供のための契約

7　6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9　この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条　不動産所得

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業、牧畜業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条　事業利得

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であって、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3　恒久的施設の利得を算定するに当たり、経営費及び一般管理費を含む費用であって当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わず、控除することを認められる。

4　2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得られた結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5　恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6　1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって算定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7　他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条　国際運輸

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、キルギス共和国の企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であってキルギス共和国においてこの協定の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3　1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条　関連企業

1　次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条　配当

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるもの十パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント。当該期間の計算に当たり、当該配当を支払う法人の株式を所有する法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(i)　当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

(ii)　当該配当を支払う法人がキルギス共和国の居住者である場合には、当該法人の資本

(b)　その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

4　2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5　この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条　利子

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の八パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国の居住者によって行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合

4　この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6　利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条　使用料

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の八パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又は記録物を含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5　使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6　使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条　譲渡収益

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものによって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5　1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条　給与所得

1　次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b)　当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務（他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。）について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条　芸能人及び運動家

1　第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1　(a)　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

第二十条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　二重課税の除去

1　日本国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に従ってキルギス共和国において租税を課することができる所得をキルギス共和国内において取得する場合には、当該所得について納付されるキルギスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2　(a)　キルギス共和国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

キルギス共和国の居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合（当該所得が日本国の居住者によって取得される所得であることのみを理由としてこの協定の規定に従って日本国において租税を課することができる場合を除く。）には、キルギス共和国は、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するキルギスの租税の額から控除する。第一文の規定に従って控除される租税の額は、その日本国において租税を課することができる所得に対しキルギス共和国において適用される税率によれば課されたとみられるキルギスの租税の額を超えないものとする。

(b)　キルギス共和国の居住者がこの協定の規定に従って日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、キルギス共和国は、当該所得を、キルギス共和国において租税を課される所得に係る税率を決定するためにのみ、キルギスの租税の課税標準に含めることができる。

第二十二条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によって直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十三条　相互協議手続

1　一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

第二十四条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4　一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十五条　外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十六条　特典を受ける権利

この協定の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十七条　改正

この協定は、両締約国間の合意によって改正することができる。

第二十八条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　キルギス共和国においては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

3　2の規定にかかわらず、第二十四条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定の効力発生の日から適用する。

第二十九条　終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　キルギス共和国においては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、キルギス語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
茂木敏充
キルギス共和国のために
Ｂ・スィディコフ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国及びキルギス共和国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。日本国については、「匿名組合契約」とは、日本国の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第五百三十五条の規定（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）に規定する匿名組合契約をいうことが了解される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、キルギス語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
茂木敏充
キルギス共和国のために
Ｂ・スィディコフ

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE KYRGYZ REPUBLIC
FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the Kyrgyz Republic,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude an Agreement for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Agreement for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1.　This Agreement shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2.　For the purposes of this Agreement, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3.　This Agreement shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 2 of Article 9 and Articles 18, 19, 21, 22, 23 and 25.

ARTICLE 2
TAXES COVERED

1. This Agreement shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or of its political or administrative subdivisions or local authorities, irrespective of the manner in which they are levied.

2. There shall be regarded as taxes on income all taxes imposed on total income or on elements of income, including taxes on gains from the alienation of any property, taxes on the total amounts of wages or salaries paid by enterprises, as well as taxes on capital appreciation.

3. The existing taxes to which this Agreement shall apply are the following:

(a) in Japan:

(i) the income tax;

(ii) the corporation tax;

(iii) the special income tax for reconstruction;

(iv) the local corporation tax;

(v) the special corporation tax for defence; and

(vi) the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as “Japanese tax”);

(b) in the Kyrgyz Republic:

(i) the tax on profits of legal persons; and

(ii) the income tax on individuals

(hereinafter referred to as “Kyrgyz tax”).

4. This Agreement shall apply also to any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Agreement in addition to, or in place of, the existing taxes. The competent authorities of the Contracting States shall notify each other of any significant changes that have been made in their taxation laws.

ARTICLE 3
GENERAL DEFINITIONS

1. For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:

(a) the term “Japan”, when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(b) the term “Kyrgyz Republic”, when used in a geographical sense, means all the territory of the Kyrgyz Republic, including land territory, waters, subsoil and the airspace above them, on which the Kyrgyz Republic exercises its sovereign rights and jurisdiction in accordance with its national legislation and international law, and in which the tax law of the Kyrgyz Republic is in force;

(c) the terms “a Contracting State” and “the other Contracting State” mean Japan or the Kyrgyz Republic, as the context requires;

(d) the term “person” includes an individual, a company and any other body of persons;

(e) the term “company” means any body corporate or any entity that is treated as a body corporate for tax purposes;

(f) the term “enterprise” applies to the carrying on of any business;

(g) the terms “enterprise of a Contracting State” and “enterprise of the other Contracting State” mean respectively an enterprise carried on by a resident of a Contracting State and an enterprise carried on by a resident of the other Contracting State;

(h) the term “international traffic” means any transport by a ship or aircraft except when the ship or aircraft is operated solely between places in a Contracting State and the enterprise that operates the ship or aircraft is not an enterprise of that Contracting State;

(i) the term “competent authority” means:

(i) in Japan, the Minister of Finance or his or her authorised representative;

(ii) in the Kyrgyz Republic, the Ministry of Economy and Commerce of the Kyrgyz Republic or its authorised representative;

(j) the term “national”, in relation to a Contracting State, means:

(i) any individual possessing the nationality of that Contracting State; and

(ii) any legal person, partnership or association deriving its status as such from the laws in force in that Contracting State;

(k) the term “business” includes the performance of professional services and of other activities of an independent character;

(l) the term “recognised pension fund” of a Contracting State means an entity or arrangement established under the law of that Contracting State that is treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State and:

(i) that is established and operated exclusively or almost exclusively to administer or provide retirement benefits and ancillary or incidental benefits or other similar remuneration to individuals and that is regulated as such by that Contracting State or one of its political or administrative subdivisions or local authorities; or

(ii) that is established and operated exclusively or almost exclusively to invest funds for the benefit of other recognised pension funds of that Contracting State.

Where an entity or arrangement established under the law of a Contracting State would constitute a recognised pension fund under clause (i) or (ii) if it were treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State, it shall be considered, for the purposes of the Agreement, as a separate person treated as such under the taxation laws of that Contracting State and all the assets and income of the entity or arrangement shall be treated as assets held and income derived by that separate person and not by another person.

2. As regards the application of this Agreement at any time by a Contracting State, any term not defined therein shall, unless the context otherwise requires or the competent authorities agree to a different meaning pursuant to the provisions of Article 23, have the meaning that it has at that time under the law of that Contracting State for the purposes of the taxes to which the Agreement applies, any meaning under the applicable tax law of that Contracting State prevailing over a meaning given to the term under other laws of that Contracting State.

ARTICLE 4
RESIDENT

1. For the purposes of this Agreement, the term "resident of a Contracting State" means any person who, under the laws of that Contracting State, is liable to tax therein by reason of that person's domicile, residence, place of head or main office, place of incorporation, place of management or any other criterion of a similar nature, and also includes that Contracting State and any political or administrative subdivision or local authority thereof as well as a recognised pension fund of that Contracting State. This term, however, does not include any person who is liable to tax in that Contracting State in respect only of income from sources in that Contracting State.

2. Where by reason of the provisions of paragraph 1 an individual is a resident of both Contracting States, then his status shall be determined as follows:

(a) he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has a permanent home available to him; if he has a permanent home available to him in both Contracting States, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State with which his personal and economic relations are closer (centre of vital interests);

(b) if the Contracting State in which he has his centre of vital interests cannot be determined, or if he has not a permanent home available to him in either Contracting State, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has an habitual abode;

(c) if he has an habitual abode in both Contracting States or in neither of them, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State of which he is a national;

(d) if he is a national of both Contracting States or of neither of them, the competent authorities of the Contracting States shall settle the question by mutual agreement.

3. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, the competent authorities of the Contracting States shall endeavour to determine by mutual agreement the Contracting State of which such person shall be deemed to be a resident for the purposes of this Agreement, having regard to its place of head or main office, its place of effective management, the place where it is incorporated or otherwise constituted and any other relevant factors. In the absence of such agreement, such person shall not be entitled to any relief or exemption from tax provided by the Agreement.

ARTICLE 5
PERMANENT ESTABLISHMENT

1. For the purposes of this Agreement, the term "permanent establishment" means a fixed place of business through which the business of an enterprise is wholly or partly carried on.

2. The term "permanent establishment" includes especially:

(a) a place of management;

(b) a branch;

(c) an office;

(d) a factory;

(e) a workshop;

(f) a mine, an oil or gas well, a quarry or any other place of extraction of natural resources, and

(g) a place used for agricultural, pastoral or forestry purposes.

3. The term "permanent establishment" also encompasses:

(a) a building site, a construction, assembly or installation project or supervisory activities in connection therewith, but only if such site, project or activities last more than twelve months;

(b) the furnishing of services, including consultancy services, by an enterprise through employees or other personnel engaged by the enterprise for such purpose, but only if activities of that nature continue (for the same or a connected project) within a Contracting State for a period or periods aggregating more than 183 days in any twelve month period commencing or ending in the taxable year concerned.

4. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, the term "permanent establishment" shall be deemed not to include:

(a) the use of facilities solely for the purpose of storage, display or delivery of goods or merchandise belonging to the enterprise;

(b) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of storage, display or delivery;

(c) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of processing by another enterprise;

(d) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of purchasing goods or merchandise or of collecting information, for the enterprise;

(e) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of carrying on, for the enterprise, any other activity;

(f) the maintenance of a fixed place of business solely for any combination of activities mentioned in subparagraphs (a) to (e),

provided that such activity or, in the case of subparagraph (f), the overall activity of the fixed place of business, is of a preparatory or auxiliary character.

5. Paragraph 4 shall not apply to a fixed place of business that is used or maintained by an enterprise if the same enterprise or a closely related enterprise carries on business activities at the same place or at another place in the same Contracting State and

(a) that place or other place constitutes a permanent establishment for the enterprise or the closely related enterprise under the provisions of this Article, or

(b) the overall activity resulting from the combination of the activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, is not of a preparatory or auxiliary character,

provided that the business activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, constitute complementary functions that are part of a cohesive business operation.

6. Notwithstanding the provisions of paragraphs 1 and 2 but subject to the provisions of paragraph 7, where a person is acting in a Contracting State on behalf of an enterprise and, in doing so, habitually concludes contracts, or habitually plays the principal role leading to the conclusion of contracts that are routinely concluded without material modification by the enterprise, and these contracts are

(a) in the name of the enterprise, or

(b) for the transfer of the ownership of, or for the granting of the right to use, property owned by that enterprise or that the enterprise has the right to use, or

(c) for the provision of services by that enterprise,

that enterprise shall be deemed to have a permanent establishment in that Contracting State in respect of any activities which that person undertakes for the enterprise, unless the activities of such person are limited to those mentioned in paragraph 4 which, if exercised through a fixed place of business (other than a fixed place of business to which paragraph 5 would apply), would not make this fixed place of business a permanent establishment under the provisions of paragraph 4.

7. Paragraph 6 shall not apply where the person acting in a Contracting State on behalf of an enterprise of the other Contracting State carries on business in the first-mentioned Contracting State as an independent agent and acts for the enterprise in the ordinary course of that business. Where, however, a person acts exclusively or almost exclusively on behalf of one or more enterprises to which it is closely related, that person shall not be considered to be an independent agent within the meaning of this paragraph with respect to any such enterprise.

8. The fact that a company which is a resident of a Contracting State controls or is controlled by a company which is a resident of the other Contracting State, or which carries on business in that other Contracting State (whether through a permanent establishment or otherwise), shall not of itself constitute either company a permanent establishment of the other.

9. For the purposes of this Article, a person or enterprise is closely related to an enterprise if, based on all the relevant facts and circumstances, one has control of the other or both are under the control of the same persons or enterprises. In any case, a person or enterprise shall be considered to be closely related to an enterprise if one possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest in the other (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) or if another person or enterprise possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) in the person and the enterprise or in the two enterprises.

ARTICLE 6
INCOME FROM IMMOVABLE PROPERTY

1. Income derived by a resident of a Contracting State from immovable property (including income from agriculture, pastoralism or forestry) situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. The term "immovable property" shall have the meaning which it has under the law of the Contracting State in which the property in question is situated. The term shall in any case include property accessory to immovable property, livestock and equipment used in agriculture and forestry, rights to which the provisions of general law respecting landed property apply, usufruct of immovable property and rights to variable or fixed payments as consideration for the working of, or the right to work, mineral deposits, sources and other natural resources; ships and aircraft shall not be regarded as immovable property.

3. The provisions of paragraph 1 shall apply to income derived from the direct use, letting, or use in any other form of immovable property.

4. The provisions of paragraphs 1 and 3 shall also apply to the income from immovable property of an enterprise.

ARTICLE 7
BUSINESS PROFITS

1. The profits of an enterprise of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State unless the enterprise carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein. If the enterprise carries on business as aforesaid, the profits of the enterprise may be taxed in that other Contracting State but only so much of them as is attributable to that permanent establishment.

2. Subject to the provisions of paragraph 3, where an enterprise of a Contracting State carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein, there shall in each Contracting State be attributed to that permanent establishment the profits which it might be expected to make if it were a distinct and separate enterprise engaged in the same or similar activities under the same or similar conditions and dealing wholly independently with the enterprise of which it is a permanent establishment.

3. In determining the profits of a permanent establishment, there shall be allowed as deductions expenses which are incurred for the purposes of the permanent establishment, including executive and general administrative expenses so incurred, whether in the Contracting State in which the permanent establishment is situated or elsewhere.

4. Insofar as it has been customary in a Contracting State to determine the profits to be attributed to a permanent establishment on the basis of an apportionment of the total profits of the enterprise to its various parts, nothing in paragraph 2 shall preclude that Contracting State from determining the profits to be taxed by such an apportionment as may be customary; the method of apportionment adopted shall, however, be such that the result shall be in accordance with the principles contained in this Article.

5. No profits shall be attributed to a permanent establishment by reason of the mere purchase by that permanent establishment of goods or merchandise for the enterprise.

6. For the purposes of the preceding paragraphs of this Article, the profits to be attributed to the permanent establishment shall be determined by the same method year by year unless there is good and sufficient reason to the contrary.

7. Where profits include items of income which are dealt with separately in other Articles of this Agreement, then the provisions of those Articles shall not be affected by the provisions of this Article.

ARTICLE 8
INTERNATIONAL TRAFFIC

1. Profits of an enterprise of a Contracting State from the operation of ships or aircraft in international traffic shall be taxable only in that Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of Article 2, an enterprise of a Contracting State shall be exempt in respect of its carrying on the operation of ships or aircraft in international traffic from, in the case of an enterprise of the Kyrgyz Republic, the enterprise tax of Japan and, in the case of an enterprise of Japan, any tax similar to the enterprise tax of Japan which is imposed after the date of signature of this Agreement in the Kyrgyz Republic.

3. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall also apply to profits from the participation in a pool, a joint business or an international operating agency.

ARTICLE 9
ASSOCIATED ENTERPRISES

1. Where

(a) an enterprise of a Contracting State participates directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of the other Contracting State, or

(b) the same persons participate directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of a Contracting State and an enterprise of the other Contracting State,

and in either case conditions are made or imposed between the two enterprises in their commercial or financial relations which differ from those which would be made between independent enterprises, then any profits which would, but for those conditions, have accrued to one of the enterprises, but, by reason of those conditions, have not so accrued, may be included in the profits of that enterprise and taxed accordingly.

2. Where a Contracting State includes in the profits of an enterprise of that Contracting State - and taxes accordingly - profits on which an enterprise of the other Contracting State has been charged to tax in that other Contracting State and the profits so included are profits which would have accrued to the enterprise of the first-mentioned Contracting State if the conditions made between the two enterprises had been those which would have been made between independent enterprises, then that other Contracting State shall make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, due regard shall be had to the other provisions of this Agreement and the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

ARTICLE 10
DIVIDENDS

1. Dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed:

(a) 5 per cent of the gross amount of the dividends if the beneficial owner is a company which holds directly, throughout a six month period that includes the date on which entitlement to the dividends is determined (for the purpose of computing that period, no account shall be taken of changes of ownership that would directly result from a corporate reorganisation, such as a merger or divisive reorganisation, of the company that holds the shares of the company paying the dividends or that pays the dividends), at least 10 per cent of:

(i) in the case where the company paying the dividends is a resident of Japan, the voting power of that company;

(ii) in the case where the company paying the dividends is a resident of the Kyrgyz Republic, the capital of that company;

(b) 10 per cent of the gross amount of the dividends in all other cases.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, where dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State are deductible in computing the taxable income of that company in that Contracting State, such dividends may be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 10 per cent of the gross amount of the dividends.

4. The provisions of paragraphs 2 and 3 shall not affect the taxation of the company in respect of the profits out of which the dividends are paid.

5. The term “dividends” as used in this Article means income from shares, “jouissance” shares or “jouissance” rights, mining shares, founders’ shares or other rights, not being debt-claims, participating in profits, as well as income from other rights which is subjected to the same taxation treatment as income from shares by the laws of the Contracting State of which the company making the distribution is a resident.

6. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall not apply if the beneficial owner of the dividends, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State of which the company paying the dividends is a resident through a permanent establishment situated therein and the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

7. Where a company which is a resident of a Contracting State derives profits or income from the other Contracting State, that other Contracting State may not impose any tax on the dividends paid by the company, except insofar as such dividends are paid to a resident of that other Contracting State or insofar as the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with a permanent establishment situated in that other Contracting State, nor subject the company’s undistributed profits to a tax on the company’s undistributed profits, even if the dividends paid or the undistributed profits consist wholly or partly of profits or income arising in such other Contracting State.

ARTICLE 11
INTEREST

1. Interest arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, interest arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the interest is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 8 per cent of the gross amount of the interest.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, interest arising in a Contracting State shall be taxable only in the other Contracting State if:

(a) the interest is beneficially owned by that other Contracting State, a political or administrative subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political or administrative subdivision or local authority thereof;

(b) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State with respect to debt-claims guaranteed, insured or indirectly financed by that other Contracting State, a political or administrative subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political or administrative subdivision or local authority thereof; or

(c) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State and paid with respect to debt-claims arising as a part of the sale of equipment or merchandise, or the provision of services, on credit by a resident of that other Contracting State.

4. The term “interest” as used in this Article means income from debt-claims of every kind, whether or not secured by mortgage and whether or not carrying a right to participate in the debtor’s profits, and in particular, income from government securities and income from bonds or debentures, including premiums and prizes attaching to such securities, bonds or debentures as well as other income that is subjected to the same taxation treatment as income from money lent by the laws of the Contracting State in which the income arises. Income dealt with in Article 10 and penalty charges for late payment shall not be regarded as interest for the purposes of this Article.

5. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall not apply if the beneficial owner of the interest, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the interest arises through a permanent establishment situated therein and the debt-claim in respect of which the interest is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

6. Interest shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the interest, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the indebtedness on which the interest is paid was incurred, and such interest is borne by such permanent establishment, then such interest shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

7. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the interest, having regard to the debt-claim for which it is paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Agreement.

ARTICLE 12
ROYALTIES

1. Royalties arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, royalties arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the royalties is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 8 per cent of the gross amount of the royalties.

3. The term “royalties” as used in this Article means payments of any kind received as a consideration for the use of, or the right to use, any copyright of literary, artistic or scientific work including software, cinematograph films and films or recordings used for radio or television broadcasting, or any patent, trade mark, design or model, plan, or secret formula or process, or for information concerning industrial, commercial or scientific experience.

4. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall not apply if the beneficial owner of the royalties, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the royalties arise through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the royalties are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

5. Royalties shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the royalties, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the liability to pay the royalties was incurred, and such royalties are borne by such permanent establishment, then such royalties shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

6. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the royalties, having regard to the use, right or information for which they are paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Agreement.

ARTICLE 13
CAPITAL GAINS

1. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of immovable property referred to in Article 6 and situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. Gains from the alienation of any property, other than immovable property referred to in Article 6, forming part of the business property of a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State, including such gains from the alienation of such a permanent establishment (alone or with the whole enterprise), may be taxed in that other Contracting State.

3. Gains that an enterprise of a Contracting State that operates ships or aircraft in international traffic derives from the alienation of such ships or aircraft, or of any property, other than immovable property referred to in Article 6, pertaining to the operation of such ships or aircraft, shall be taxable only in that Contracting State.

4. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of shares of a company or comparable interests, such as interests in a partnership or trust, may be taxed in the other Contracting State if, at any time during the 365 days preceding the alienation, these shares or comparable interests derived at least 50 per cent of their value directly or indirectly from immovable property, as defined in Article 6, situated in that other Contracting State.

5. Gains from the alienation of any property, other than that referred to in paragraphs 1, 2, 3 and 4, shall be taxable only in the Contracting State of which the alienator is a resident.

ARTICLE 14
INCOME FROM EMPLOYMENT

1. Subject to the provisions of Articles 15, 17 and 18, salaries, wages and other similar remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment shall be taxable only in that Contracting State unless the employment is exercised in the other Contracting State. If the employment is so exercised, such remuneration as is derived therefrom may be taxed in that other Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment exercised in the other Contracting State shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State if:

(a) the recipient is present in the other Contracting State for a period or periods not exceeding in the aggregate 183 days in any twelve month period commencing or ending in the taxable year concerned, and

(b) the remuneration is paid by, or on behalf of, an employer who is not a resident of the other Contracting State, and

(c) the remuneration is not borne by a permanent establishment which the employer has in the other Contracting State.

3. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment, as a member of the regular complement of a ship or aircraft, that is exercised aboard a ship or aircraft operated in international traffic, other than aboard a ship or aircraft operated solely within the other Contracting State, shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State.

ARTICLE 15
DIRECTORS' FEES

Directors' fees and other similar payments derived by a resident of a Contracting State in his capacity as a member of the board of directors, or of a similar organ, of a company which is a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

ARTICLE 16
ENTERTAINERS AND SPORTSPERSONS

1. Notwithstanding the provisions of Article 14, income derived by a resident of a Contracting State as an entertainer, such as a theatre, motion picture, radio or television artiste, or a musician, or as a sportsperson, from that resident's personal activities as such exercised in the other Contracting State, may be taxed in that other Contracting State.

2. Where income in respect of personal activities exercised by an entertainer or a sportsperson acting as such accrues not to the entertainer or sportsperson but to another person, that income may, notwithstanding the provisions of Article 14, be taxed in the Contracting State in which the activities of the entertainer or sportsperson are exercised.

ARTICLE 17
PENSIONS

Subject to the provisions of paragraph 2 of Article 18, pensions and other similar remuneration paid to a resident of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State.

ARTICLE 18
GOVERNMENT SERVICE

1. (a) Salaries, wages and other similar remuneration paid by a Contracting State or a political or administrative subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political or administrative subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such salaries, wages and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the services are rendered in that other Contracting State and the individual is a resident of that other Contracting State who:

(i) is a national of that other Contracting State; or

(ii) did not become a resident of that other Contracting State solely for the purpose of rendering the services.

2. (a) Notwithstanding the provisions of paragraph 1, pensions and other similar remuneration paid by, or out of funds which are created by or to which contributions are made by, a Contracting State or a political or administrative subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political or administrative subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such pensions and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the individual is a resident of, and a national of, that other Contracting State.

3. The provisions of Articles 14, 15, 16 and 17 shall apply to salaries, wages, pensions, and other similar remuneration in respect of services rendered in connection with a business carried on by a Contracting State or a political or administrative subdivision or local authority thereof.

ARTICLE 19
STUDENTS

Payments which a student, business apprentice or trainee who is or was immediately before visiting a Contracting State a resident of the other Contracting State and who is present in the first-mentioned Contracting State solely for the purpose of his education or training receives for the purpose of his maintenance, education or training shall not be taxed in that Contracting State, provided that such payments arise from sources outside that Contracting State.

ARTICLE 20
OTHER INCOME

1. Items of income of a resident of a Contracting State, wherever arising, not dealt with in the foregoing Articles of this Agreement shall be taxable only in that Contracting State.

2. The provisions of paragraph 1 shall not apply to income, other than income from immovable property as defined in paragraph 2 of Article 6, if the beneficial owner of such income, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the income is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

3. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the income referred to in paragraph 1 exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the income shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Agreement.

ARTICLE 21
ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION

1. In Japan, double taxation shall be eliminated as follows:

Subject to the provisions of the laws of Japan regarding the allowance as a credit against Japanese tax of tax payable in any country other than Japan, where a resident of Japan derives income from the Kyrgyz Republic which may be taxed in the Kyrgyz Republic in accordance with the provisions of this Agreement, the amount of Kyrgyz tax payable in respect of that income shall be allowed as a credit against the Japanese tax imposed on that resident. The amount of credit, however, shall not exceed the amount of the Japanese tax which is appropriate to that income.

2. In the Kyrgyz Republic, double taxation shall be eliminated as follows:

(a) Where a resident of the Kyrgyz Republic derives income which, in accordance with the provisions of this Agreement (except to the extent that these provisions allow taxation by Japan solely because the income is also income derived by a resident of Japan), may be taxed in Japan, the Kyrgyz Republic shall allow as a deduction from the Kyrgyz tax on the income of that resident, an amount equal to the Japanese tax paid in Japan. The amount of the tax deducted in accordance with the aforementioned provisions shall not exceed the Kyrgyz tax which would have been charged on this income at the rates effective in the Kyrgyz Republic.

(b) Where a resident of the Kyrgyz Republic derives income which, in accordance with the provisions of the Agreement, shall be taxable only in Japan, the Kyrgyz Republic may include this income in the tax base, but only for the purpose of determining the tax rate for such income as is taxable in the Kyrgyz Republic.

ARTICLE 22
NON-DISCRIMINATION

1. Nationals of a Contracting State shall not be subjected in the other Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith, which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which nationals of that other Contracting State in the same circumstances, in particular with respect to residence, are or may be subjected. The provisions of this paragraph shall, notwithstanding the provisions of Article 1, also apply to persons who are not residents of one or both of the Contracting States.

2. The taxation on a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State shall not be less favourably levied in that other Contracting State than the taxation levied on enterprises of that other Contracting State carrying on the same activities. The provisions of this paragraph shall not be construed as obliging a Contracting State to grant to residents of the other Contracting State any personal allowances, reliefs and reductions for taxation purposes on account of civil status or family responsibilities which it grants to its own residents.

3. Except where the provisions of paragraph 1 of Article 9, paragraph 7 of Article 11, paragraph 6 of Article 12 or paragraph 3 of Article 20 apply, interest, royalties and other disbursements paid by an enterprise of a Contracting State to a resident of the other Contracting State shall, for the purpose of determining the taxable profits of such enterprise, be deductible under the same conditions as if they had been paid to a resident of the first-mentioned Contracting State.

4. Enterprises of a Contracting State, the capital of which is wholly or partly owned or controlled, directly or indirectly, by one or more residents of the other Contracting State, shall not be subjected in the first-mentioned Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which other similar enterprises of the first-mentioned Contracting State are or may be subjected.

5. The provisions of this Article shall, notwithstanding the provisions of Article 2, apply to taxes of every kind and description imposed on behalf of a Contracting State or of its political or administrative subdivisions or local authorities.

ARTICLE 23
MUTUAL AGREEMENT PROCEDURE

1. Where a person considers that the actions of one or both of the Contracting States result or will result for him in taxation not in accordance with the provisions of this Agreement, he may, irrespective of the remedies provided by the domestic law of those Contracting States, present his case to the competent authority of either Contracting State. The case must be presented within three years from the first notification of the action resulting in taxation not in accordance with the provisions of the Agreement.

2. The competent authority shall endeavour, if the objection appears to it to be justified and if it is not itself able to arrive at a satisfactory solution, to resolve the case by mutual agreement with the competent authority of the other Contracting State, with a view to the avoidance of taxation which is not in accordance with the provisions of this Agreement. Any agreement reached shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic law of the Contracting States.

3. The competent authorities of the Contracting States shall endeavour to resolve by mutual agreement any difficulties or doubts arising as to the interpretation or application of this Agreement. They may also consult together for the elimination of double taxation in cases not provided for in the Agreement.

4. The competent authorities of the Contracting States may communicate with each other directly, including through a joint commission consisting of themselves or their representatives, for the purpose of reaching an agreement in the sense of the preceding paragraphs of this Article.

ARTICLE 24
EXCHANGE OF INFORMATION

1. The competent authorities of the Contracting States shall exchange such information as is foreseeably relevant for carrying out the provisions of this Agreement or to the administration or enforcement of the domestic laws concerning taxes of every kind and description imposed on behalf of the Contracting States, or of their political or administrative subdivisions or local authorities, insofar as the taxation thereunder is not contrary to the Agreement. The exchange of information is not restricted by Articles 1 and 2.

2. Any information received under paragraph 1 by a Contracting State shall be treated as secret in the same manner as information obtained under the domestic laws of that Contracting State and shall be disclosed only to persons or authorities (including courts and administrative bodies) concerned with the assessment or collection of, the enforcement or prosecution in respect of, the determination of appeals in relation to the taxes referred to in paragraph 1, or the oversight of the above. Such persons or authorities shall use the information only for such purposes. They may disclose the information in public court proceedings or in judicial decisions. Notwithstanding the foregoing, information received by a Contracting State may be used for other purposes when such information may be used for such other purposes under the laws of both Contracting States and the competent authority of the Contracting State supplying the information authorises such use.

3. In no case shall the provisions of paragraphs 1 and 2 be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to supply information which is not obtainable under the laws or in the normal course of the administration of that or of the other Contracting State;

(c) to supply information which would disclose any trade, business, industrial, commercial or professional secret or trade process, or information the disclosure of which would be contrary to public policy.

4. If information is requested by a Contracting State in accordance with this Article, the other Contracting State shall use its information gathering measures to obtain the requested information, even though that other Contracting State may not need such information for its own tax purposes. The obligation contained in the preceding sentence is subject to the limitations of paragraph 3 but in no case shall such limitations be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because it has no domestic interest in such information.

5. In no case shall the provisions of paragraph 3 be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because the information is held by a bank, other financial institution, nominee or person acting in an agency or a fiduciary capacity or because it relates to ownership interests in a person.

ARTICLE 25
MEMBERS OF DIPLOMATIC MISSIONS AND CONSULAR POSTS

Nothing in this Agreement shall affect the fiscal privileges of members of diplomatic missions or consular posts under the general rules of international law or under the provisions of special agreements.

ARTICLE 26
ENTITLEMENT TO BENEFITS

Notwithstanding the other provisions of this Agreement, a benefit under the Agreement shall not be granted in respect of an item of income if it is reasonable to conclude, having regard to all relevant facts and circumstances, that obtaining that benefit was one of the principal purposes of any arrangement or transaction that resulted directly or indirectly in that benefit, unless it is established that granting that benefit in these circumstances would be in accordance with the object and purpose of the relevant provisions of the Agreement.

ARTICLE 27
AMENDMENT

This Agreement may be amended by agreement between the Contracting States.

ARTICLE 28
ENTRY INTO FORCE

1. Each of the Contracting States shall send in writing and through diplomatic channels to the other Contracting State the notification confirming that its internal procedures necessary for the entry into force of this Agreement have been completed. The Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the date of receipt of the latter notification.

2. This Agreement shall have effect:

(a) in Japan:

(i) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the Agreement enters into force;

(ii) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the Agreement enters into force;

(b) in the Kyrgyz Republic:

(i) with respect to taxes withheld at source, for amounts paid or credited on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the Agreement enters into force;

(ii) with respect to other taxes, for taxes for taxable years beginning on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the Agreement enters into force.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, the provisions of Article 24 shall have effect from the date of entry into force of this Agreement without regard to the date on which the taxes are levied or the taxable year to which the taxes relate.

ARTICLE 29
TERMINATION

This Agreement shall remain in force until terminated by a Contracting State. Either Contracting State may terminate the Agreement by giving notice of termination through diplomatic channels to the other Contracting State at least six months before the end of any calendar year beginning after expiry of five years from the date of entry into force of the Agreement. In such event, the Agreement shall cease to have effect:

(a) in Japan:

(i) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the notice is given;

(ii) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the notice is given;

(b) in the Kyrgyz Republic:

(i) with respect to taxes withheld at source, for amounts paid or credited on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the notice is given;

(ii) with respect to other taxes, for taxes for taxable years beginning on or after the first day of January of the calendar year next following the year in which the notice is given.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Tokyo this nineteenth day of December, 2025, in the Japanese, Kyrgyz, Russian and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan　　For the Kyrgyz Republic

茂木敏充　　Б. Сыдыков

PROTOCOL

At the signing of the Agreement between Japan and the Kyrgyz Republic for the Elimination of Double Taxation with respect to Taxes on Income and the Prevention of Tax Evasion and Avoidance (hereinafter referred to as “the Agreement”), Japan and the Kyrgyz Republic have agreed upon the following provisions which shall form an integral part of the Agreement.

Notwithstanding any provisions of the Agreement, any income derived by a resident of a Contracting State in respect of contributions made pursuant to a silent partnership contract or another similar contract may be taxed in the other Contracting State according to the laws of that other Contracting State, provided that such income arises in that other Contracting State and is deductible in computing the taxable income of the payer in that other Contracting State. It is understood that, in the case of Japan, the term “silent partnership contract” means Tokumei Kumiai Keiyaku provided for in Article 535 of Chapter 4 of Part 2 of the Commercial Law (Law No. 48 of 1899) of Japan (as it may be amended from time to time without changing the general principle thereof).

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo this nineteenth day of December, 2025, in the Japanese, Kyrgyz, Russian and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan　　For the Kyrgyz Republic

茂木敏充　　Б. Сыдыков

省　令

○総務省令第八十七号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

総務大臣　林　芳正

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定） **第一条の二**　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和七年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。 （法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正） **第一条の三**　私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。	（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定） **第一条の二**　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。 （法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正） **第一条の三**　私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。
市町村の区分　率 農林業センサス規則により調査した令和七年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの　［略］ ［略］　［略］	市町村の区分　率 農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの　［同上］ ［同上］　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則第一条の二の規定は、令和八年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和七年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第二十四条第二項、国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第六十七条第三項、第六十八条第二項、第六十九条第二項、第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

財務大臣　片山さつき

国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十四人以内を置く。 2　［略］	（国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十五人以内を置く。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官、主任会計事務効率化専門官及び契約専門官） **第四条**　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官、主任会計事務効率化専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。 ［2～11　略］ 12　主任会計事務効率化専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち会計に関する事務の効率化その他専門的事項を処理する。 13　［略］ （業務調整室並びに地方連携推進官、人事調整官及び人事専門官） **第五条**　地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官、人事調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び人事専門官それぞれ一人を置く。 ［2～6　略］ 7　人事専門官は、命を受けて、財務局の職員の採用試験並びに教養及び訓練に関する事務の調整に関する事務を処理する。 （主計事務管理室及び主計企画官） **第十条**　総務課に、主計事務管理室及び主計企画官二人以内を置く。 ［2～6　略］ （デジタル基盤統括室及びシステム協力専門官） **第十六条**　総務課に、デジタル基盤統括室及びシステム協力専門官一人を置く。 2　デジタル基盤統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 3　デジタル基盤統括室に、室長及び電算システム専門官二人を置く。 ［4・5　略］	（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官） **第四条**　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。 ［2～11　同上］ ［項を加える。］ 12　［同上］ （業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官） **第五条**　地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ［2～6　同上］ ［項を加える。］ （主計事務管理室及び主計企画官） **第十条**　総務課に、主計事務管理室及び主計企画官一人を置く。 ［2～6　同上］ （事務管理室及びシステム協力専門官） **第十六条**　総務課に、事務管理室及びシステム協力専門官一人を置く。 2　事務管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］ 3　事務管理室に、室長及び電算システム専門官二人を置く。 ［4・5　同上］

（特殊関税調査室、原産地規則室、税関調査室及び経済連携室並びに経済安全保障政策企画官及び国際協力専門官）

第十八条　関税課に、特殊関税調査室、原産地規則室、税関調査室及び経済連携室並びに経済安全保障政策企画官及び国際協力専門官それぞれ一人を置く。

［２～９　略］

10　経済安全保障政策企画官は、命を受けて、関税課の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

11　国際協力専門官は、命を受けて、関税課の所掌事務のうち関税局の所掌事務に係る国際協力に関することその他専門的事項を処理する。

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びにシステム開発専門官、外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びにシステム開発専門官一人、外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十六人以内（うち十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［２～12　略］

13　システム開発専門官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち外国為替及び外国貿易法に関する事務に係る情報システムの開発及び運用に関する事務その他専門的事項を処理する。

14～16　［略］

（データ分析専門官）

第四十四条の二　総務研究部に、データ分析専門官二人以内を置く。

2　［略］

（上席会計事務専門官及び主任会計事務専門官）

第六十九条　管理運用部に、上席会計事務専門官一人及び主任会計事務専門官三人以内を置く。

［２・３　略］

（関税中央分析所に置く課等）

第七十九条　関税中央分析所に、総務課並びに首席分析官、分析指導官及び分析調整官それぞれ一人並びに分析官九人以内並びに主任研究官一人並びに研究官四人以内を置く。

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十四人以内及び証券検査官二百十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券調査官及び証券調査官）

第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券調査官それぞれ一人を、関東財務局に、証券調査官四十人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十五人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

［２・３　略］

（特殊関税調査室、原産地規則室、税関調査室及び経済連携室並びに国際協力専門官）

第十八条　関税課に、特殊関税調査室、原産地規則室、税関調査室及び経済連携室並びに国際協力専門官一人を置く。

［２～９　同上］

［項を加える。］

10　国際協力専門官は、命を受けて、関税課の所掌事務のうち関税局の所掌事務に係る国際協力に関することその他専門的事項を処理する。

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十六人以内（うち十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［２～12　同上］

［項を加える。］

13～15　［同上］

（データ分析専門官）

第四十四条の二　総務研究部に、データ分析専門官一人を置く。

2　［同上］

（上席会計事務専門官及び主任会計事務専門官）

第六十九条　管理運用部に、上席会計事務専門官一人及び主任会計事務専門官二人以内を置く。

［２・３　同上］

（関税中央分析所に置く課等）

第七十九条　関税中央分析所に、総務課並びに首席分析官、分析指導官及び分析調整官それぞれ一人並びに分析官八人以内並びに主任研究官一人並びに研究官四人以内を置く。

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券調査官及び証券調査官）

第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	主計第一課　主計第二課　主計第三課　理財第一課　理財第二課　理財第三課　理財第四課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　金融監督第六課　証券監督第一課　証券監督第二課　証券監督第三課　融資課
［略］	

［２・３　略］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課及び理財第四課の所掌事務）

第二百十八条　［略］

２　理財第一課、理財第二課、理財第三課及び理財第四課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務）

第二百二十一条　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～カ　略］

ヨ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官、理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課及び理財第四課の所掌に属するものを除く。）

［タ～オ　略］

［二・三　略］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十五人以内及び為替実査官六十人以内を置く。

［２・３　略］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十七人以内及び投資調査官二十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官八十人以内及び金融証券検査官四百九十三人以内を置く。

［２・３　略］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

財務局又は財務支局名	設置する課名
関東財務局	主計第一課　主計第二課　主計第三課　理財第一課　理財第二課　理財第三課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　金融監督第五課　金融監督第六課　証券監督第一課　証券監督第二課　証券監督第三課　融資課
［同上］	

［２・３　同上］

（理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務）

第二百十八条　［同上］

２　理財第一課、理財第二課及び理財第三課を置く場合には、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて財務局長が定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務）

第二百二十一条　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～カ　同上］

ヨ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官、理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌に属するものを除く。）

［タ～オ　同上］

［二・三　同上］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十四人以内及び為替実査官五十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十八人以内及び投資調査官二十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百八十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百八十一人以内及び調査官四百十七人以内を置く。

［２・３　略］

（国有財産総括専門官）

第二百四十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産総括専門官六十二人以内を置く。

２　［略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百五十八人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部の所掌事務）

第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十七　略］

十八　外国における経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する情報の提供に関すること。

２　［略］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事課（東京税関を除く。）

人事第一課（東京税関に限る。）

人事第二課（東京税関に限る。）

会計課（東京税関を除く。）

会計第一課（東京税関に限る。）

会計第二課（東京税関に限る。）

企画調整室（函館税関を除く。）

AI・DX推進センター室（東京税関に限る。）

システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　前項に掲げる課及び室のほか、各税関の総務部に、厚生管理官それぞれ一人を、東京税関の総務部に、総括システム企画調整官一人を置く。

（人事課、人事第一課及び人事第二課の所掌事務）

第二百七十条　［略］

２　人事第一課及び人事第二課を置く場合においては、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて税関長の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（会計課、会計第一課及び会計第二課の所掌事務）

第二百七十一条　［略］

２　会計第一課及び会計第二課を置く場合においては、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて税関長の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（国有財産総括専門官）

第二百四十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産総括専門官六十人以内を置く。

２　［同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部の所掌事務）

第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十七　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

AI・DX推進センター室（東京税関に限る。）

システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　前項に掲げる課及び室のほか、函館税関、東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に厚生管理官それぞれ一人を、東京税関の総務部に総括システム企画調整官一人を置く。

（人事課の所掌事務）

第二百七十条　［同上］

２　長崎税関の総務部人事課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二百七十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第二百七十一条　［同上］

［項を加える。］

（企画調整官）

第二百七十七条　東京税関の総務部に、企画調整官二人以内を、函館税関の総務部に、企画調整官一人を置く。

2　［略］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十三人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官四人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ二人以内を、門司税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。

2　［略］

（税関考査官）

第二百八十条　［略］

2　税関考査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　税関行政の考査を行うこと。

二　税関長の指定する事務に関すること。

（首席税関考査官）

第二百八十一条　［略］

2　首席税関考査官は、命を受けて、前条第二項第一号に規定する考査を行い、及び税関考査官の行う事務を整理する。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十七人以内及び調査官百十七人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号、第二百七十三条各号及び第二百八十条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号、第二百七十三条各号及び第二百八十条第二項各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

2　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に、統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官を置く。

3　［略］

（監視取締センター室の所掌事務）

第二百八十八条　［略］

一　［略］

二　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の統一的な賦課及び徴収に係る調整に関すること。

三　関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関する事務の統一的な実施に係る調整に関すること。

四　コンテナーに関する通関条約の統一的な実施に係る調整に関すること。

（企画調整官）

第二百七十七条　東京税関の総務部に、企画調整官二人以内を、函館税関及び長崎税関の総務部に、企画調整官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十二人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官四人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ二人以内を、門司税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。

2　［同上］

（税関考査官）

第二百八十条　［同上］

2　税関考査官は、命を受けて、税関行政の考査を行い、及び税関長の指定する事務を処理する。

［号を加える。］

［号を加える。］

（首席税関考査官）

第二百八十一条　［同上］

2　首席税関考査官は、命を受けて、前条第二項に規定する考査を行い、及び税関考査官の行う事務を整理する。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十五人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

2　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官を置く。

3　［同上］

（監視取締センター室の所掌事務）

第二百八十八条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　保税制度の統一的な運営に係る調整に関すること。
六　前各号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。
七　［略］
（統括監視官の職務）
第二百九十二条　［略］
［一・二　略］
三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（第三百三条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに監視取締センター室、統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
四　［略］
五　コンテナーに関する通関条約の実施に関すること（監視取締センター室の所掌に属するものを除く。）。
［六～十一　略］
（保税地域監督官の職務）
第二百九十四条　保税地域監督官は、命を受けて、次に掲げる事務（監視取締センター室、統括監視官及び特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
［一・二　略］
２　［略］
（取締企画調整官）
第二百九十五条　横浜税関の監視部に、取締企画調整官三人以内を置く。
２　［略］
（上席監視官及び監視官）
第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十七人以内及び監視官三百八十二人以内を置く。
［２・３　略］
（業務部に置く課等）
第三百一条　［略］
２　前項に掲げる課及び室のほか、業務部に、統括審査官、特別審査官、統括分析官（函館税関及び長崎税関を除く。）、特別分析官（函館税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関を除く。）、通関業監督官、首席通関業監督官（函館税関、門司税関及び長崎税関を除く。）、総括関税鑑査官（東京税関に限る。）、総括原産地調査官（東京税関に限る。）、総括認定事業者管理官（東京税関に限る。）、総括知的財産調査官（東京税関に限る。）及び総括関税評価官（東京税関に限る。）を置く。
３　［略］
（収納課の所掌事務）
第三百三条　収納課は、次に掲げる事務（監視取締センター室、統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
［一～八　略］
九　輸入貨物に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること（総括関税評価官、統括調査官及び特別調査官の所掌に属するものを除く。）。
２　［略］

［号を加える。］
二　前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。
三　［同上］
（統括監視官の職務）
第二百九十二条　［同上］
［一・二　同上］
三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（第三百三条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
四　［同上］
五　コンテナーに関する通関条約の実施に関すること。
［六～十一　同上］
（保税地域監督官の職務）
第二百九十四条　保税地域監督官は、命を受けて、次に掲げる事務（統括監視官及び特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
［一・二　同上］
２　［同上］
（取締企画調整官）
第二百九十五条　横浜税関の監視部に、取締企画調整官二人以内を置く。
２　［同上］
（上席監視官及び監視官）
第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十五人以内及び監視官三百七十五人以内を置く。
［２・３　同上］
（業務部に置く課等）
第三百一条　［同上］
２　前項に掲げる課及び室のほか、業務部に統括審査官、特別審査官、統括分析官（函館税関及び長崎税関を除く。）、特別分析官（函館税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関を除く。）、通関業監督官、首席通関業監督官（函館税関、門司税関及び長崎税関を除く。）、総括関税鑑査官（東京税関に限る。）、総括原産地調査官（東京税関に限る。）、総括認定事業者管理官（東京税関に限る。）、総括知的財産調査官（東京税関に限る。）及び総括関税評価官（東京税関に限る。）を置く。
３　［同上］
（収納課の所掌事務）
第三百三条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
［一～八　同上］
九　輸入貨物に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること（総括関税評価官、統括調査官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）。
２　［同上］

（統括審査官の職務）

第三百六条　統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（監視取締センター室、情報管理室、統括監視官、特別監視官、特別審査官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～四　略］

五　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること（収納課、統括調査官及び特別調査官の所掌に属するものを除く。）。

［六～二十二　略］

［２～５　略］

（特別審査官の職務）

第三百七条　特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（監視取締センター室、情報管理室、統括監視官、特別監視官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

（総括原産地調査官の職務）

第三百十二条　［略］

［一・二　略］

三　外国における経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する制度に関する統一的な情報の提供を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に関すること。

（税関相談官）

第三百十五条　各税関を通じて業務部に、税関相談官二十一人以内を置く。

２　［略］

（原産地調査官）

第三百十九条　［略］

２　［略］

一　［略］

二　外国における経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する制度に関する情報の提供に関すること。

三　前二号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

３　［略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百四十六人以内及び審査官二百四十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官九十人以内及び調査官百二十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官六人以内を、横浜税関及び大阪税関の業務部に、上席分析官それぞれ三人以内を、名古屋税関及び神戸税関の業務部に、上席分析官それぞれ二人以内を、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官二十二人以内を置く。

［２・３　略］

（統括審査官の職務）

第三百六条　統括審査官は、命を受けて、次に掲げる事務（情報管理室、統括監視官、特別監視官、特別審査官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～四　同上］

五　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること（収納課、統括調査官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）。

［六～二十二　同上］

［２～５　同上］

（特別審査官の職務）

第三百七条　特別審査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（情報管理室、統括監視官、特別監視官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

（総括原産地調査官の職務）

第三百十二条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

（税関相談官）

第三百十五条　各税関を通じて業務部に、税関相談官二十人以内を置く。

２　［同上］

（原産地調査官）

第三百十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

３　［同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百四十四人以内及び審査官二百六十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十四人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官四人以内を、横浜税関及び大阪税関の業務部に、上席分析官それぞれ三人以内を、神戸税関の業務部に、上席分析官二人以内を、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［略］

２　前項に掲げる課及び室のほか、調査部に、統括調査官、特別調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。

３　統括調査官、特別調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
［略］					
東京税関	四十六人	十一人	十五人	二人	一人
横浜税関	十八人	八人	十一人	四人	—
名古屋税関	十二人	六人	五人	三人	—
大阪税関	十七人	九人	九人	二人	—
神戸税関	十三人	九人	五人	五人	—
門司税関	六人	一人	七人	二人	—
長崎税関	五人	一人	一人	一人	—
合　計	百二十人	四十六人	五十四人	二十人	一人

（統括調査官の職務）

第三百三十条　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（総括関税評価官及び特別調査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～七　略］

２　［略］

（特別調査官の職務）

第三百三十一条　特別調査官は、命を受けて、前条第一項各号に掲げる事務（総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官二十人以内を、大阪税関及び神戸税関の調査部に、情報管理官それぞれ五人以内を、横浜税関、名古屋税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百五人以内及び調査官三百四十三人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［同上］

２　前項に掲げる課及び室のほか、調査部に統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
［同上］					
東京税関	四十三人	十人	十五人	二人	一人
横浜税関	十九人	七人	十一人	四人	—
名古屋税関	十三人	五人	五人	三人	—
大阪税関	十七人	八人	九人	二人	—
神戸税関	十五人	七人	五人	五人	—
門司税関	六人	一人	六人	二人	—
長崎税関	四人	一人	一人	一人	—
合　計	百二十人	四十人	五十三人	二十人	一人

（統括調査官の職務）

第三百三十条　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（総括関税評価官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～七　同上］

２　［同上］

（特別関税調査官の職務）

第三百三十一条　特別関税調査官は、命を受けて、前条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事務（総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官十九人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官五人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百九人以内及び調査官三百四十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十六人以内及び審理官百六十二人以内を置く。

［２・３　略］

第三百四十三条　［略］

［２～７　略］

８　東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、名古屋税関中部空港税関支署に、次長四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ三人を、函館税関千歳税関支署、東京税関東京外郵出張所、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署及び門司税関博多税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、東京税関新潟税関支署、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、名古屋税関中部外郵出張所、名古屋税関西部出張所、大阪税関堺税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［９・10　略］

（業務部の所掌事務）

第三百四十七条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十七　略］

十八　外国における経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する制度に関する情報の提供に関すること。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官四人以内を置く。

［２・３　略］

（監視部に置く課等）

第三百五十八条　［略］

２　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に、統括監視官七人並びに特別監視官及び保税地域監督官それぞれ一人を置く。

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官三十三人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

第三百六十四条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、業務部に、統括審査官三人、特別審査官二人及び通関業監督官一人を置く。

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十六人以内及び審理官百六十四人以内を置く。

［２・３　同上］

第三百四十三条　［同上］

［２～７　同上］

８　東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、名古屋税関中部空港税関支署に、次長四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関東京外郵出張所、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署及び門司税関博多税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、名古屋税関中部外郵出張所、名古屋税関西部出張所、大阪税関堺税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［９・10　同上］

（業務部の所掌事務）

第三百四十七条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十七　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官三人以内及び調査官四人以内を置く。

［２・３　同上］

（監視部に置く課等）

第三百五十八条　［同上］

２　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官七人並びに特別監視官及び保税地域監督官それぞれ一人を置く。

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官三十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部に置く課等）

第三百六十四条　［同上］

２　前項に掲げる課のほか、業務部に統括審査官三人、特別審査官二人及び通関業監督官一人を置く。

（原産地調査官）

第三百七十一条　［略］

２　［略］

一　［略］

二　外国における経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する制度に関する情報の提供に関すること。

三　前二号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（上席調査官及び調査官）

第三百七十四条の三　沖縄地区税関の業務部に、上席調査官及び調査官それぞれ二人以内を置く。

２　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十一条第二項各号及び第三百七十三条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

３　第一項の調査官は、命を受けて、第三百七十一条第二項各号及び第三百七十三条第二項各号に規定する事務を処理する。

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、調査部に、統括調査官二人、統括審理官三人及び特別審理官一人を置く。

（上席審理官及び審理官）

第三百八十条の三　沖縄地区税関の調査部に、上席審理官四人以内及び審理官六人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百九十六人以内を置く。

２　［略］

（国際調査管理官）

第四百十一条　［略］

２　国際調査管理官は、命を受けて、第四百二条各号に掲げる事務のうち海外取引（租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引を含む。第四百五十二条第二項、第五百条第五項第二号、第五百三条、第五百四条、第五百四条の二及び第五百十二条において同じ。）及び外国法人に係るものを処理する。

（国際監理官）

第四百五十二条　［略］

２　国際監理官は、命を受けて、国際調査管理課、国際調査課、国際機動課、事前確認審査課、特別国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）及び統括国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）の事務を整理する。

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［略］

２　前項に掲げるもののほか、総務部に、特別国税管理官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）、統括国税管理官及び情報処理管理官（東京国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。

（原産地調査官）

第三百七十一条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（上席調査官）

第三百七十四条の三　沖縄地区税関の業務部に、上席調査官二人以内を置く。

２　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十一条第二項各号及び第三百七十三条第二項各号に規定する事務を処理する。

［項を加える。］

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　［同上］

２　前項に掲げる課のほか、調査部に統括調査官二人、統括審理官三人及び特別審理官一人を置く。

（上席審理官及び審理官）

第三百八十条の三　沖縄地区税関の調査部に、上席審理官四人以内及び審理官七人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百九十人以内を置く。

２　［同上］

（国際調査管理官）

第四百十一条　［同上］

２　国際調査管理官は、命を受けて、第四百二条各号に掲げる事務のうち海外取引（租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引を含む。第四百五十二条第二項、第五百条第五項第二号、第五百三条及び第五百四条において同じ。）及び外国法人に係るものを処理する。

（国際監理官）

第四百五十二条　［同上］

２　国際監理官は、命を受けて、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、特別国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）及び統括国税調査官（海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めたもの及び外国法人に係るものに限る。）の事務を整理する。

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［同上］

２　前項に掲げるもののほか、総務部に、統括国税管理官及び情報処理管理官（東京国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。

3　特別国税管理官、統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	特別国税管理官	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	—	五人	—
仙台国税局	—	五人	—
関東信越国税局	一人	十一人	—
東京国税局	一人	三十人	二人
金沢国税局	—	二人	—
名古屋国税局	一人	十三人	—
大阪国税局	一人	十六人	三人
広島国税局	—	四人	—
高松国税局	—	三人	—
福岡国税局	—	四人	—
熊本国税局	—	三人	—
合　計	四人	九十六人	五人

（特別国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　特別国税管理官は、命を受けて、次条に規定する事務のうち、特に処理困難なものとして国税局長の指定するものを分掌する。

（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の三　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、特別国税管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を分掌する。

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官九百四十四人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万九千七百六十九人以内を置く。

2　［略］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［略］

2　［略］

3　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	四人	—
仙台国税局	五人	—
関東信越国税局	六人	—
東京国税局	二十三人	二人
金沢国税局	二人	—
名古屋国税局	九人	—
大阪国税局	九人	三人
広島国税局	四人	—
高松国税局	三人	—
福岡国税局	四人	—
熊本国税局	三人	—
合　計	七十二人	五人

［条を加える。］

（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官六百三十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万五千七十七人以内を置く。

2　［同上］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［同上］

2　［同上］

３　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	審理官	資産評価官	企画調整官	統括国税実査官	統括国税調査官
［略］						
東京国税局	課税第一部	二人	一人	一人	九人	一人
	課税第二部	一人	一人	一人	二人	三人
［略］						
大阪国税局	課税第一部	二人	一人	一人	五人	一人
	課税第二部	一人	一人	一人	二人	三人
［略］						
合計		十一人	十一人	一人	二十九人	十二人

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百九十三人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百五十二人以内を置く。

２　［略］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［略］		
東京国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　国際機動課　事前確認審査課　調査開発課
	調査第二部	調査総括課
	調査第三部	調査総括課
	調査第四部	調査総括課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察情報戦略課　査察国際課
［略］		

３　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	審理官	資産評価官	企画調整官	統括国税実査官	統括国税調査官
［同上］						
東京国税局	課税第一部	二人	一人	一人	七人	一人
	課税第二部	一人	一人	一人	二人	三人
［同上］						
大阪国税局	課税第一部	二人	一人	一人	五人	一人
	課税第二部	一人	一人	一人	一人	三人
［同上］						
合計		十一人	十一人	一人	二十六人	十二人

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百五十人以内を置く。

２　［同上］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［同上］		
東京国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
	調査第二部	調査総括課
	調査第三部	調査総括課
	調査第四部	調査総括課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察情報戦略課　査察国際課
［同上］		

２　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
［略］						
東京国税局	調査第一部	三十五人	六人	一人	—	—
	調査第二部	—	十六人	—	—	—
	調査第三部	—	十六人	—	—	—
	調査第四部	—	十六人	—	—	—
	査察部	—	—	—	八人	三十三人
［略］						
合計		五十九人	百十八人	二人	三十一人	八十八人

（調査管理課の所掌事務）

第五百条　［略］

２　東京国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査管理課、国際調査課、国際機動課、事前確認審査課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二～四　略］

［３～５　略］

（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第四号及び第五号に掲げる事務のうち東京国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、国際機動課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

（国際調査管理課の所掌事務）

第五百三条　東京国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課、国際機動課及び事前確認審査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関すること。

二　［略］

２　［略］

３　大阪国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課及び事前確認審査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関すること。

二　海外取引に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関すること。

２　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
［同上］						
東京国税局	調査第一部	三十五人	七人	一人	—	—
	調査第二部	—	十六人	—	—	—
	調査第三部	—	十六人	—	—	—
	調査第四部	—	十六人	—	—	—
	査察部	—	—	—	八人	三十三人
［同上］						
合計		五十九人	百十九人	二人	三十一人	八十八人

（調査管理課の所掌事務）

第五百条　［同上］

２　東京国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二～四　同上］

［３～５　同上］

（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第四号及び第五号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

（国際調査管理課の所掌事務）

第五百三条　東京国税局及び大阪国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課及び事前確認審査課の所掌に属する調査並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査（海外取引に係るものに限る。）の計画の企画及び立案に関すること。

二　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

（国際調査課の所掌事務）

第五百四条　［略］

2　東京国税局の国際調査課は、次に掲げる事務（国際調査管理課、国際機動課及び事前確認審査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第五百十四条第一号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること。

二　第五百十四条第二号に掲げる事務のうち海外取引に係るものとして国税局長が特別の調査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査に関すること。

三　海外取引に関する調査技法の開発に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係る事務

3　名古屋国税局及び大阪国税局の国際調査課は、次に掲げる事務（大阪国税局にあっては、国際調査管理課及び事前確認審査課、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　略］

（国際機動課の所掌事務）

第五百四条の二　国際機動課は、次に掲げる事務（国際調査管理課及び事前確認審査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の行う調査又は検査のうち海外取引に係るものの指導並びにこれに必要な調査又は検査に関すること。

二　第五百十四条第一号及び第二号に掲げる事務のうち法人税法第二編第二章、第三編第三章及び第百五十条の三に規定する事項に係るものの指導並びにこれに必要な調査又は検査に関すること。

（事前確認審査課の所掌事務）

第五百四条の三　［略］

（特別国税調査官の職務）

第五百十三条　特別国税調査官は、命を受けて、次条各号に掲げる事務のうち特に大規模な組織を有する法人で、国税局長の指定するものに係るもの（東京国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、国際機動課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（統括国税調査官の職務）

第五百十四条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官の所掌に属するもの並びに東京国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、国際機動課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあって

（国際調査課の所掌事務）

第五百四条　［同上］

［項を加える。］

2　東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の国際調査課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課及び事前確認審査課、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　同上］

［条を加える。］

（事前確認審査課の所掌事務）

第五百四条の二　［同上］

（特別国税調査官の職務）

第五百十三条　特別国税調査官は、命を受けて、次条各号に掲げる事務のうち特に大規模な組織を有する法人で、国税局長の指定するものに係るもの（東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（統括国税調査官の職務）

第五百十四条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官の所掌に属するもの並びに東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国

は、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査総括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百三十三人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十一人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百七十四人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［略］

［2～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百九人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百三人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて七百四人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千三百四十七人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官四千九百四十一人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千三人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百五十九条　各税務署を通じて副署長四人以内を置く。

［2・3　略］

別表第四（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［略］		

括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十九人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百七十九人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［同上］

［2～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百七人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて九百四十九人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百二十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官五千九百五十九人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百五十九条　各税務署を通じて副署長三人以内を置く。

［2・3　同上］

別表第四（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［同上］		

横浜	横浜税関本牧埠頭出張所
	横浜税関国際園芸博覧会出張所
	横浜税関川崎外郵出張所
［略］	
長崎	三池税関支署久留米出張所
	三池税関支署佐賀空港出張所
	長崎税関長崎空港出張所
［略］	

横浜	横浜市
	横浜市
	川崎市
［略］	
長崎	久留米市
	佐賀市
	大村市
［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定並びに第二条中財務省組織規則第四百十条、第四百十一条、第四百五十二条及び第四百五十三条の改正規定、第四百六十三条の二を第四百六十三条の三とし、第四百六十三条の次に一条を加える改正規定、第四百六十六条の三、第四百六十六条の四、第四百六十七条、第四百八十五条、第四百九十七条、第四百九十九条、第五百条、第五百条の二、第五百二条及び第五百四条の改正規定、第五百四条の二を第五百四条の三とし、第五百四条の次に一条を加える改正規定並びに次条の規定　令和八年七月十日

二　第二条中財務省組織規則別表第四横浜の項の改正規定　令和八年十月一日

（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部改正）

第二条　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部並びに沖縄国税事務所の調査課及び査察課の所掌事務の範囲は、内国税の賦課（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）及び徴収並びに外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、次に掲げるものとし、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものは、調査課（関東信越国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、東京国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、国際機動課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、東京国税局の調査第二部、調査第三部及び調査第四部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、名古屋国税局の調査部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、調査開発課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、大阪国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、大阪国税局の調査第二部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、特別国税調査官及び統括国税調査官とする。）において、第五号及び第七号に掲げるものは、査察課（関東信越	1　国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部並びに沖縄国税事務所の調査課及び査察課の所掌事務の範囲は、内国税の賦課（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）及び徴収並びに外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、次に掲げるものとし、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものは、調査課（関東信越国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、東京国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、東京国税局の調査第二部、調査第三部及び調査第四部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、名古屋国税局の調査部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、調査開発課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、大阪国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、大阪国税局の調査第二部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、特別国税調査官及び統括国税調査官とする。）において、第五号及び第七号に掲げるものは、査察課（関東信越国税局の調査

国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、東京国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察情報戦略課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、大阪国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、名古屋国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、特別国税査察官及び統括国税査察官とする。）においてつかさどるものとする。

［一～七　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七七

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一（第一条関係）			**別表第一**（第一条関係）		
一～九　（略）			一～九　（略）		
十　サイバー通信情報監理委員会			十　サイバー通信情報監理委員会		
組織	官職	区分	組織	官職	区分
事務局			事務局		
次長			（新設）		
課長	一種		課長	一種	
（略）	（略）		（略）	（略）	
十一～四十二　（略）			十一～四十二　（略）		
四十三　環境省			四十三　環境省		
組織	官職	区分	組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

地方環境局		
	局長	一種
	次長	二種
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

四十四・四十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一四

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

地方環境事務所		
	所長	二種
	次長	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

四十四・四十五　（略）

改正後	改正前
（用地交渉等手当） **第二十七条の二**　用地交渉等手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に定める事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したときに支給する。 一　内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局の事務所若しくは事業所、国土交通省地方整備局、北海道開発局開発建設部若しくは地方航空局又は環境省福島環境局に所属する職員（人事院の定める職員を除く。）　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第一号から第三号の二まで、第十号、第十号の二、第十二号若しくは第二十七号の二に掲げる道路、ダム、飛行場等若しくは都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園に関する事業又はこれらの事業に関連する事業（同号に掲げる施設に関する事業又はこの事業に関連する事業にあつては、人事院の定めるものに限る。） 二　（略） 2　（略）	（用地交渉等手当） **第二十七条の二**　用地交渉等手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に定める事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したときに支給する。 一　内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局の事務所若しくは事業所、国土交通省地方整備局、北海道開発局開発建設部若しくは地方航空局又は環境省福島地方環境事務所に所属する職員（人事院の定める職員を除く。）　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第一号から第三号の二まで、第十号、第十号の二、第十二号若しくは第二十七号の二に掲げる道路、ダム、飛行場等若しくは都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園に関する事業又はこれらの事業に関連する事業（同号に掲げる施設に関する事業又はこの事業に関連する事業にあつては、人事院の定めるものに限る。） 二　（略） 2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	（略）	（略）	四級地	四級地
	幌泉郡えりも町字新浜六一の一五	北海道環境局えりも自然保護官事務所		
	（略）	（略）	（略）	（略）
青森県	（略）	（略）	（略）	（略）
	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	東北環境局十和田八幡平国立公園管理事務所	二級地	三級地
	（略）	（略）	（略）	（略）
福島県	（略）	（略）	（略）	（略）
	南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の一	関東環境局檜枝岐自然保護官事務所	四級地	四級地
	（略）	（略）	（略）	（略）
	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三	東北環境局裏磐梯自然保護官事務所	一級地	二級地
	（略）	（略）	（略）	（略）
群馬県	（略）	（略）	（略）	（略）
	利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三八八五の一	関東環境局片品自然保護官事務所	一級地	二級地

改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	（略）	（略）	四級地	四級地
	幌泉郡えりも町字新浜六一の一五	北海道地方環境事務所えりも自然保護官事務所		
	（略）	（略）	（略）	（略）
青森県	（略）	（略）	（略）	（略）
	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所	二級地	三級地
	（略）	（略）	（略）	（略）
福島県	（略）	（略）	（略）	（略）
	南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の一	関東地方環境事務所檜枝岐自然保護官事務所	四級地	四級地
	（略）	（略）	（略）	（略）
	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三	東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所	一級地	二級地
	（略）	（略）	（略）	（略）
群馬県	（略）	（略）	（略）	（略）
	利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三八八五の一	関東地方環境事務所片品自然保護官事務所	一級地	二級地

東京都	（略）	関東環境局小笠原自然保護官事務所	六級地	六級地	
	小笠原村父島字西町				
	（略）	関東環境局母島自然保護官事務所	六級地	六級地	
	小笠原村母島字静沢				
	（略）	関東環境局富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所	二級地	二級地	
	大島町元町字家の上四四五の九				
新潟県	（略）	（略）	二級地	二級地	
	佐渡市新穂正明寺一二七七	関東環境局佐渡自然保護官事務所	二級地	二級地	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
石川県	白山市白峰ホ二五の一	中部環境局白山自然保護官事務所	一級地	一級地	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
島根県	（略）	（略）	（略）	（略）	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	中国四国環境局大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所	二級地	二級地	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
長崎県	（略）	九州環境局対馬自然保護官事務所	四級地	四級地	
	対馬市上県町佐護西里二九五六の五				
	（略）	（略）	（略）	（略）	

東京都	（略）	関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所	六級地	六級地	
	小笠原村父島字西町				
	（略）	関東地方環境事務所母島自然保護官事務所	六級地	六級地	
	小笠原村母島字静沢				
	（略）	関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所	二級地	二級地	
	大島町元町字家の上四四五の九				
新潟県	（略）	（略）	二級地	二級地	
	佐渡市新穂正明寺一二七七	関東地方環境事務所佐渡自然保護官事務所	二級地	二級地	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
石川県	白山市白峰ホ二五の一	中部地方環境事務所白山自然保護官事務所	一級地	一級地	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
島根県	（略）	（略）	（略）	（略）	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所	二級地	二級地	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
長崎県	（略）	九州地方環境事務所対馬自然保護官事務所	四級地	四級地	
	対馬市上県町佐護西里二九五六の五				
	（略）	（略）	（略）	（略）	

（略）	（略）	（略）	（略）
五島市東浜町二の一の一	九州環境局五島自然保護官事務所	二級地	二級地
（略）	（略）	（略）	（略）
大分県			
（略）	（略）	（略）	（略）
玖珠郡九重町大字田野二六〇の二	九州環境局阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所	二級地	二級地
宮崎県			
（略）	（略）	（略）	（略）
えびの市末永一四九五の五	九州環境局霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所	一級地	一級地
鹿児島県			
（略）	（略）	（略）	（略）
奄美市笠利町大字和野字長濱金久三七四の四	福岡空港事務所奄美空港分室準備室	四級地	四級地
（略）	（略）	（略）	（略）
熊毛郡屋久島町安房前岳二七三九の三四三	九州環境局屋久島自然保護官事務所		
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
（略）	（略）	（略）
山形県	酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北環境局鳥海南麓自然保護官事務所
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
五島市東浜町二の一の一	九州地方環境事務所五島自然保護官事務所	二級地	二級地
（略）	（略）	（略）	（略）
大分県			
（略）	（略）	（略）	（略）
玖珠郡九重町大字田野二六〇の二	九州地方環境事務所阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所	二級地	二級地
宮崎県			
（略）	（略）	（略）	（略）
えびの市末永一四九五の五	九州地方環境事務所霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所	一級地	一級地
鹿児島県			
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	四級地	四級地
（略）	（略）	（略）	（略）
熊毛郡屋久島町安房前岳二七三九の三四三	九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所		
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
（略）	（略）	（略）
山形県	酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
北海道	上川郡上川町中央町六〇三	北海道環境局大雪山国立公園管理事務所
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一―七

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（管理監督職から除かれる官職）	（管理監督職から除かれる官職）
第三条　法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。	**第三条**　法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　地方環境局の国立公園調整官	十　地方環境事務所の国立公園調整官
十一～十四　（略）	十一～十四　（略）
（特定管理監督職群を構成する管理監督職）	（特定管理監督職群を構成する管理監督職）
第十二条　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。	**第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　環境省の内部部局等の特定管理監督職群　環境省の内部部局の千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所長並びに環境調査研修所の庶務課長及び国立水俣病総合研究センター総務課長並びに地方環境局の総務課長、資源循環・災害廃棄物対策課長及び環境対策課長並びに人事院が定める官職	十　環境省の内部部局等の特定管理監督職群　環境省の内部部局の千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所長並びに環境調査研修所の庶務課長及び国立水俣病総合研究センター総務課長並びに地方環境事務所の総務課長、資源循環課長及び環境対策課長並びに人事院が定める官職
十一　福島環境局の特定管理監督職群　福島環境局の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長	十一　福島地方環境事務所の特定管理監督職群　福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長
十二　地方環境局の特定管理監督職群　地方環境局の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官	十二　地方環境事務所の特定管理監督職群　地方環境事務所の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

二　冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
北海道	上川郡上川町中央町六〇三	北海道地方環境事務所大雪山国立公園管理事務所
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

法　規　的　告　示

○環境省告示第二号
○経済産業省告示第二号
○農林水産省告示第二号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十六年五月環境省・経済産業省・農林水産省告示第二号）の一部を次のように変更したので、同法第四条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月一日

環境大臣　石原　宏高
経済産業大臣　赤澤　亮正
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第２　農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項 １　国による施策の総合的な推進 ⑴～⑺　（略） ⑻　国の相談窓口の設置 国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境局等の国の地方支分部局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。 ⑼・⑽　（略） ２　（略） 第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項 １～５　（略） ６　協議会の運営に関する留意事項 ⑴　協議会の組織 ①～③　（略） ④　①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。 ア　（略） イ　設備整備区域に国立公園を含めようとする場合にあっては、その区域を管轄区域に含む地方環境局の職員 ウ～キ　（略） ⑤・⑥　（略） ⑵・⑶　（略） ７～10　（略）	第２　農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項 １　国による施策の総合的な推進 ⑴～⑺　（略） ⑻　国の相談窓口の設置 国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所等の国の地方支分部局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。 ⑼・⑽　（略） ２　（略） 第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項 １～５　（略） ６　協議会の運営に関する留意事項 ⑴　協議会の組織 ①～③　（略） ④　①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。 ア　（略） イ　設備整備区域に国立公園を含めようとする場合にあっては、その区域を管轄区域に含む地方環境事務所の職員 ウ～キ　（略） ⑤・⑥　（略） ⑵・⑶　（略） ７～10　（略）

○経済産業省告示第八十一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三条第三項の規定に基づき、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和六年経済産業省・国土交通省告示第五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項 一　（略） 二　エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項 ＧＸの実現に向け、我が国では、ＧＸ経済移行債を創設し、ＧＸ経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靭なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、ＧＸの実現に向けて、法第十条第一号イに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号ロに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支援措置を講ずる。	第二　低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項 一　（略） 二　エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項 ＧＸの実現に向け、我が国では、ＧＸ経済移行債を創設し、ＧＸ経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靭なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、ＧＸの実現に向けて、法第十条第一号イに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号ロに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支援措置を講ずる。

（新設）

1

低炭素水素等供給等事業の内容

低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにＧＸ政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　エネルギー政策

①　安全性

安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること。

②　安定供給

イ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

ロ　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

ハ　特定の国に依存しない、強靭で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。

③　環境適合性

計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。

④　経済効率性

イ　経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。

ロ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

(2)　ＧＸ政策

①　産業競争力の強化・経済成長

低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。

②　脱炭素化
国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。

2　低炭素水素等供給等事業の実施方法
低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。

(2)　低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

3　価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容
価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

(1)　エネルギー政策
①　(略)
②　安定供給
イ～ハ　(略)
ニ　我が国企業による上流権益の参入比率が高く、価格が安定していること。
ホ　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。
ヘ　特定の国に依存しない、強靭で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。
③　(略)
④　経済効率性
イ～ハ　(略)
ニ　我が国企業による上流権益の参入比率が高く、価格が安定していること。

(2)　(略)

4　価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法
価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性
①　低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。
②・③　(略)

(2)　国と低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとする者とのリスク分担の妥当性
ファイナンスリスクや供給開始リスクへの対応のため、基準価格（低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。）及び参照価格（低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。）が、定められた基本的な考え方に基づき、設定されていること。

（新設）

1　価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容
価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

(1)　エネルギー政策
①　(略)
②　安定供給
イ～ハ　(略)
ニ　我が国企業による上流権益の参入比率が高いこと、価格の安定性が高いこと。

（新設）

2　低炭素水素等供給等事業の実施方法
低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性
①・②　(略)

(2)　国と低炭素水素等供給等事業を行い、又は行おうとする者とのリスク分担の妥当性
①　ファイナンスリスクや供給開始リスクへの対応のため、基準価格（低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。）及び参照価格（低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。）が、定められた基本的な考え方に基づき、設定されていること。

（削る）

5　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びＧＸ政策の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)　エネルギー政策

①　(略)

②　安定供給

イ　低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万トンを超えること。

ロ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

ハ　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

ニ　特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。

③　(略)

④　経済効率性

イ～ハ　(略)

ニ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

(2)　(略)

②　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

3　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びＧＸ政策の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)　エネルギー政策

①　(略)

②　安定供給

低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万トンを超えること。

（新設）

(新設)

(2)　(略)

6　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(6)は必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)～(3)　(略)

(4)　低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

(5)～(7)　(略)

三・四　(略)

4　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(5)は必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)～(3)　(略)

（新設）

(4)～(6)　(略)

三・四　(略)

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年七月一日から施行する。

（低炭素水素等供給等事業計画の認定の申請等に関する経過措置）

第二条　この告示の施行の日前に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「法」という。）第七条第一項の規定により認定の申請がされた低炭素水素等供給等事業計画であって、この告示の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

2　前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた法第七条第一項の低炭素水素等供給等事業計画は、次条の規定の適用については、この告示の施行の日前に法第七条第一項の認定を受けた認定供給等事業計画とみなす。

（認定供給等事業計画に関する経過措置）

第三条　この告示の施行の日前に法第七条第一項の認定を受けた認定供給等事業計画の変更の認定、変更の指示及び取消しについては、なお従前の例による。

○国土交通省
環境省告示第四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針（令和五年国土交通省環境省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日から施行する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

第２中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

その他告示

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三条第三項の規定に基づき、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月一日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項 イ～ホ　（略） ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 (1)～(3)　（略） (4)　自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。 重点促進区域には、このほか、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する国立・国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境に重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。 促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合には、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。特に、促進区域に国立・国定公園区域を含む場合には、基本計画及び事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るものとする。また、国立・国定公園を含む基本計画を作成する場合又は事業計画を承認する場合には、国立公園にあっては地方環境事務所、国定公園にあっては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。 また、基本計画を作成する場合には、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策等、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、住民の理解を得るための取組について定めるとともに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備等、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏、交通の安全等を確	第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項 イ～ホ　（略） ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 (1)～(3)　（略） (4)　自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。 重点促進区域には、このほか、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する国立・国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境に重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。 促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合には、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。特に、促進区域に国立・国定公園区域を含む場合には、基本計画及び事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るものとする。また、国立・国定公園を含む基本計画を作成する場合又は事業計画を承認する場合には、国立公園にあっては地方環境事務所、国定公園にあっては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。 また、基本計画を作成する場合には、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策等、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、住民の理解を得るための取組について定めるとともに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備等、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏、交通の安全等を確

保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて定めるものとする。 ト　（略） 第二　（略）	保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて定めるものとする。 ト　（略） 第二　（略）

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。

○外務省告示第二百八号

令和七年十二月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定について、キルギス共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを令和八年六月二十二日に受領した。我が国は、同月二十六日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、キルギス共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、令和八年七月二十六日に効力を生ずる。

令和八年七月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百九号

我が国は、平成五年四月二十一日付けの日本国と旧ソヴィエト社会主義共和国連邦との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束の日本国とキルギスタン共和国との間における適用関係を確認する日本国政府とキルギスタン共和国政府との間の往復書簡によりキルギス共和国との間で適用されてきた、昭和六十一年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約に関し、同条約の適用を終了させる意思を令和八年六月二十六日にキルギス共和国に通告した。よって、同条約は、その第二十六条の規定に従い、我が国とキルギス共和国との間において、令和九年一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

令和八年七月一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十号

令和六年八月八日に東京及びジャカルタで署名された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書について、同議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和八年六月二十六日にジャカルタで行われた。よって、同議定書は、その第二十六条1の規定に従い、令和八年八月一日に効力を生ずる。

令和八年七月一日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第八百七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第千百七十四号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の表を次のように改める。

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と⑱に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　三等三角点「江波」広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒）から二九二度〇〇分七〇〇メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成十九年九月十日

(2)　(1)に掲げる地点から一一八度〇〇分五二メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から二〇八度〇〇分一七八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から二九〇度〇〇分三メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から二〇八度〇〇分二六〇メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から一一九度〇〇分五〇一メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から二〇五度〇〇分三一メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から一一五度〇〇分七メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から二〇五度〇〇分二一メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から二九〇度〇〇分八メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から二九四度〇〇分一五メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から二〇五度〇〇分四八メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から二九七度〇〇分二三メートルの地点
(14)　(6)に掲げる地点から二六二度〇〇分四六メートルの地点
(15)　(5)に掲げる地点から二五四度〇〇分三九メートルの地点
(16)　(2)に掲げる地点から二三二度〇〇分七五メートルの地点
(17)　(2)に掲げる地点から二五五度〇〇分一〇一メートルの地点
(18)　(1)に掲げる地点から二九八度〇〇分二二メートルの地点
次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑲に掲げる地点と⑯に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域
(19)　三等三角点「江波」広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒）から二一六度一九メートルの地点

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成十九年九月十日	

(20)　(19)に掲げる地点から二五度〇〇分五一メートルの地点
(21)　(20)に掲げる地点から二五度〇〇分二一メートルの地点
(22)　(21)に掲げる地点から一一度〇〇分九メートルの地点
(23)　(22)に掲げる地点から二五度〇〇分二八メートルの地点
(24)　(23)に掲げる地点から一一九度〇〇分五一メートルの地点
(25)　(24)に掲げる地点から一八度〇〇分三四七メートルの地点
(26)　(25)に掲げる地点から三五九度〇〇分二二メートルの地点
(27)　(26)に掲げる地点から三〇〇度〇〇分一六八メートルの地点
(28)　(27)に掲げる地点から二七度〇〇分四五メートルの地点
(29)　(28)に掲げる地点から五七度〇〇分一五四メートルの地点
(30)　(29)に掲げる地点から五四度〇〇分一〇四メートルの地点
(31)　(30)に掲げる地点から二九度〇〇分一二メートルの地点
(32)　(31)に掲げる地点から二九度〇〇分四一メートルの地点
(33)　(32)に掲げる地点から二九七度〇〇分四一メートルの地点
(34)　(33)に掲げる地点から二〇八度〇〇分一八メートルの地点
(35)　(34)に掲げる地点から二九五度〇〇分九二メートルの地点
(36)　(35)に掲げる地点から一九度〇〇分四三メートルの地点
(37)　(36)に掲げる地点から五七度〇〇分四六メートルの地点

(38)(37)に掲げる地点から九五度〇〇分七一メートルの地点
(39)(38)に掲げる地点から一九七度〇〇分二一メートルの地点
(40)(39)に掲げる地点から一九八度〇〇分一六メートルの地点
(41)(40)に掲げる地点から一〇九度〇〇分一七メートルの地点
(42)(41)に掲げる地点から七三度〇〇分一九メートルの地点
(43)(42)に掲げる地点から二一度〇〇分九六メートルの地点
(44)(43)に掲げる地点から八度〇〇分三三メートルの地点
(45)(44)に掲げる地点から三四九度〇〇分五二メートルの地点
(46)(45)に掲げる地点から七五度〇〇分一七メートルの地点
(47)(46)に掲げる地点から七五度〇〇分一一メートルの地点
(48)(43)に掲げる地点から一一六度〇〇分二五メートルの地点
(49)(42)に掲げる地点から一〇七度〇〇分二〇メートルの地点
(50)(32)に掲げる地点から八四度〇〇分二〇メートルの地点
(51)(31)に掲げる地点から一八六度〇〇分六三メートルの地点
(52)(28)に掲げる地点から八六度〇〇分四九メートルの地点
(53)(27)に掲げる地点から六四度〇〇分四七メートルの地点
(54)(25)に掲げる地点から一五八度〇〇分四四メートルの地点
(55)(24)に掲げる地点から一四八度〇〇分五六メートルの地点
(56)(19)に掲げる地点から一一七度〇〇分二三メートルの地点

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(96)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)三等三角点「江波」（広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒））から六四度〇〇分七一〇メートルの地点

(2)(1)に掲げる地点から一〇七度〇〇分九メートルの地点
(3)(2)に掲げる地点から一六四度〇〇分七一メートルの地点
(4)(3)に掲げる地点から一八二度〇〇分六〇メートルの地点
(5)(4)に掲げる地点から一九八度〇〇分二四八メートルの地点
(6)(5)に掲げる地点から一七九度〇〇分五四メートルの地点
(7)(6)に掲げる地点から一九八度〇〇分三二五メートルの地点
(8)(7)に掲げる地点から一九八度〇〇分二六三メートルの地点
(9)(8)に掲げる地点から二一九度〇〇分三六メートルの地点
(10)(9)に掲げる地点から二八七度〇〇分七メートルの地点
(11)(10)に掲げる地点から一九八度〇〇分四六メートルの地点
(12)(11)に掲げる地点から一〇〇度〇〇分二〇二メートルの地点
(13)(12)に掲げる地点から一九〇度〇〇分二〇五メートルの地点
(14)(13)に掲げる地点から九九度〇〇分一二メートルの地点
(15)(14)に掲げる地点から七二度〇〇分二八三メートルの地点
(16)(15)に掲げる地点から六二度〇〇分一〇九メートルの地点
(17)(16)に掲げる地点から一度〇〇分四三メートルの地点
(18)(17)に掲げる地点から一八度〇〇分一八三メートルの地点

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧

平成十九年九月十日

(19)(18)に掲げる地点から一八度〇〇分五六九メートルの地点
(20)(19)に掲げる地点から一〇八度〇〇分八九メートルの地点
(21)(20)に掲げる地点から一〇〇度〇〇分二六二メートルの地点
(22)(21)に掲げる地点から一九八度〇〇分二四メートルの地点
(23)(22)に掲げる地点から一〇〇度〇〇分一一二メートルの地点
(24)(23)に掲げる地点から一八度〇〇分八八メートルの地点
(25)(24)に掲げる地点から一八度〇〇分七〇メートルの地点
(26)(25)に掲げる地点から一五度〇〇分八〇メートルの地点
(27)(26)に掲げる地点から一三度〇〇分七五メートルの地点
(28)(27)に掲げる地点から八度〇〇分三九メートルの地点
(29)(28)に掲げる地点から三度〇〇分七六メートルの地点
(30)(29)に掲げる地点から三五六度〇〇分八三メートルの地点
(31)(30)に掲げる地点から三五二度〇〇分一一〇メートルの地点
(32)(31)に掲げる地点から二八七度〇〇分一メートルの地点
(33)(32)に掲げる地点から三五〇度〇〇分三メートルの地点
(34)(33)に掲げる地点から三五度〇〇分一メートルの地点
(35)(1)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一一メートルの地点
(36)(35)に掲げる地点から二五六度〇〇分一メートルの地点
(37)(36)に掲げる地点から三四九度〇〇分二メートルの地点
(38)(37)に掲げる地点から七六度〇〇分一メートルの地点
(39)(38)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一メートルの地点
(40)(39)に掲げる地点から二八七度〇〇分三九メートルの地点
(41)(40)に掲げる地点から三五〇度〇〇分七三メートルの地点
(42)(41)に掲げる地点から三二二度〇〇分八メートルの地点
(43)(42)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一二メートルの地点
(44)(43)に掲げる地点から三五〇度〇〇分四二メートルの地点
(45)(44)に掲げる地点から八〇度〇〇分三九メートルの地点
(46)(45)に掲げる地点から八〇度〇〇分七メートルの地点
(47)(46)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一六メートルの地点
(48)(47)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一メートルの地点
(49)(48)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一二メートルの地点
(50)(49)に掲げる地点から三〇六度〇〇分一メートルの地点
(51)(50)に掲げる地点から三五〇度〇〇分一〇メートルの地点
(52)(51)に掲げる地点から三五度〇〇分一メートルの地点
(53)(52)に掲げる地点から三五〇度〇〇分三五メートルの地点
(54)(53)に掲げる地点から二六三度〇〇分一メートルの地点
(55)(54)に掲げる地点から三五〇度〇〇分二メートルの地点
(56)(55)に掲げる地点から八〇度〇〇分一メートルの地点

(57)　(56)に掲げる地点から三五一度〇〇分四メートルの地点
(58)　(57)に掲げる地点から三五一度〇〇分七メートルの地点
(59)　(58)に掲げる地点から一一二度〇〇分五メートルの地点
(60)　(59)に掲げる地点から三五〇度〇〇分六九メートルの地点
(61)　(60)に掲げる地点から二九六度〇〇分三六メートルの地点
(62)　(61)に掲げる地点から一九度〇〇分二二メートルの地点
(63)　(62)に掲げる地点から一一六度〇〇分八メートルの地点
(64)　(63)に掲げる地点から一一六度〇〇分四二メートルの地点
(65)　(64)に掲げる地点から一二四度〇〇分三九メートルの地点
(66)　(65)に掲げる地点から一一七度〇〇分四四メートルの地点
(67)　(66)に掲げる地点から四二度〇〇分四〇メートルの地点
(68)　(67)に掲げる地点から六三度〇〇分五三メートルの地点
(69)　(68)に掲げる地点から九五度〇〇分四六メートルの地点
(70)　(69)に掲げる地点から八七度〇〇分四七メートルの地点
(71)　(70)に掲げる地点から一〇八度〇〇分四六メートルの地点
(72)　(71)に掲げる地点から一二二度〇〇分四六メートルの地点
(73)　(72)に掲げる地点から一一五度〇〇分一五九メートルの地点
(74)　(73)に掲げる地点から一一九度〇〇分一六二メートルの地点
(75)　(74)に掲げる地点から一六七度〇〇分七二メートルの地点
(76)　(75)に掲げる地点から一八二度〇〇分一三七メートルの地点
(77)　(76)に掲げる地点から一八五度〇〇分一三六メートルの地点
(78)　(77)に掲げる地点から一一〇度〇〇分三〇メートルの地点
(79)　(78)に掲げる地点から一七一度〇〇分二二メートルの地点
(80)　(79)に掲げる地点から三九度〇〇分三〇メートルの地点
(81)　(80)に掲げる地点から六五度〇〇分三〇メートルの地点
(82)　(81)に掲げる地点から七八度〇〇分二六メートルの地点
(83)　(82)に掲げる地点から九二度〇〇分四五メートルの地点
(84)　(83)に掲げる地点から一二七度〇〇分三六メートルの地点
(85)　(84)に掲げる地点から一五六度〇〇分三三メートルの地点
(86)　(85)に掲げる地点から一七六度〇〇分三四メートルの地点
(87)　(86)に掲げる地点から二三六度〇〇分四七メートルの地点
(88)　(87)に掲げる地点から二四〇度〇〇分四五メートルの地点
(89)　(88)に掲げる地点から二二九度〇〇分四〇メートルの地点
(90)　(89)に掲げる地点から二六〇度〇〇分三三メートルの地点
(91)　(90)に掲げる地点から三二九度〇〇分四四メートルの地点
(92)　(91)に掲げる地点から三〇六度〇〇分三六メートルの地点
(93)　(92)に掲げる地点から二七九度〇〇分二七メートルの地点
(94)　(93)に掲げる地点から二四五度〇〇分三七メートルの地点
(95)　(94)に掲げる地点から二五〇度〇〇分三〇メートルの地点
(96)　(95)に掲げる地点から二八七度〇〇分二五メートルの地点

附　則

平成二十二年国土交通省告示第四十八号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）は、廃止する。

〇国土交通省告示第八百八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第百十七号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の表を次のように改める。

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(39)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　四等三角点「丸林」安芸郡坂町字参王峠二番、五番（北緯三四度二〇分三九秒六一七九、東経一三二度三一分一八秒四五六八）から三九度五六分四七秒一九一六・三メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から四度二九分四一秒一一九・五メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から三四九度四八分二一秒一四一・五メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から三度四三分〇五秒四三・四メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から一一度四九分〇七秒六七・八メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から二八度四二分二二秒二八・一メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から一二七度一六分三一秒一九七・六メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から一五四度三一分三五秒九・六メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から一二一度一八分一〇秒五三・八メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から一一六度五五分〇九秒九四・二メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から一〇五度五二分二二秒四七・四メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から三二度二四分二三秒二二・四メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から二八七度一六分二〇秒五七・〇メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から二九八度一六分三一秒六九・九メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から三一〇度〇八分二五秒二六五・三メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から二九〇度〇四分三五秒五八・九メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良	平成二十一年一月三十日

(17)点　(16)に掲げる地点から七度〇七分四二秒四六・八メートルの地
(18)の地点　(17)に掲げる地点から二九〇度五六分四二秒五一・二メートル
(19)の地点　(18)に掲げる地点から三二六度三八分〇二秒二八・三メートル
(20)ルの地点　(19)に掲げる地点から二四〇度一五分四九秒一三一・二メート
(21)ルの地点　(20)に掲げる地点から三二九度二五分一〇秒三七二・三メート
(22)ルの地点　(21)に掲げる地点から三二九度五二分〇六秒五一二・七メート
(23)地点　(22)に掲げる地点から三二七度〇五分〇九秒二・二メートルの
(24)ルの地点　(23)に掲げる地点から二三九度二六分四九秒一一九・六メート
(25)ルの地点　(24)に掲げる地点から二三六度五五分四〇秒一三七・七メート
(26)の地点　(25)に掲げる地点から三二七度三九分五四秒三〇・九メートル
(27)の地点　(26)に掲げる地点から二三七度四〇分三九秒七五・五メートル
(28)の地点　(27)に掲げる地点から三二七度一八分〇二秒三五・〇メートル
(29)地点　(28)に掲げる地点から二三七度〇九分一九秒三・二メートルの
(30)の地点　(29)に掲げる地点から一四七度〇九分一九秒三八・九メートル
(31)地点　(30)に掲げる地点から五七度〇九分二二秒七四・七メートルの
(32)の地点　(31)に掲げる地点から一四七度〇九分二一秒一五・九メートル
(33)の地点　(32)に掲げる地点から二三七度三五分〇七秒一八・四メートル
(34)の地点　(33)に掲げる地点から一四七度〇五分五九秒三五・八メートル
(35)の地点　(34)に掲げる地点から五八度五二分〇二秒二六五・一メートル
(36)ルの地点　(35)に掲げる地点から一四九度五二分〇六秒四〇一・二メート
(37)の地点　(36)に掲げる地点から二三八度四三分二三秒四〇・三メートル
(38)の地点　(37)に掲げる地点から二三八度四三分二三秒六〇・四メートル
(39)ルの地点　(38)に掲げる地点から一四七度五六分五九秒九四一・三メート

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(14)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　三等三角点「向洋」広島市南区向洋新町一丁目一五（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度三〇分四五秒）から四二度一〇分四五六・八メートルの地点
(2)点　(1)に掲げる地点から一四一度三〇分一八四・〇メートルの地
(3)点　(2)に掲げる地点から一六五度三二分三一四・〇メートルの地
(4)点　(3)に掲げる地点から一二六度三〇分五二・〇メートルの地点
(5)点　(4)に掲げる地点から二六度〇〇分五九・六メートルの地点
(6)点　(5)に掲げる地点から一一三度四八分一五七・〇メートルの地
(7)点　(6)に掲げる地点から二二五度三〇分七〇・〇メートルの地点
(8)点　(7)に掲げる地点から九一度三〇分五〇・〇メートルの地点
(9)点　(8)に掲げる地点から二二二度三〇分六五・六メートルの地点
(10)点　(9)に掲げる地点から二八九度三一分二三三・二メートルの地
(11)点　(10)に掲げる地点から四四度四六分二九・四メートルの地点
(12)点　(11)に掲げる地点から三四七度五五分二六一・八メートルの地
(13)点　(12)に掲げる地点から三四二度一四分八七・八メートルの地点
(14)点　(13)に掲げる地点から三二四度四六分一五九・六メートルの地

施設の新設、改良　海岸保全

平成二十一年一月三十日

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百三十八号	富士吉田市上吉田七丁目六六二番地先から同市上吉田七丁目六八七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月一日

○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道五十一号	潮来市小泉二四六九番二地先から同市小泉二四二八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月一日

官庁報告

官庁事項

人事院公示第25号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年７月１日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者

改正前

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

2　この決定による改正は、令和８年７月１日から効力を発生する。

法務

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

令和８年７月１日　　法務省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

令和８年７月６日（月）午前８時30分から同年８月10日（月）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

令和８年７月13日（月）から同年８月10日（月）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　港区	１人	令和９年２月８日
	本局管内　港区	１人	令和９年３月31日
	本局管内　品川区	１人	令和９年１月14日
	本局管内　品川区	１人	令和９年３月31日
	本局管内　渋谷区	１人	令和８年12月１日
横浜地方法務局	本局管内　横浜市港南区	１人	令和８年12月１日
	川崎支局管内　川崎市高津区	１人	令和９年１月４日
さいたま地方法務局	本局管内　川口市	１人	令和９年３月２日
水戸地方法務局	本局管内　水戸市	１人	令和８年12月１日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	２人	令和８年12月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	１人	令和８年12月１日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区	１人	令和８年12月１日
大阪法務局	本局管内　大阪市北区	１人	令和９年２月22日
	本局管内　大阪市北区	１人	令和９年３月31日
	本局管内　大阪市中央区	１人	令和９年３月31日
	本局管内　枚方市	１人	令和９年３月31日
	岸和田支局管内　岸和田市	１人	令和８年12月１日
神戸地方法務局	本局管内　神戸市中央区	１人	令和８年12月１日
岐阜地方法務局	本局管内　岐阜市	１人	令和９年２月25日
福井地方法務局	本局管内　福井市	１人	令和８年12月１日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	１人	令和８年12月１日
広島法務局	本局管内　広島市中区	２人	令和８年12月１日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	１人	令和８年12月１日
福岡法務局	本局管内　福岡市中央区	１人	令和８年12月18日
	北九州支局管内　北九州市小倉北区	１人	令和９年１月４日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	１人	令和８年12月１日

宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	１人	令和８年12月１日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	令和８年12月１日
山形地方法務局	本局管内　山形市	１人	令和８年12月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	令和８年12月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	令和８年12月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	令和８年12月１日

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県釣針製造業最低工賃（平成15年兵庫労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年７月１日　　兵庫労働局長　金成　真一

兵庫県釣針製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、１個につき、右欄に掲げる金額

業　務	規　格	金　額
糸結び（右の規格の釣針と糸を結ぶ作業）	丸セイゴ針　10～13号、ハリス２号　長さ55センチメートル付	１円50銭
	チヌ針　３～５号、ハリス２号　長さ1.5メートル付	２円10銭
仕掛け（右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業）	キス仕掛　６～13号、３本針、２セット入	24円
	サビキ仕掛　７本針	25円
	胴突仕掛、２本針、２セット入	18円
包装（右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業）	バラ針15本入、台紙付	３円10銭

４　効力発生の日　令和８年７月31日

国　会　試　験

2026年度経験者採用試験（係長級（事務））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年７月１日　　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2026年度経験者採用試験（係長級（事務））

２　試験の区分　府省合同Ａ及び府省合同Ｂ

３　対象官職　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

イ　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職

ロ　事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」については、上記イの官職

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」については、上記ロの官職

４　給与

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用総合職試験又は国家公務員採用Ｉ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用総合職試験による採用後５年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

280,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）による採用後10年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

287,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」　2026（令和８）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」　2026（令和８）年４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者

一　学校教育法に定める義務教育を終了した日　14年

二　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日　11年

三　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日　11年

四　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学した日　11年
五　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日　11年
六　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）　11年
七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日　11年
八　外国において学校教育における12年の課程を修了した日　11年
九　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日　11年
十　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日　11年
十一　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した日又は同告示第２号から第５号までに規定する課程を修了した日　11年
十二　学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）又は専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）（以下「短期大学等」という。）を修了した日　９年
十三　学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した日　９年
十四　学校教育法施行規則第155条第２項第５号から第７号までに規定する課程を修了した日　９年
十五　大学等を卒業した日　７年
十六　学校教育法第102条第２項の規定に基づき大学院に入学した日　７年
十七　学校教育法第104条第７項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された日　７年
十八　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第１項第５号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）　７年
十九　大学院の課程等を修了した日　５年

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月４日（日）
⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市
⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月30日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験
⑴　試験種目
①　試験の区分「府省合同Ａ」　政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
②　試験の区分「府省合同Ｂ」　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日
①　試験の区分「府省合同Ａ」　2026（令和８）年11月上旬で指定する日
②　試験の区分「府省合同Ｂ」　2026（令和８）年11月中旬で指定する日
⑶　試験地
①　試験の区分「府省合同Ａ」　東京都
②　試験の区分「府省合同Ｂ」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

8　最終合格者発表
①　試験の区分「府省合同Ａ」　2026（令和８）年11月20日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
②　試験の区分「府省合同Ｂ」　2026（令和８）年12月４日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続
⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で認める。
申込受付期間は、2026（令和８）年７月27日（月）９時から８月17日（月）までとし、８月17日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参による申込みは2026（令和８）年７月27日（月）から７月28日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
大阪市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
福岡市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。
受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）、人事院の地方事務局及び沖縄事務所に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年７月１日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））

2　対象官職　総務省の標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、同省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）による採用後10年の経験年数を有する総合通信局における係長級職員の標準的な俸給月額

287,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　2026（令和８）年４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して12年を経過した者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）、同法に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）、同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日

二　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日

三　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学した日

四　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日

五　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）

六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日

七　外国において学校教育における12年の課程を修了した日

八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日

九　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日

十　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した日又は同告示第２号から第５号までに規定する課程を修了した日

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月４日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月30日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月中旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

7　第２次試験合格者発表　2026（令和８）年11月26日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　第３次試験

⑴　試験種目　総合評価面接試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月下旬又は12月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

9　最終合格者発表　2026（令和８）年12月23日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で試験地の変更を認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月27日（月）９時から８月17日（月）までとし、８月17日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験地の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月27日（月）から７月28日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
大阪市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
福岡市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）、人事院の地方事務局及び沖縄事務所に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年７月１日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

2　対象官職　内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営に関する事務をその職務の主たる内容とする標準的な官職が国税調査官である職制上の段階に属する官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国税専門官採用試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国税専門官採用試験による採用後８年の経験年数を有する国税調査官の標準的な俸給月額　322,600円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　2026（令和８）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月４日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月30日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月上旬又は中旬で指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

7　第２次試験合格者発表　2026（令和８）年12月２日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　第３次試験

⑴　試験種目　総合評価面接試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年12月上旬又は中旬で指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

9　最終合格者発表　2026（令和８）年12月23日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で試験地の変更を認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月27日（月）９時から８月17日（月）までとし、８月17日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月27日（月）から７月28日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１

名古屋市　人事院中部事務局　〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
大 阪 市　人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
広 島 市　人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
高 松 市　人事院四国事務局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
福 岡 市　人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
那 覇 市　人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）、人事院の地方事務局及び沖縄事務所に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年７月１日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

2　試験の区分　本省及び地方整備局・北海道開発局

3　対象官職　国土交通省の標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（ロにあっては、2026年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の対象官職を除く。）。

イ　国土交通省の所掌に係る政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務とする官職

ロ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

⑴　試験の区分「本省」については、上記イの官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職

⑵　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」については、上記ロの官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職

4　給与

⑴　試験の区分「本省」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用総合職試験又は国家公務員採用Ⅰ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用総合職試験による採用後５年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

280,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

⑵　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）による採用後10年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

287,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「本省」　2026（令和８）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、造船工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

⑵　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　2026（令和８）年４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日

二　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日

三　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学した日

四　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日

五　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）

六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日

七　外国において学校教育における12年の課程を修了した日

八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日
九　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日
十　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した日又は同告示第２号から第５号までに規定する課程を修了した日

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月４日（日）
⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市
⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月30日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験
⑴　試験種目
①　試験の区分「本省」　政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
②　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日
①　試験の区分「本省」　2026（令和８）年11月上旬で指定する日
②　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　2026（令和８）年11月中旬で指定する日
⑶　試験地　東京都

8　第２次試験合格者発表　2026（令和８）年11月26日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　第３次試験
⑴　試験種目　総合評価面接試験
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月下旬又は12月上旬で指定する日
⑶　試験地
①　試験の区分「本省」　東京都
②　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市

10　最終合格者発表　2026（令和８）年12月23日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

11　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

12　受験手続
⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月27日（月）９時から８月17日（月）までとし、８月17日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月27日（月）から７月28日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第一次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
大阪市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
福岡市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11－１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

13　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

14　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年７月１日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

2　対象官職　気象庁の標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）による採用後10年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

287,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　2026（令和８）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月４日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月30日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月中旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

7　第２次試験合格者発表　2026（令和８）年11月26日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　第３次試験

⑴　試験種目　総合評価面接試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月下旬又は12月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

9　最終合格者発表　2026（令和８）年12月23日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で試験地の変更を認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月27日（月）９時から８月17日（月）までとし、８月17日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月27日（月）から７月28日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
東京都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
大阪市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
高松市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３－33
福岡市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15－15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

令和８年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第６条第１項の規定に基づき、令和８年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

令和８年７月１日　　法務大臣　平口　　洋

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　令和８年10月18日（日曜日）

口述試験　令和９年１月21日（木曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

⑴　民法に関する知識

⑵　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

⑶　筆界（不動産登記法（平成16年法律第123号）第123条第１号に規定する筆界をいう。）に関する知識

⑷　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な測量

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

⑸　その他土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　指定時刻

土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第７条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

⑵　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	試験場指定時刻	時間	試験の内容
午前の部	午前９時15分	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑷
午後の部	午後０時45分	午後１時00分から午後３時30分までの２時間30分	上記３の⑴から⑶まで及び⑸

イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３の⑵及び⑸に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

⑸　筆記試験免除申請者

令和７年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

⑹　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月１日（水曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

５　試験場所

⑴　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

⑵　口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

６　受験申請受付期間

令和８年７月27日（月曜日）から同年８月７日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、令和８年８月７日（金曜日）までの消印があることを要する。

７　受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課

それ以外の者については、受験地を管轄する法務局民事行政部総務課又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

８　受験手数料

8,300円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

９　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、令和８年７月１日（水曜日）から全国の法務局及び地方法務局の総務課において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

令和８年11月20日（金曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）において、筆記試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

令和９年１月６日（水曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、今回の筆記試験に合格した者については、その申請により、次回（令和９年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及びその後に行われる測量の筆記試験が免除される。また、認定者については、その申請により、次回（令和９年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11　最終合格者の発表

令和９年２月15日（月曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において受験番号を掲示するほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、令和９年３月５日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

令和８年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第２号及び司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第11条第１項の規定に基づき、令和８年度簡裁訴訟代理等能力認定考査を次のとおり行う。

令和８年７月１日　　法務大臣　平口　　洋

１　受験資格

司法書士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

２　考査の期日等

⑴　期日

令和８年９月13日（日曜日）午後１時から午後３時まで

⑵　指定時刻

司法書士法施行規則第14条において準用する同規則第６条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午後０時50分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の考査室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで考査室から退室したときは、その試験を受けることができない。

３　考査の内容等

事実認定の手法に関する能力、立証活動に関する能力、弁論及び尋問技術に関する能力、訴訟代理人としての倫理に関する能力その他簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかについて、記述式により行う。

４　考査会場

考査を受けようとする者が考査申請書類を提出した法務局が指定する場所で行う。

５　考査申請書類の提出等

⑴　考査を受けようとする者は、自己が入会している司法書士会（司法書士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された司法書士会）を通じて考査申請書類の交付を受け、令和８年８月６日（木曜日）午後５時までに考査申請書類を当該司法書士会に提出し、当該司法書士会においては、同月13日（木曜日）までに各考査申請書類を取りまとめた上、次の⑵の表に定められた法務局に提出すること。

なお、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域以外の地域で考査を受けようとする者は、上記にかかわらず、当該地域を管轄する法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に考査申請書類を提出することにより、当該地域において考査を受けることができる。

おって、考査申請書類を提出するに当たっては、考査申請書類に司法書士特別研修の修了証明書を添付するほか、考査受験票裏面に氏名、連絡先及び郵便番号を記載し、85円切手を貼ること。

⑵　次の表の①欄記載の司法書士会が考査申請書類を提出する法務局は、②欄記載の法務局とする。

①	②
東京司法書士会	東京法務局
神奈川県司法書士会	
埼玉司法書士会	
千葉司法書士会	
茨城司法書士会	
栃木県司法書士会	
群馬司法書士会	
静岡県司法書士会	
山梨県司法書士会	
長野県司法書士会	
新潟県司法書士会	

大阪司法書士会	大阪法務局
京都司法書士会	
兵庫県司法書士会	
奈良県司法書士会	
滋賀県司法書士会	
和歌山県司法書士会	
愛知県司法書士会	名古屋法務局
三重県司法書士会	
岐阜県司法書士会	
福井県司法書士会	
石川県司法書士会	
富山県司法書士会	
広島司法書士会	広島法務局
山口県司法書士会	
岡山県司法書士会	
鳥取県司法書士会	
島根県司法書士会	
福岡県司法書士会	福岡法務局
佐賀県司法書士会	
長崎県司法書士会	
大分県司法書士会	
熊本県司法書士会	
鹿児島県司法書士会	
宮崎県司法書士会	
沖縄県司法書士会	
宮城県司法書士会	仙台法務局
福島県司法書士会	
山形県司法書士会	
岩手県司法書士会	
秋田県司法書士会	
青森県司法書士会	
札幌司法書士会	札幌法務局
函館司法書士会	
旭川司法書士会	
釧路司法書士会	
香川県司法書士会	高松法務局
徳島県司法書士会	
高知県司法書士会	
愛媛県司法書士会	

6　考査手数料

10,900円の額に相当する収入印紙を考査申請書に貼って納付すること。

7　認定者の発表

法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和８年12月10日（木曜日）の午後４時に考査会場を管轄する法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも認定者の受験番号を掲載する。また、前記掲示及びホームページ掲載後、認定者の受験番号及び氏名について、官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者は認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

通関士試験公告

第60回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年７月１日　　財務大臣　片山さつき

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　令和８年10月４日（日）

２．試験科目及び時間

①通関業法……午前９時30分から午前10時20分まで

②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）……午前11時00分から午後０時40分まで

③通関書類の作成要領その他通関手続の実務……午後１時50分から午後３時30分まで

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和８年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２の規定において定義する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》　通関業法	41点(13問)	４点(４問)		
《２》　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	49点(17問)	11点(11問)		
《３》　通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				20点(２問)
その他通関手続の実務	10点(５問)	３点(３問)	12点(６問)	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

注２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第59回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記３．⑴の表に掲げる試験科目すべてで合格基準を満たす必要がある。

４．試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

（試験実施地）	（受験願書提出先及びその所在地）		
北海道	函館税関業務部通関業監督官	（〒040―8561）	函館市海岸町24番４号　函館港湾合同庁舎
新潟県	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
東京都	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
宮城県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地

神奈川県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地	
静岡県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）	名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎	
愛知県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）	名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎	
大阪府	大阪税関業務部通関業監督官	（〒552―0021）	大阪市港区築港４丁目10番３号　大阪港湾合同庁舎	
兵庫県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）	神戸市中央区新港町12番１号	
広島県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）	神戸市中央区新港町12番１号	
福岡県	門司税関業務部通関業監督官	（〒801―8511）	北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎	
熊本県	長崎税関業務部通関業監督官	（〒850―0862）	長崎市出島町１番36号	
沖縄県	沖縄地区税関業務部通関業監督官	（〒900―0006）	那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎３号館	

注．試験会場は、受験票に記載して通知する。

５．受験願書の受付期間等

⑴　書面により提出する場合

①　書面により提出する場合、第60回試験から出願受付は原則郵送のみとする。（各税関への提出方法については、試験実施地を管轄する税関のホームページを確認すること。）

②　受付期間は、令和８年７月21日（火）から同年８月４日（火）までとする。郵送は、令和８年８月４日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、受験願書には、受験手数料として３千円に相当する額の収入印紙を貼付すること。

③　受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。

④　試験科目の一部免除を受けようとする者は、上記の受験願書の受付期間中に通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式Ｂ第1210号）及び証明書（税関様式Ｂ第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている者は当該通知書の写し）を受験願書とともに提出すること。

⑵　ＮＡＣＣＳを使用して提出する場合

①　ＮＡＣＣＳを使用して受験願書の提出をする場合の必要な手続は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（ＮＡＣＣＳセンター）のホームページ（https://www.naccs.jp）を参照すること。

②　受付期間・時間は、令和８年７月21日（火）午前10時から同年８月４日（火）午後５時まで（土曜日、日曜日を含む。）とし、受験手数料として２千９百円を、上記の受付期間・時間内に電子納付すること。

なお、上記の受付期間・時間内に電子納付されない場合は、ＮＡＣＣＳを使用した受験願書の提出自体が無効となるので注意すること。

③　ＮＡＣＣＳを使用して受験願書の提出を行った後、所定の箇所に写真を貼付した受験票を別途郵送により提出すること。郵送は令和８年８月４日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

④　ＮＡＣＣＳを使用して試験科目の一部免除を受けようとする者は、証明書（税関様式Ｂ第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている者は当該通知書の写し）を電子ファイルとして添付して、ＮＡＣＣＳを使用して提出すること。また、この場合の必要な手続は、ＮＡＣＣＳセンターのホームページを参照すること。

６．その他

⑴　受験願書等の請求又は受験手続に関する照会は、各税関の通関業監督官へ行うこと（郵送による場合は、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること）。

⑵　試験の詳細は、「第60回通関士試験受験案内」を参照すること。

医師国家試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条第１項の規定により、第121回医師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年７月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月６日（土曜日）及び７日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県

３　試験内容　臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者（大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した者に限る。ただし、令和７年４月１日より前に卒業した者は、この規定にかかわらず医師国家試験を受験することができる。）（令和９年３月９日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの（令和９年３月９日（火曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）

⑶　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に㋐の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、医師国家試験運営本部事務所又は医師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は医師国家試験運営本部事務所若しくは医師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに卒業証明書を提出すること。

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　医師国家試験予備試験の合格証書の写し（医師国家試験運営本部事務所又は医師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面

なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。

エ　４の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　医師国家試験受験資格の認定書の写し（医師国家試験運営本部事務所又は医師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月２日（月曜日）から同年11月30日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、医師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる医師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月30日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

イ　４の⑵に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、15,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年１月25日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、医師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月16日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月１日（木曜日）までに医師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

医師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する医師国家試験運営臨時事務所とする。

医師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県 石川県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県 熊本県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

歯科医師国家試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条第１項の規定により、第120回歯科医師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年７月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年１月30日（土曜日）及び31日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験内容　臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した者に限る。ただし、令和８年４月１日より前に卒業した者は、この規定にかかわらず歯科医師国家試験を受験することができる。）（令和９年３月９日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの（令和９年３月９日（火曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

⑴　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に㋣の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は歯科医師国家試験運営本部事務所若しくは歯科医師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

⑵　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに卒業証明書を提出すること。

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　歯科医師国家試験予備試験の合格証書の写し（歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面

なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。

エ　４の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　歯科医師国家試験受験資格の認定書の写し（歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月２日（月曜日）から同年11月30日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、歯科医師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる歯科医師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月30日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

イ　４の⑵に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、令和９年３月９日（火曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、18,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年１月18日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、歯科医師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月16日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月１日（木曜日）までに歯科医師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

歯科医師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する歯科医師国家試験運営臨時事務所とする。

歯科医師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月１日

国土交通大臣　金子　恭之

測量の種類	実施時期	地域		備考
		都道府県	市、区、(郡)、町、村名	
復旧測量	令和７年度	新潟県	新潟市	水準点（改算）
〃	〃	〃	新発田市	〃
〃	〃	〃	阿賀野市	〃
〃	〃	石川県	輪島市	三角点（改測）
〃	〃	熊本県	阿蘇市	〃
〃	〃	〃	（阿蘇郡）南阿蘇村	〃
〃	〃	鹿児島県	（熊毛郡）屋久島町	〃
〃	〃	〃	〃	三角点（標高改算）